

# 佐伯市地域防災計画

## (風水害・事故災害対策編)

令和6年3月



佐伯市防災会議



目 次

第1部 総 則

第1章 基本的事項	1
第2章 地勢及び気象	4
第3章 佐伯市における災害とその特性	6
第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	11
第5章 住民の責務	18

第2部 災害予防

第1章 災害予防の基本指針等	20
第1節 災害予防の基本的な考え方	21
第2章 災害に強いまちづくり	22
第1節 被害の未然防止事業	23
第2節 災害危険区域等の対策	26
第3節 防災施設の災害予防管理	28
第4節 防災業務施設および設備等の整備計画	34
第5節 都市・地域の防災環境整備	35
第6節 建築物の災害予防	36
第7節 農林水産物の災害予防	38
第8節 防災調査研究の推進	40
第3章 災害に強い人づくり	41
第1節 自主防災組織	42
第2節 防災訓練	46
第3節 防災教育	49
第4節 消防団等の育成、強化	54
第5節 要配慮者の安全確保	56
第6節 帰宅困難者の安全確保	61
第7節 市民運動の展開	62
第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置	63
第1節 初動体制の強化	64
第2節 活動体制の確立	66
第3節 風水害等の避難に関する事前の対策	72
第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	75
第5節 救援物資の備蓄	80

第3部 災害応急対策

第1章 災害応急対策の基本方針等	82
第1節 災害応急対策の基本指針	83

第2節	市民に期待する行動（家庭 地域 企業・事業所）	84
第2章	活動体制の確立	86
第1節	活動組織	87
第2節	動員配備	96
第3節	通信連絡手段の確保	103
第4節	防災気象情報等の収集・伝達	104
第5節	災害情報・被害情報の収集・伝達	111
第6節	災害救助法の適用及び運用	113
第7節	応援要請	118
第8節	自衛隊の災害派遣要請	120
第9節	他機関に対する支援要請	127
第10節	ボランティアとの連携	129
第11節	帰宅困難者対策	131
第12節	応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給	132
第13節	交通確保・輸送対策	133
第14節	広報活動・災害記録活動	140
第3章	生命・財産への被害を最小限にするための活動	142
第1節	風水害に関する情報の収集・市民への伝達等	143
第2節	水防	145
第3節	避難指示等及び誘導	146
第4節	救出救助	151
第5節	救急医療活動	155
第6節	消防活動	158
第7節	二次災害の防止活動	159
第4章	被災者の保護・救援のための活動	161
第1節	避難所運営活動	162
第2節	避難所外被災者の支援	166
第3節	食料供給	168
第4節	給水	171
第5節	被服寝具その他生活必需品給与	173
第6節	医療活動	177
第7節	保健衛生活動	179
第8節	廃棄物処理	181
第9節	行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び捜索	183
第10節	住宅の供給確保	187
第11節	文教対策	191
第12節	被害調査	194
第13節	社会秩序の維持	195

第14節 被災動物対策	196
第5章 社会基盤の応急対策	197
第1節 社会基盤の応急対策	198
第4部 災害復旧・復興	
第1章 公共土木施設の災害復旧	201
第2章 市民サポートセンターの設置	202
第3章 災害義援金の受入れ及び配分	203
第4章 被災者支援に関する各種制度の概要	204
第5章 財源確保の対策	205
第6章 激甚災害の指定	206
第5部 原子力災害対策	
第1章 各機関の処理すべき事務又は業務	209
第2章 災害想定	212
第3章 原子力発電所事故事前対策	214
第4章 原子力発電所事故応急対策	217
第5章 原子力災害中長期対策	223
第6部 その他の事故対策	
第1章 放射性物質事故対策	226
第2章 突発性重大事故対策	232
佐伯市地域防災計画（風水害・事故災害対策編）修正の経過	241



## 第1部 総 則

第1章 基本的事項

第2章 地勢及び気象

第3章 佐伯市における災害とその特性

第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第5章 住民の責務

## 第1章 基本的事項

### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市における風水害等の気象災害及び事故等災害（以下、「風水害等」という。）に関し、本市及び防災関係機関等が処理すべき事務または業務の大綱等を定めることにより、風水害等対策を総合的かつ計画的に推進し、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を風水害等から保護することを目的とする。

### 2 計画の構成及び内容

この計画は、風水害等対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、本市及び防災関係機関等が行うべき防災対策を「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興」の時系列的に配し、本市及び防災関係機関等の防災行動計画の策定、防災活動の実施等に係る基本指針を示すものである。

この計画の構成及び主な内容は、次のとおりとする。

構 成	主 な 内 容
第1部 総 則	本市及び防災関係機関等が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱について定める。
第2部 災 害 予 防	災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に止めるため、本市及び防災関係機関等が日ごろから行うべき措置等について定める。
第3部 災 害 応 急 対 策	災害の発生後から応急対策の終了に至るまで、本市及び防災関係機関等が行う応急対策に係る措置について定める。
第4部 災 害 復 旧 ・ 復 興	被災者の生活支援、公共施設等の災害復旧と都市の復興等について定める。
第5部 原 子 力 災 害 対 策	原子力災害に関する災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興について定める。
第6部 そ の 他 の 事 故 災 害 対 策	原子力災害を除くその他の事故災害に関する災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興について定める。

### 3 職員災害時行動マニュアル

各対策部長は、本計画に定める対策の実施に関し、職員災害時行動マニュアルを策定する。また行動マニュアルは毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。



#### 4 計画の習熟

本市及び防災関係機関等は、平常時から調査・研究、教育・研修、訓練等によりこの計画及びこれに関連する他の計画の習熟に努めなければならない。

#### 5 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

#### 6 計画の周知

この計画は、平常時から訓練、研修、広報その他の方法により、関係防災機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については市民・事業者にも広く周知徹底させ、その適切な運用を図るものとする。

## 第2章 地勢及び気象

---

### 1 位置及び地勢

佐伯市は、東経131度53分58秒、北緯32度57分36秒に位置しており、市の総面積は903 k m<sup>2</sup>で九州最大の面積を有する。

北は津久見市、西は豊後大野市及び臼杵市、南は宮崎県に接し、南部から西部にかけては「祖母傾国定公園」の一角をなす山岳地帯によって仕切られている。東部は豊後水道に面し、四国を望む南北270kmに及びリアス海岸が続いており、この海岸線は「日豊海岸国定公園」に指定されている。

域内は、番匠川下流域の平野部（沖積平野）を中心に発展した市街地と、北部、西部の山間部地域、南部、東部の海岸部地域に大きく区分される。

### 2 山間部地形

傾山を筆頭に、市域中心部から北に位置する彦岳、北西に尺間山、西に椿山と佩楯山、南西に傾山、南に場照山と元越山等の急峻な山々が屈曲しながら広い地域で連なっており、豊かな森林資源と複雑な地形を有している。

### 3 河川

佐伯市の主要河川である番匠川は、幹川流路の延長38km、流域面積464 k m<sup>2</sup>の一級河川で、その源を本匠の三国峠に発し、急峻で屈曲の多い溪谷を流下し、途中久留須川、井崎川等を含めながら東に流れ、山間部を抜けて、ゆるやかに蛇行して市街地に至り、さらに最大の支流である堅田川を合わせて灘山の麓にそって佐伯湾に注ぐ。

また、同じく三国峠を源流とする市園川、中岳川等は宮崎県の北川に合流しており、これらの川が各地域で豊かな文化を育んできた。

### 4 海岸部地形

日豊海岸に面した海岸部においては、極めて多くの変化に富んだ複雑な入り江が特徴で、同時に佐伯湾、蒲江湾、米水津湾は天然の良港となっており、豊富な水産資源に恵まれている。

また、佐伯湾に浮かぶ大入島、元の間海峡を隔てた大島、蒲江港の南方に浮かぶ屋形島、深島が点在している。

### 5 気候

気候区分は、温暖多雨を特徴とする南海型気候に属しており、年平均気温は16 前後と比較的温暖で、夏に降雨量が多く、冬には晴天が多いのが特徴といえる。

1年を通しての気温の変動幅は大きく、夏期には30 を越え、冬期には零下まで下がるが、積雪はほとんどない。

豊後水道の暖流の影響を受ける海岸部は特に暖かく、その多くが無霜地帯となっている。

山間部では、冬季に特有の吹き下ろしによって、海岸部に比べて気温が2～3℃低くなり、一部の地域では霜による被害も見られる。

## 6 降雨量

年間降水量は、平均2,100mm前後で、その約7割が梅雨期と初秋を中心として来襲する台風によってもたらされるものであるが、一般的に6月上旬の入梅の初期には多量の降雨をもたらす、1か月平均300mmに達する場合がある。

## 7 台風

7月～9月にかけては台風の進路となることが多く、台風の進路が那覇の北緯26度付近にくると佐伯地方に雨が降りはじめ、奄美大島の北緯28度付近から徐々に勢力を強め、鹿児島島の南端佐田岬の北緯31度に達すると当市も暴風雨の影響を受ける。

台風の中心部が通過する時には、中心部の到達とともに風が弱まり、通過と同時に風向きが変わり、風が強まるので注意を要する。

規模や勢力にもよるが、通常、台風が北緯33度を通過すると風はまだ強いが、雨は小降りとなり、北緯35度に達すると風雨は減少する。

## 第3章 佐伯市における災害とその特性

---

### 1 気象災害の概要

本市の気象災害のほとんどは台風、梅雨、低気圧(前線)によるものである。この大雨によって河川の氾濫、土砂災害、風倒木災害、崖崩れ等が発生して大きな被害を及ぼしてきた。主要河川は改修が進んだため氾濫は少なくなっており、近年では中小河川や都市排水の氾濫あるいは宅地造成地での崖崩れが目立っている。

また、まれに山間部等で雪害が発生する恐れがある。

### 2 大雨の特徴

大雨の原因は、前線に伴うものや台風に伴うものが多い。また、大雨は梅雨期から台風期にかけて多く発生しているが、10月～3月までの寒侯期にも、県南部では前線によって日降水量200mm超の大雨が降ったこともある。

### 3 梅雨の特徴

梅雨初期では県の南部と西部に多雨域があり、梅雨が進行するにつれてしだいに県中部から西部に移る。6月下旬の最盛期から7月中旬の末期にかけての期間中、台風が接近すると南海上から湿潤な空気が流れ込み、大雨となることがある。

### 4 台風の特徴

7月～9月にかけては台風の進路となることが多い。また、台風によって高潮が発生することもある。台風が九州を縦断する場合は、沿岸では強い北東～南東風により、海水が吹き寄せられ、気圧降下による海面の吸い上げ効果と重なって、全沿岸に高潮が発生する。また、台風が豊後水道を北上する場合も、一部に高潮が発生する。

### 5 雪害の特徴

山間部を除くと大雪となることはほとんどないが、まれに大雪のために農林業・電力施設や交通機関等に大きな被害を及ぼすことがある。近年では平成26年に積雪による道路通行止めで本匠や宇目で集落の孤立が発生した。

本市に影響を及ぼす可能性があるのは、台湾付近や東シナ海南部から低気圧が発達しながら九州南岸付近を通過する型で、雪質が湿性のため、電線への着雪をはじめ、交通、農林業など広い範囲に被害が発生する。

### 6 佐伯市に被害を及ぼした風水害等

この20年間程度に佐伯市に被害をもたらした気象災害は、台風（暴風雨）、秋雨前線による集中豪雨があり、暴風雨による建物被害、床上浸水、道路の冠水、がけ崩れなどの被害が発生している。

また、冬季には、低気圧による強風、波浪による被害や積雪による停電、道路の通行止め等の被害が発生したこともある。

本市に直接大きな被害をもたらした豪雨災害・台風は少ないが、近年、台風のみではなく、前線による局地的集中豪雨が発生しており、大災害の発生も懸念される。

なお、豪雨・台風ともに事前の気象警報や気象情報に留意することで、ある程度その前兆を捉えることは可能だが、時期を逸すると通信網の麻痺、道路・交通手段の寸断、避難障害が発生する。風水害の場合、本格的な災害状況が生じる段階までにいわゆる「警戒段階」があり、この時期において、必要な状況把握、情報連絡、必要に応じて事前避難等の活動を実施できる。

近年、佐伯市に比較的大きな被害をもたらした気象災害は次のとおりである。

発生年月	要因	発生した災害・被害の概要
合併前		
1943年 9 月 (昭和18)	台風26号、 秋雨前線	四国に上陸し中国地方を縦断した台風は、進路の西側各県に大きな被害をもたらした。当地域においては17日から20日にかけて総降水量は900ミリ近くまで達し、番匠川等の堤防決壊25箇所、橋梁流出70件等をもたらし、人的被害は死者43名、行方不明者21名を記録し、家屋被害においても全壊112戸、半壊94戸、流出143戸、床上浸水1,573戸、床下浸水4,926戸ほか、地域に甚大な被害をもたらした。
1983年 9 月26日 (昭和58)	台風10号、 秋雨前線	短時間に強い雨が降り、総降水量は400ミリを超過。棚野区で土砂流出のため県道通行止め。脇地区では300mにわたって冠水（50cm）のため県道が通行止め。県南で68校小中学校が休校する。
1984年 1 月18日 (昭和59)	大雪、着雪	南岸低気圧及び強い寒気移流により18日夕方から雪となる。市内の積雪7cm。積雪のため送電線断線により停電1,800世帯。日豊本線佐伯～延岡間が積雪のため全面ストップ。
1986年 7 月19日 (昭和61)	濃霧	高気圧周辺部に暖湿気の流入で背の低い濃霧が発生。佐伯湾で濃霧のため停泊中だった宿毛佐伯フェリーにタイ船籍貨物船が衝突。フェリー客2名が軽傷。
1990年10月 5 日 (平成2)	台風21号	降り始めから3日間にわたり、累計420ミリの大雨が降り、大規模な土石流が発生した。町道下梶寄鶴御崎線登り口付近で発生した土砂崩れが、土石流となって地区へ流れ込み、下梶寄地区内の家屋2戸1階部分が土砂で埋没した。
1991年10月 3 日 (平成3)	台風19号	主として強風（48m/秒）による建物被害、農作物被害が発生。市内では床下浸水も発生。飛来物等による軽傷者5名。住家半壊1棟、一部破損119棟、非住家70棟が全半壊。1,486世帯で停電。農林水産業に多大な損害を残す。
1993年 9 月 3 日	台風13号	暴風雨による住家被害が多発。道路、河川等で被害が多発。

(平成5)		住家半壊1棟、一部破損66棟、非住家16棟全半壊、床上浸水153棟、床下浸水1,104棟。河川被害17か所、がけ崩れ38か所、道路被害25か所。農林水産業に多大な被害あり。
1997年9月15日 (平成9)	台風19号	暴風雨により鶴岡地区が浸水。住家一部損壊3棟、床上浸水135棟、床下浸水289棟。河川被害16か所、道路被害22か所、がけ崩れ14か所。農林水産物に多大な被害あり。
1999年7月26日 (平成11)	台風5号	道路・田畑の広範囲にわたる冠水。
1999年9月14日 (平成11)	台風16号	農作物被害、道路法面崩壊、非住家一部損壊、住家床下浸水。
1999年9月24日 (平成11)	台風18号	市内一円に台風による風被害発生(41m/秒)。新聞配達中、バイクごと水路に転落で1名死亡。住家一部損壊213棟、非住家23棟が全半壊、床下浸水8棟、農作物の被害、道路通行止め、土砂崩れ。
2000年9月14日 (平成12)	台風14号	農業用施設の損壊、道路通行止め。
2003年11月28日 (平成15)	大雨	時間雨量98ミリという大雨により、小規模河川の氾濫、土砂崩れが多発し、住宅が土砂で埋まった。床上浸水28戸、住居半壊6戸、町道9路線で土砂の流出があり、陸上自衛隊に派遣要請を行った。
2004年8月29日 (平成16)	台風16号	住家・非住家の床下浸水、全部・一部破損、停電、風倒木、土砂崩れ、農作物の被害、道路通行止め。
2004年9月7日 (平成16)	台風18号	住家・非住家の床下浸水、全部・一部破損、停電、風倒木、土砂崩れ、農作物の被害、道路通行止め、電柱倒伏。
2004年10月 (平成16)	台風23号	暴風雨により、床上浸水、建物損壊や道路冠水、倒木による被害が多発。堅田、木立、鶴岡などでは孤立が発生。土砂崩落130か所以上、冠水より道路寸断が多数発生。床上浸水が200軒を越す。農林水産業に多大な被害あり。鶴見町では、暴風雨と波浪により、海岸沿いの道路の崩落や防波堤、護岸の崩壊などの被害が多発した。羽出浦地区の県道梶寄浦佐伯線が崩落して通行止めになった他、町内の6つの漁港施設が風波で崩壊するなど大きな被害を受けた。(全国で死者68人、行方不明20人、負傷者352人が発生。)
合併後		
2005年9月5日 (平成17)	台風14号	暴風により各地で床上、床下浸水が発生。直川で暴風にあおられ死者1名。負傷者3名。床上浸水104世帯、床下浸水300世帯。宇目、弥生に避難勧告発令。
2006年9月16日 (平成18)	台風13号	暴風雨により各地でがけ崩れや床上浸水が発生。米水津の民家裏にて大規模ながけ崩れ発生。落石や土砂で道路交通止め。佐伯湾に避難停泊中のモルディブ船が横転し船員1名が死亡。隣の延岡市では竜巻が発生し、3名死亡、140名が負傷し、JR特急列車が横転する災害が発生。
2007年8月2日	台風5号	暴風雨により各地でがけ崩れや床上浸水が発生。上浦で負傷

(平成19)		者1名。木立にて倒木による住家一部損壊。直川にて非住家全壊。本匠、直川、蒲江の一部で停電1600戸。冠水や越波による通行止め多発。各地で土砂崩落。宇目に避難勧告発令。
2007年12月22日 (平成19)	低気圧	低気圧による強風、波浪による海上波浪害。蒲江名護屋鼻先端付近で小型船が岩場に乗り上げ、船員の男性が海に投げ出され死亡。
2009年8月10日 (平成21)	台風9号	台風からの湿った空気の流れ込みと日射の影響で待機状態が不安定となる。佐伯市沖合の岩場で釣りをしていた男性2名が波に足をさらわれ海中へ転落。1名は救助されるも1名は行方不明となる。
2010年2月25日 (平成22)	低気圧	低気圧による強風、波浪による海上波浪害。蒲江屋形島南沖付近で、風や波により転覆したとみられる漁船を発見。船員は付近の岩場で死亡しているのが発見される。
2010年4月3日 (平成22)	高気圧	高気圧による突風被害。蒲江マリンカルチャーセンターでサッカー試合中にテント2張が突風にあおられ倒れる。そばで観戦していた女性3名が下敷きとなり、2名が骨折。
2011年9月19日 (平成23)	台風15号	暴風雨により各地でがけ崩れや床上浸水が発生。弥生、本匠にて住家一部損壊2軒。土砂崩落、流出により道路通行止め51箇所。本匠に避難勧告発令。
2012年10月17日 (平成24)	秋雨前線	短時間的豪雨により、床上浸水や道路冠水、土砂崩落が発生。米水津竹野浦川の氾濫により住家20棟が床下浸水。鶴岡地区、蒲江地区で床下浸水6棟。
2013年10月24日 (平成25)	台風27号	暴風雨により各地でがけ崩れが発生。降り始めからの雨量が500ミリを越す。弥生、直川、坂の浦にて民家裏のがけ崩れ発生。宇目、蒲江等で法面崩壊で市道、林道等が通行止めとなる。各地で冠水による通行止め多発。
2014年2月13日 (平成26)	大雪	積雪による道路の通行止めによる孤立集落の発生。停電（本匠60戸、宇目60戸）。宇目にて軽傷者1名。積雪によりハウス倒壊等の農業被害多数。
2015年8月24日 (平成27)	台風15号	暴風雨により建物損壊や道路冠水、倒木による被害が多発。茶屋ヶ鼻橋上でトラック横転により負傷者発生。冠水や倒木、土砂崩落で道路通行止めが多発。農業、水産関連被害大。
2015年9月24日 (平成27)	秋雨前線	短時間的豪雨により、床上浸水や道路冠水、土砂崩落が発生。蒲江地区にて床上浸水2件、床下浸水2件。白濁区において急傾斜地崩落により民家2軒損傷。冠水や土砂崩落により通行止め多発。佐伯市全域に避難準備情報。蒲江、米水津、鶴見、上浦、青山、大入島（日向泊）に避難勧告発令。
2016年9月19日 (平成28)	台風16号	暴風雨により市内全域に避難勧告発令。蒲江で降り始めから400ミリを越す。蒲江等で住宅の床上、床下浸水計200件超、水道の管路破損により494戸断水、停電300戸、市道被害101箇所、河川被害94箇所、急傾斜地被害21箇所、林道被害76箇所、流木等漂着物被害8漁港で630トン。
2017年7月5日 (平成29)	梅雨前線	福岡県、大分県全域に大雨特別警報発令（中津市、日田市を中心とした発表。）大分県の県境（日田市、福岡県朝倉市）付近の豪雨により、朝倉市、東峰村、日田市で計40人死亡。

		直前の台風3号の襲来を含め、住宅被害（福岡県、大分県合計）全壊300棟、半壊1000棟超、床上浸水、床下浸水合計1500棟超。佐伯市内全域に避難勧告が発令されたが被害なし。
2017年9月16日 （平成29）	台風18号	暴風雨により市内全域に避難指示発令。佐伯市剣崎で時間雨量84.5ミリ、宇目で89.5ミリの猛烈な雨を観測。最大1時間降水量の通年の極値を更新。 佐伯、鶴見、米水津付近で各々約110ミリをはじめとする「記録的短時間大雨情報」合計3回発表。弥生尺間、海崎駅前を中心に河川氾濫等により、家屋流出1件、家屋半壊等7件、床上浸水300件、床下浸水500件を越す住宅被害発生。冠水・土砂・崩落等による道路通行止め多数発生。JR延岡・臼杵間の長期間不通。農林道等被害、多量の漂着物発生等による農林水産関係被害多数発生。これらの被害により災害救助法適用
2018年7月2日 （平成30）	台風7号	暴風雨により宇目落水地区、木浦鉦山地区に避難勧告発令。宇目で降り始めから434ミリの雨量を観測。落水地区で土砂崩落のため家屋1棟崩壊。
2018年9月30日 （平成30）	台風24号	市内一円で暴風被害発生。家屋屋根等一部損壊30件超、農業施設（ビニールハウス）被害20件超。倒木等による道路通行止め20箇所超。
2020年1月27日 （令和2）	大雨	前線を伴った低気圧の影響により日最大1時間雨量が観測史上最大となる117.5ミリを観測する季節外れの記録的な大雨。日降水量200ミリを超える雨（佐伯：217.5ミリ、蒲江239.0ミリ）を観測し、「記録的短時間大雨情報」合計6回発表。暴風と高波及び落雷に関する県気象情報も発表され、市海上で行方不明者1名の人的被害発生。その他床上浸水22棟、床下浸水78棟、道路被害9件、河川被害1件及び土砂被害6件発生。
2022年9月17日 （令和4）	台風14号	暴風雨により市内全域に緊急安全確保発令。宇目重岡で降り始めから601ミリの雨量を観測。蒲江にて最大瞬間風速50.4m(9/18 21:20)を観測。蒲江や宇目等にて長時間の停電が発生。家屋屋根等一部損壊150件超、農業被害43件、水産関連被害105件。林業被害2件



## 第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

---

### 1 市（市長、消防機関、教育委員会）

市は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関又は他の地方公共団体の協力を得て、次に掲げる業務を処理するものとする。また、災害救助法が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施にあたるものとする。

- （1）佐伯市防災会議に関すること。
- （2）災害対策本部を設置し、地域防災の推進を図ること。
- （3）気象予報若しくは警報の地域住民への伝達に関すること。
- （4）災害に関する情報の収集及び伝達等に関すること。
- （5）被害状況の調査報告に関すること。
- （6）消防、水防、その他の応急措置に関すること。
- （7）居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示等に関すること。
- （8）被災者の救難、救助、その他の保護に関すること。
- （9）清掃、防疫、その他の保健衛生に関すること。
- （10）所管施設及び設備の応急復旧に関すること。
- （11）その他防災に関し、市の所掌すべきこと。

### 2 大分県（知事、警察本部、教育委員会、企業局、病院局）

県は、佐伯市及び指定地方公共機関等が処理する防災事務又は業務を助け、これらを総合調整するとともに、おおむね次の事項を担当し、また、災害救助法に基づく応急救助を実施し、かつ市に対し、必要な防災上の指示、勧告を行うものとする。

- （1）県防災会議に関すること。
- （2）災害対策本部を設置し、県の地域にかかる防災の推進を図ること。
- （3）被害状況の収集調査に関すること。
- （4）水防その他の応急措置に関すること。
- （5）犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持に関すること。
- （6）県営ダム等の防災管理に関すること。
- （7）緊急輸送車両の確認に関すること。
- （8）災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。
- （9）所管施設及び設備の応急復旧に関すること。
- （10）その他防災に関し、県の所掌すべきこと。

### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、佐伯市の処理すべき防災事務に関し積極的な協力を行うものとする。

- (1) 九州管区警察局
  - ア 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事。
  - イ 広域的な交通規制の指導調整に関する事。
  - ウ 災害時における他管区警察局との連携に関する事。
  - エ 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事。
  - オ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関する事。
  - カ 災害時における警察通信の運用に関する事。
- (2) 九州財務局(大分財務事務所)
  - ア 公共事業等被災施設査定会の立会に関する事。
  - イ 地方公共団体に対する災害融資に関する事。
  - ウ 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関する事。
  - エ その他防災に関し、財務局の所掌すべき事。
- (3) 九州厚生局(大分事務所)
  - ア 被害状況の情報収集、通報に関する事。
  - イ 災害時における関係職員の現地派遣に関する事。
  - ウ 災害時における関係機関との連絡調整に関する事。
  - エ その他防災に関し、厚生局の所掌すべき事。
- (4) 九州農政局(大分県拠点)
  - ア 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の応急復旧に関する事。
  - イ 災害時における応急用食料の調達・供給に関する事。
  - ウ 主要食料の安定供給対策に関する事。
  - エ その他防災に関し、農政局の所掌すべき事。
- (5) 九州森林管理局(大分森林管理署)
  - ア 国有林野の治山事業の実施に関する事。
  - イ 保安林、保安施設等の保全に関する事。
  - ウ 国有災害応急対策用木材(国有林)の需給に関する事。
  - エ その他防災に関し、森林管理局の所掌すべき事。
- (6) 九州経済産業局
  - ア 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関する事。
  - イ 被災した中小企業等に対する融資あっ旋に関する事。
  - ウ その他防災に関し、経済産業局の所掌すべき事。
- (7) 九州産業保安監督部
  - ア 鉱山における災害の防止に関する事。
  - イ 鉱山における災害時の応急対策に関する事。
  - ウ 危険物等の保全に関する事
  - エ その他防災に関し、産業保安監督部の所掌すべき事。
- (8) 福岡管区気象台(大分地方気象台)
  - ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事。
  - イ 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び

- 特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じて住民への周知に関すること。
- ウ 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成についての技術的な支援・協力に関すること。
- エ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町村に対しての気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。（活動に当たっては大分県や各市町村、その他の防災関係機関との連携に配慮する。）
- カ 気象業務に必要な観測体制の充実及び、予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること。
- (9) 第七管区海上保安本部（佐伯海上保安署）
- ア 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。
- イ 災害に関する情報収集及び関係機関等との連絡調整に関すること。
- ウ 警報等の伝達に関すること。
- エ 海難救助及び緊急輸送等に関すること。
- オ 流出油・有害液体物質の防除指導に関すること。
- カ 海上交通安全（危険物の保安措置を含む）に関すること。
- キ 犯罪の予防・治安の維持等に関すること。
- ク その他防災に関し、海上保安本部の所掌すべきこと。
- (10) 九州運輸局（大分運輸支局）
- ア 陸上及び海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、運送事業者に協力要請を行うこと。
- イ 被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。
- ウ 自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。
- エ 船舶運航事業者に対する航海命令に関すること。
- オ 港湾運送事業者に対する公益命令に関すること。
- カ その他防災に関し、運輸支局の所掌すべきこと。
- (11) 九州地方整備局（別府港湾・空港整備事務所、佐伯河川国道事務所、延岡河川国道事務所）
- ア 直轄河川の整備、管理及び水防に関すること。
- イ 直轄国道の整備、管理及び防災に関すること。  
（ただし、延岡河川国道事務所は管理及び防災に関すること）
- ウ 直轄高速自動車国道（東九州自動車道（佐伯IC～宮崎県堺））の管理及び防災に関すること。
- エ 直轄港湾、航路、海岸、砂防の整備及び防災に関すること。
- オ 高潮、津波災害等の予防に関すること。
- カ 大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合の協定に基づく支援に関すること。
- キ その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべきこと。

(12) 九州総合通信局

- ア 非常通信体制の整備に関する事。
- イ 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事。
- ウ 災害時における通信機器、移動電源車、可搬型発電機及び臨時災害放送局用機器の貸し出しに関する事。
- エ 災害時における電気通信の確保に関する事。
- オ 非常通信の統制、管理に関する事。
- カ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事。

(13) 大分労働局

- ア 工場、事業場における労働災害の防止に関する事。
- イ その他防災に関し、労働局の所掌すべき事。

4 自衛隊（陸上自衛隊第2特科団第301多連装ロケット中隊、海上自衛隊佐伯基地分遣隊）

- (1) 災害時における人命救助、消防、水防に関する事、及び被災地への医療、防疫、給水、災害通信に関する事。
- (2) 災害復旧における道路の応急復旧に関する事。
- (3) その他防災に関し、自衛隊の所掌すべき事。
- (4) 海上輸送の協力と海上活動の支援に関する事。
- (5) その他防災に関し、自衛隊の所掌すべき事。

5 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ防災に関し、おおむね次の事項について佐伯市が処理すべき防災事務に関し、積極的に協力するものとする。

- (1) 九州旅客鉄道株式会社（大分支社佐伯駅）
  - ア 鉄道施設等の防災、保全に関する事。
  - イ 災害時における鉄道車両等による人員の緊急輸送の協力に関する事。
- (2) 日本貨物鉄道株式会社（九州支社大分営業支店）
  - ア 鉄道施設等の防災、保全に関する事。
  - イ 災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送の協力に関する事。
- (3) 西日本電信電話株式会社（大分支店佐伯営業所）

電気通信設備の防災、保全と重要通信の確保に関する事。
- (4) 携帯電話会社（KDDI、NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社（九州営業部））

携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関する事。
- (5) 日本銀行（大分支店）
  - ア 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節
  - イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
  - ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
  - エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

オ 各種措置に関する広報

(6) 日本赤十字社（大分県支部）

- ア 医療救護に関すること。
- イ 救援物資の備蓄と配分に関すること。
- ウ 災害時の血液製剤の供給に関すること。
- エ 義援金の受付と配分に関すること。
- オ その他災害救護に必要な業務に関すること。

(7) 日本放送協会（大分放送局）

- ア 気象予報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。
- イ 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。

(8) 日本通運株式会社（大分支店佐伯営業所）

災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。

(9) 九州電力送配電株式会社（大分支店 配電部 佐伯配電事業所）

- ア 電力施設の整備と防災管理に関すること。
- イ 災害時における電力供給確保に関すること。
- ウ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。

(10) 西日本高速道路株式会社（九州支社大分高速道路事務所）

管理する道路等の整備・改修に関すること。

(11) 日本郵便株式会社（佐伯郵便局）

- ア 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。
- イ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
  - (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。
  - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。
  - (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。
  - (エ) 被災者の救援を目的とする寄附金の送付のための郵便振替の料金免除に関すること。
  - (オ) ゆうちょ銀行委託業務及びかんぽ生命委託業務の非常取扱いに関すること。
- ウ その他防災に関し、日本郵便株式会社の所掌すべきこと。

## 6 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ防災に関し、おおむね次の事項について佐伯市が処理すべき防災事務に関し積極的に協力するものとする。

- (1) 株式会社大分放送（南部支社）、株式会社テレビ大分、大分朝日放送株式会社、株式会社エフエム大分、大分県デジタルネットワークセンター株式会社（株式会社ケーブルテレビ佐伯）  
気象予報等、災害情報の周知徹底及び防災知識の普及等災害広報の協力に関すること。
- (2) 公益社団法人大分県トラック協会（佐伯分会）
  - ア 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
  - イ 災害時における輸送・物流に関する専門知識を有する者の派遣協力に関すること。
- (3) 一般社団法人大分県バス協会、大分バス株式会社（佐伯営業所）

- ア 災害時における自動車による被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関すること。
- イ 災害時における輸送線路及び施設の確保に関すること。
- (4) 一般社団法人大分県医師会（佐伯市医師会）  
災害時における助産、医療救護に関すること。
- (5) 一般社団法人大分県LPガス協会（佐伯地区LPガス協議会）
  - ア ガス施設の整備と防災管理に関すること。
  - イ 災害時におけるガス供給確保に関すること。
- (6) 一般社団法人大分県歯科医師会（佐伯市歯科医師会）  
災害時における医療救護及び被災者の特定等に関すること。
- (7) 有限会社大分合同新聞社（佐伯支社）、株式会社朝日新聞社（佐伯通信局）、社団法人共同通信社大分支局、株式会社時事通信社大分支局、株式会社西日本新聞社（佐伯支局）、株式会社日刊工業新聞社大分支局、株式会社日本経済新聞社大分支局、株式会社毎日新聞社（佐伯通信部）、株式会社読売新聞社（佐伯通信部）  
気象予報等、災害情報の新聞による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報の協力に関すること。
- (8) 公益社団法人大分県看護協会（佐伯支部）
  - ア 災害時における災害看護に関すること。
  - イ 災害後の高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の支援に関すること。
- (9) 公益社団法人大分県薬剤師会（佐伯市薬剤師会）  
災害時における医療救護及び医薬品の供給への支援に関すること。
- (10) 一般社団法人大分県建設業協会（佐伯支部）
  - ア 災害時における道路啓開に関すること。
  - イ 公共土木施設等の災害応急対策に関すること。

## 7 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的な団体及び防災上重要な施設の管理者は、当該業務の実施を通じて防災に寄与するとともに、佐伯市が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

- (1) 農林水産関係団体
  - ア 市が行う農林、水産関係の被害調査及び応急対策に対する協力に関すること。
  - イ 農作物、林産物、水産物等の災害応急対策についての指導に関すること。
  - ウ 被害農林漁業者に対する融資又はその斡旋に関すること。
  - エ 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。
  - オ 飼料、肥料、種苗、漁具等の確保対策に関すること。
- (2) 商工会議所等商工業関係団体
  - ア 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者、斡旋等の協力に関すること。
  - イ 災害時における物価安定についての協力に関すること。
  - ウ 救助用物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保についての協力及びこれらの斡旋に関すること。

（3）建設業関係団体

- ア 災害時における応急復旧の協力に関すること。
- イ 応急復旧に関わる資材の確保。

（4）社会福祉法人大分県社会福祉協議会

- イ 災害ボランティアに関すること。
- ロ 避難行動要支援者への支援に関すること。
- ハ 生活福祉資金の貸付に関すること。

（5）さいき市民放送株式会社（エフエムさいき）

- ア 気象予報等、災害情報の周知徹底に関すること。
- イ 防災知識の普及等災害広報の協力に関すること。

## 第5章 住民の責務

---

本市住民は、災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。



## 第2部 災害予防

第1章 災害予防の基本指針等

第2章 災害に強いまちづくり

第3章 災害に強い人づくり

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

## 第1章 災害予防の基本指針等

### 第1節 災害予防の基本的な考え方

## 第1章 災害予防の基本指針等

---

佐伯市において、風水害から市民の生命・財産の安全を確保するための災害予防対策は、大別して「災害に強いまちづくりのための対策」「災害に強い人づくりのための対策」「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の3つに区分できる。

このうち「災害に強いまちづくりのための対策」は、災害防止のための施設整備等のハード施策であり、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え、被害を最小限にするために事前に措置すべきソフト対策である。施策の推進に当たっては、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害予防の高度化に取り組んでいく。

さらに、佐伯市では「国土強靱化計画」などをもとに対策を推進する。

### 第1節 災害予防の基本的な考え方

#### 1 災害に強いまちづくりのための対策

ハード整備による予防を完璧に実施することは、物理的にも予算的にも限界がある。ここでいう「災害に強いまちづくり」とは、被害を未然に防止するとともに、発生したとしても被害を最小限に止め、その後の復旧・復興を迅速に推進するための対策である。

#### 2 災害に強い人づくりのための対策

防災訓練、防災知識の普及・啓発活動、消防団・自主防災組織の育成・強化事業を通じて、防災関係機関職員や市民の災害対応力・防災行動力を向上させ、災害に際して適切な行動・対応がとれるようにするための対策である。

#### 3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するのに必要な、活動体制・活動条件の整備や物資等の整備に関する事前対策である。

## 第2章 災害に強いまちづくり

第1節 被害の未然防止事業

第2節 災害危険区域等の対策

第3節 防災施設の災害予防管理

第4節 防災業務施設および設備等の整備計画

第5節 都市・地域の防災環境整備

第6節 建築物の災害予防

第7節 農林水産物の災害予防

第8節 防災調査研究の推進

## 第2章 災害に強いまちづくり

---

「災害に強いまちづくり」とは、災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、海岸、道路、その他公共施設の維持管理を適切に行うとともに、治山事業、治水事業、港湾事業、海岸事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、内水対策事業、その他の保全事業、都市の防災対策事業及び道路の災害対策事業を計画的かつ総合的に推進することを主な内容とし、建築物の災害予防、農林水産物の災害予防及び防災研究の推進とあわせ、全体として、災害に強いまちづくりを目指す対策として位置づけられる。

### 第1節 被害の未然防止事業

災害から市民の生命、身体、財産を保護し、被害を未然に防止するための防災対策事業は、おおむね以下のように推進するものとする。

#### 1 治山事業

県が実施する治山事業において積極的に働きかけを行いながら、保安林の整備、拡張、必要に応じた治山ダムの整備等に重点をおき、治山対策を促進するものとする。

また、普通林においても水土保全機能を高度に発揮させるため、佐伯広域森林組合等関係団体と連携を図りながら、造林関係事業を活用した適切な森林整備を推進する。

さらに、市が実施する県単補助治山事業や市単独による林地等崩壊防止事業の実施により、林地崩壊による住宅等への直接的被害を防止するとともに、崩壊した林地の復旧を図る。

#### 2 土砂災害防止事業

県が実施する土砂災害防止事業において積極的に働きかけを行いながら、土砂災害警戒区域等や砂防指定地等を中心に施設整備を促進するものとする。

さらに、土砂災害警戒区域等については、県と連携して土砂災害警戒区域等の指定によるソフト対策を実施するとともに、宅地造成については、法令や制度による指導・監督に努めるものとする。

また、危険箇所を公表・周知するとともに、点検・補強事業等及び土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備を図る。

#### 3 河川改修事業

直轄河川及び県管理河川は、河川改修、又は災害復旧等により、逐次整備されつつあるが、河川改修事業は国・県計画によるものとし、市は国、県計画への働きかけと事業実施段階における地元協議に積極的に協力し、事業促進を促すものとする。

また、市管理河川の準用河川及び普通河川については、計画的な改修によって河川整備を図るものとし、気候変動による水害リスクの増大に備えるため、各種防災保全事業との連携に加え、流域に関わるあらゆる関係者（国、県、市、企業、住民等）が協働し流域全体で行う「流域治水」を推進するものとする。

#### 4 内水被害対策事業

台風、集中豪雨により内水被害が生じるおそれがある場合に、速やかに被害の軽減を図るため、雨水排水ポンプ、工事用仮設ポンプを稼働させる等必要な措置を講じる。

また、大雨のたびに冠水被害を受けている地域において、内水被害を軽減するため、護岸・水路・越流堤・ポンプ等の整備を図る。

#### 5 砂防事業

県が実施する砂防事業については、台風、集中豪雨により山崩れ、地すべり等による土石流の直撃を防止するとともに、流出土砂による河床上昇、洪水氾濫等の間接的な土砂災害を防止するため砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備を図る。

さらに、市が実施する市町村営急傾斜地崩壊対策事業や市単独事業により、住宅等への直接的被害を防止するとともに、崩壊した斜面の復旧を図る。

#### 6 海岸保全事業

台風、高潮、波浪等に対して、海岸地帯の関係住民や家屋及び各種施設等を保護するため、国、県に働きかけを行い、海岸堤防の整備、海岸侵食の防止等を図る。

#### 7 港湾及び漁港整備事業

県管理の佐伯港において、大規模災害が発生した場合の住民の避難や物資の緊急輸送に充てるため岸壁等の施設の整備を図る。

漁港の整備は漁船の係船のみならず各種施設用地の造成も含めて実施するものとする。また、漁港海岸保全は危険度の高い、被害の発生しやすい箇所から実施するものとする。

#### 8 道路整備事業

本市は広大な市域面積を有する関係上、急峻な山間部や海岸部等が多く含まれており、道路沿線は急傾斜地が多く、雨季等において崖くずれ、路肩崩壊が多く発生している。

国、県道の改修事業は、国、県の計画によるものとし、市は国、県への計画の働きかけと、事業実施段階における地元協議に積極的に協力し、事業促進を図るものとする。

市道の整備については地域住民の生産活動、日常生活の利便性を向上させ、かつ、防災活動上主要な市道から逐次改良事業を実施するものとする。

#### 9 農地防災事業

洪水、高潮、土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、堤防排水路等の施設を整備して、災害の発生防止を図るものとする。

- (1) 防災ダムの維持管理
- (2) ため池等整備事業の実施
- (3) 用排水施設等整備事業の実施
- (4) 農地保全整備事業の実施

- (5) 地域防災機能増進事業の実施
- (6) 農業用河川工作物等応急対策の実施
- (7) 農地保全に係る地すべり等防止事業の実施
- (8) 防災重点農業用ため池緊急整備事業の実施

このため必要な農地、農業用施設等の要防災地区を定め、当該地区を主体とした防災対策に関する長期計画を樹立し、実施するものとする。

## 10 総合的な土砂災害対策

土砂災害の恐れのある箇所については、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の周知に努め、警戒避難体制の整備、一定の開発行為等に対する抑制施策を推進するとともに、土砂災害発生の危険性が高い箇所から、砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による指定を行い、各種砂防事業を実施する等総合的な土砂災害対策を推進すると共に、日常から土砂災害に関する情報の収集、伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について、地域住民に周知する。

## 第2節 災害危険区域等の対策

### 1 災害危険区域の調査

災害発生を未然に防止し、または、被害の拡大を防止するため、県及び防災関係機関とともに、暴風雨、豪雨、洪水、高潮、地すべり等により災害の発生するおそれのある地域については、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握しておくものとする。

把握すべき災害危険区域は、以下のとおりである。

#### (1) 砂防指定地

砂防法第2条の規定により国土交通大臣の指定した土地

#### (2) 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく指定区域

#### (3) 災害危険区域

建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域であり、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域

#### (4) 地すべり防止区域

地すべり等防止法に基づく指定区域

#### (5) 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進に関する法律に基づく指定区域

#### (6) 保安林及び保安施設地区

森林法第25条及び第41条に基づく指定区

#### (7) 水防上重点をおくべき区域

「水防計画」に定める重要水防区域、水防区域及び風倒木流出による水防区域

#### (8) 海岸危険区域

海岸法に基づき、海岸保全区域として指定した区域

#### (9) 宅地造成工事規制区域

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく指定区域

#### (10) 災害危険性が高い盛土

盛土による災害防止に向けた総点検等で危険が確認された盛土について、速やかに宅地造成及び特定盛土等規制法など各法令に基づく是正指導を行うものとする。

#### (11) その他災害危険予想箇所

地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、山地災害危険地区、落石等危険箇所、災害危険河川区域、内水被害区域等のその他災害危険予想箇所

### 2 災害危険区域等の対策

#### (1) 災害危険区域の指定及び周知公表

県とともに、法令に基づく災害危険区域等の指定を促進するとともに、災害危険区域の調査結果をカルテ化し、内部利用に供するほか、適宜積極的に公表する。

#### (2) 事業の進捗の定期的点検

県とともに、各災害危険区域の防災事業の進捗状況を定期的に点検し、それらによる危険性



の解消状況を把握しておく。

災害危険区域等の把握結果を周知・公表するにあたっては、警戒避難体制の整備と合わせて推進する必要があり、市は、危険箇所・区域ごとに地域住民と協議し、その対応方策を含む総合的な警戒避難体制を検討しておくものとする。

### 第3節 防災施設の災害予防管理

各種防災施設の災害の種別に応じた維持補修及び管理について必要な事項は、この節の定めるところによって実施するものとする。

#### 1 風水害に対する予防対策

##### (1) 河川施設の維持管理

河川管理者と協力して、出水期に備えて巡視点検を厳にし、決壊口、災害復旧未着手箇所、その他の危険箇所は、早期に本工事に着手するか維持修繕を行う。また、万一に備え各水防倉庫に空俵、縄等の備蓄資材を補給しておく。

また、水門、樋門は特に門扉、捲上機等を巡視点検し、門扉の不良箇所は補修を行い諸機器の運転を容易にし、出水に備える。なお、必要な土俵等も準備しておくものとする。

その他の施設についても氾濫、決壊の原因とならないよう常に維持補修を実施する。

##### (2) 道路及び道路保護施設の維持管理

道路及び道路附属物は、それぞれの管理者において、常時良好な状態に保つよう維持管理、補修し一般交通に支障を及ぼさないよう努める。

##### (3) 内水被害の予防対策

内水被害に対処するため、河川、雨水路、公共下水道等下水道施設の適切な維持管理を図るとともに、内水対策施設（護岸・水路・越流堤）、雨水排水ポンプ場の整備促進に努めるものとする。

なお、浸水の危険度が高い地域においては、雨水排水ポンプ場が整備されるまでの対策として、工所用仮設排水ポンプの配備など必要な措置をとるものとする。また、雨水排除に係る各管理者相互の連携による適切な対応を図るものとする。

##### (4) 洪水調節用ダムの維持管理

洪水調節の目的を有するダムの管理者は、河川法のダムに関する特則等に従って操作管理を行うとともに、ダム・調整池、水門・巻揚機の整備点検を実施する。

##### (5) 農業用施設の維持管理

農道、溜池、頭首工及び水路を管理する管理団体は、その維持規模、受益形態等に応じて地方公共団体、土地改良区等の受益団体に区分し、管理の徹底を図る。

###### ア 農道の維持補修

路面の陥没、路肩、法面の崩壊等の危険の有無を確認し、敷砂利の搬入、土留工等の補修を早急に行い、橋りょうについては、その老朽度を検討し、出水に対する弱点部を補強する。

###### イ 溜池の維持補修

漏水している溜池はその補修を行う。また、水位計・監視カメラ等による遠隔監視を行うことで溜池の管理・監視体制の強化を図るとともに、大雨が予想される場合は、かんがい用水の確保に留意しつつ、事前放流により予め水位を低下させ、空き容量に雨水の一時的貯留するように努める。

###### ウ 頭首工、水路の維持補修

頭首工は土砂吐、余水吐を常に点検し、機能を発揮できるよう清掃整備する。水路も同じ

く水路内の清掃を充分行い溢水に注意し、水路両側の法面崩壊の危険箇所には土留工等による補修を行う。

(6) 農地保全施設の維持管理

ダム、排水機、水門等の農地保全施設又は農業水利施設の維持管理は、その規模、受益形態等に応じて地方公共団体、土地改良区等の受益団体に区分し、一貫した管理体制がとれるように措置するとともに、各管理主体が維持管理計画を定めるに当たって考慮すべき防災上の事項について指導し、管理の徹底を図る。

(7) 砂防施設等の管理

砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設は、その機能が適切に発揮されるよう、巡視点検を行い、必要に応じて施設の補修、改築を行う。また、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域は、砂防法等の各根拠法令に基づき、指定地内、区域内における行為の禁止、制限等を行う。

## 2 高潮災害予防管理対策

(1) 河川・港湾海岸保全施設の維持管理

海岸法に基づき海岸保全区域を指定し、その区域内における行為の制限即ち土石(砂を含む)の採取、土地の掘さく、盛土及び切土等の行為を制限し、積極的な海岸保全施設の管理を行う。

(2) 農地海岸保全施設の維持管理

ア 干拓堤防、海岸堤防の維持管理を厳重に行い、例えば盛土の陥没、堤体の亀裂等を発見した場合は、直ちに補修する。樋門の門扉の管理、補修も定期的に行い、災害に備えて土俵、竹等を準備し万が一に備える。

イ 高潮の危険があれば土俵等で補強し、堤防の決壊及び越波により裏盛土が流されるのを防ぐ。

(3) 港湾施設の維持管理

条例等により港湾施設等について使用の許可、使用の禁止、使用許可の取消し又は制限等を行う。また、「港湾区域等における行為の規制に関する規則」により規制を行い、もって港湾施設の維持管理を行う。

(4) 漁港・漁港海岸保全施設の維持管理

条例等により漁港及び漁港施設の維持管理を行う。また、海岸堤防等の破損箇所は発見次第直ちに補修し、樋門の門扉の管理補修を定期的に行うとともに災害に備え土のう等を準備する。なお、高潮、強風による波浪の危険があれば土のうで補強し、堤防の決壊、越波による裏盛土の流出防止に努める。

## 3 土砂災害の予防対策

土砂災害の恐れのある箇所については、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の周知把握に努める。

また、警戒避難体制の整備、一定の開発行為等に対する抑制施策を推進するとともに、土砂災害発生の危険性が高い箇所から、砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地の崩壊による災害の防止

に関する法律による指定を行い、各種砂防事業を実施する等総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

(1) 土砂災害の恐れのある箇所

ア 土石流とは

土石流は昔から「山津波」「鉄砲水」などと呼ばれて、その現象が非常に不可解なものとして恐れられている。

土石流は先端部が土石で盛り上がり小山のように直進し、しかも突発的に生じ、一瞬にして人命を奪い、人家、公共施設等に壊滅的な被害を与え、このため洪水災害とは異なり圧倒的に人命被害が多い。

イ 土石流危険渓流

「土石流危険渓流」とは、土石流危険区域調査の実施により、土石流の発生の危険性があり人家に被害を及ぼすおそれのある渓流とし、人家はないものの今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流（一定の要件を満たしたものを）を含めたものを「土砂災害警戒区域等」としている。

ウ 急傾斜地崩壊危険箇所

「急傾斜地崩壊危険箇所」とは、傾斜度30度以上、高さ5m以上の崩壊する危険のある急傾斜地で、その崩壊により人家に危害が生ずるおそれのある箇所、人家はないが、延長が100mを超える斜面を有する箇所をいう。

(2) 砂防事業等の実施

土砂災害に対処するため砂防工事、急傾斜地崩壊対策工事、地すべり対策工事を推進する。

(3) 土砂災害警戒区域等の周知等

ア 土砂災害警戒区域等の指定

県は急傾斜地の崩壊等の恐れがある土地に関する地形、地質、土地の利用状況等の基礎調査を実施し、市長の意見を聴いたうえで、市民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域に、土砂災害警戒区域の指定を行う。

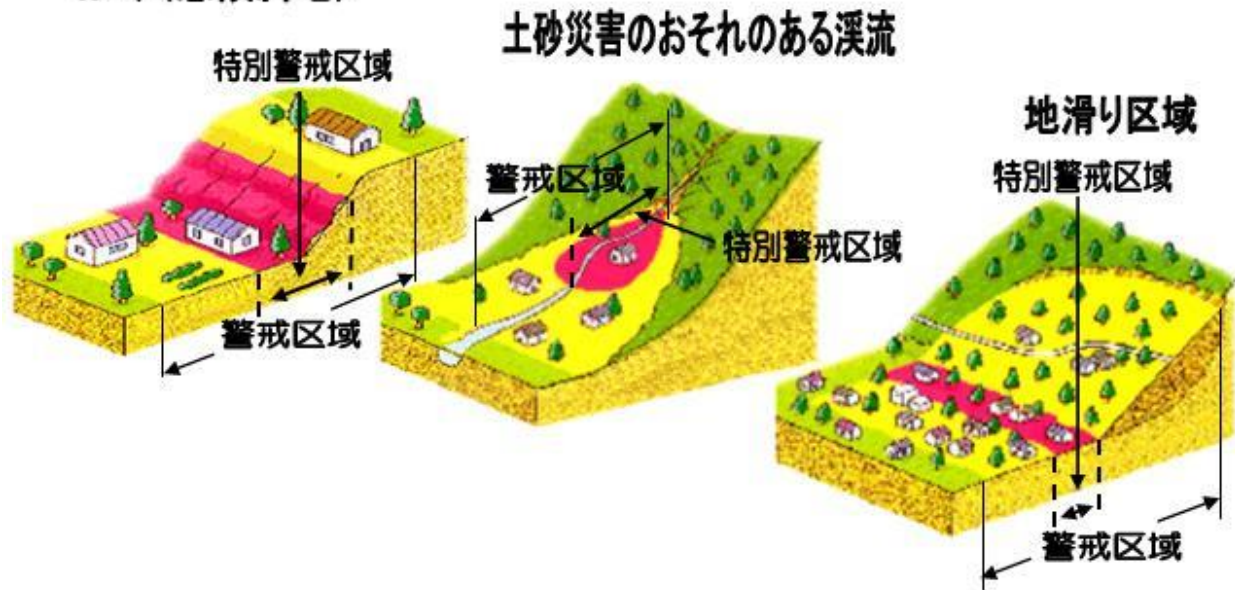
さらに、土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に破損が生じ、市民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域に、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。

イ 土砂災害警戒区域における開発行為及び建築物の構造等について規制

県は、土砂災害特別警戒区域において、住宅宅地分譲の建築及び社会福祉施設等の建設のための特定開発行為を制限し、許可、監督を行う。

市は、土砂災害特別警戒区域に建設される居室を有する建設物について、建築基準法による基準に照らして、当該災害の衝撃に対して安全性を有しているか確認する。

## がけ(急傾斜地)



### ウ 土砂災害警戒区域等の周知等

市は、土砂災害防止法第8条に基づき、土砂災害警戒区域等について土砂災害に関する情報の収集、伝達、避難などの警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に記載するとともに、これを市民に周知する。

### (4) 情報収集及び伝達体制の整備

市及び防災関係機関は、土砂災害に関して必要な情報を迅速かつ的確に地域住民等に伝達するため、情報収集体制及び伝達体制の整備を図る。

ア 地域住民に対し危険箇所の周知徹底を図るため、各戸に土砂災害の危険箇所を明記したハザードマップを配布し防災意識の高揚を図る。

イ 危険区域の情報の早期把握に努める。

ウ 大雨、洪水に関する予報及び警報の周知徹底を図るとともに、土砂災害警戒区域等の警戒巡視をおこない、災害の未然防止に努める。

### (5) 警戒避難体制の整備

市は、警報の伝達、避難等の措置がとれる警戒避難体制を整備し、土砂災害の未然防止に努める。

### (6) 土砂災害警戒情報等の活用

ア 大分地方气象台と県は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった場合に協議を行い、市長が避難指示等の災害応急対策を適時適切に行えるよう、また、市民が自主避難の判断等に活用できるよう、土砂災害警戒情報を共同発表する。

さらに、県は市町村単位で発表されるこの情報を補足するため、一定の区域ごとに危険度レベルを示す土砂災害危険度情報を市に提供する。

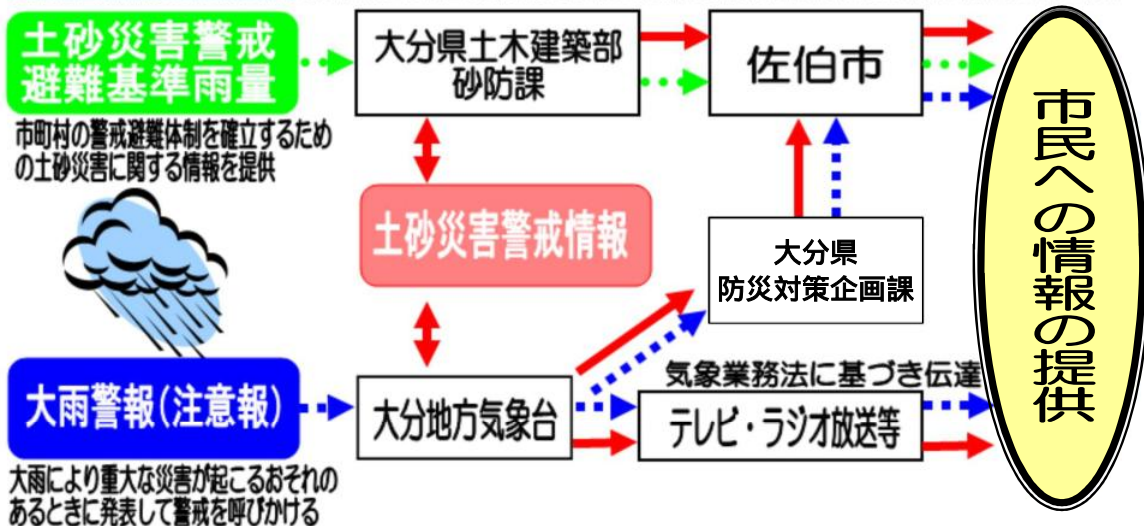
イ 市は、これらの土砂災害に関する情報を市民へ周知するとともに警戒避難体制の整備に活

用する。

ウ 市は、県、関係機関と密接な連絡、調整を図ったうえ、巡視点検中等に災害の前兆現象を発見した場合には、県等防災関係機関に速やかに連絡するなど、迅速な体制の確立に努める。

## 土砂災害警戒情報等の防災情報の流れ

土砂災害警戒情報とは、大雨警報等の発表中に土砂災害の危険度が更に高まった場合に発表し避難勧告や自主避難の判断を支援する情報



- 県砂防課と大分地方気象台との連携・協力により提供される情報の流れ
- 県砂防課からの土砂災害警戒避難基準雨量の情報の流れ
- 大分地方気象台からの気象警報等の流れ

エ 市民は次に掲げるような自然現象を察知した場合には、土砂災害警戒情報等を待たずに自発的に避難を行うものとする。

想定される土砂災害	前兆となる自然現象
土石流	(ア) 山鳴りがする (イ) 腐った土の臭いがする (ウ) 雨が降り続けているのに川の水位が下がる (エ) 川が急に濁り、流木が混ざっている
地滑り	(ア) 沢や井戸の水が濁る (イ) 地面にひび割れができる (ウ) 家やよう壁に亀裂が入ったり、傾いたりする (エ) 斜面から水が吹き出す
がけ崩れ	(ア) 崖から小石がパラパラと落ちてくる (イ) 崖から木の根が切れる等の音がある (ウ) 崖に割れ目が見える (エ) 崖から水が湧き出ている

### (7) 情報の収集、伝達、防災意識の普及

市は、日頃から土砂災害に関する情報の収集、伝達、日常の防災活動、工事の対応等について、地域住民に周知する。

（8）関係機関相互の連絡、調整の実施

上記の諸施策を総合的かつ効果的に実施するため、市は県とともに、関係機関と協議を行うなど、十分な連絡、調整を図る。

## 第4節 防災業務施設および設備等の整備計画

### 1 通信連絡手段の確保

#### (1) 災害連絡体制図の作成

災害通信連絡が迅速、的確に行われるように、各振興局及び防災関係機関並びにその他の関係機関等に対する連絡のための体制図を作成する。

#### (2) 災害通信は、固定電話の使用を原則とし、必要により衛星携帯電話によって災害対策本部と地区災害対策本部間の連絡体制を保つ。

また、甚大な被害によって上記の通信機能が途絶した場合には、警察署、消防署、九州電力及びJR等に要請し、必要な連絡体制の確保に努めるものとする。

また災害時において被災地域と迅速に通信連絡がとれるようアマチュア無線団体の協力を求めるとともに、佐伯市防災行政無線の整備を図る。

### 2 水防資機材の整備充実

#### (1) 水防資機材の確保

災害発生の防止及び拡大を防止するための水防資機材については、逐次充実整備するよう努力するものとする。また災害時においては、県及び防災関係機関に協力を要請する。

#### (2) 水防資機材の点検

毎年、梅雨期以前に水防資機材の品名、数量等を総点検し、備蓄数量の不足について補充を図るものとする。

### 3 防災基盤施設設備の整備

防災基盤整備として、耐震性貯水槽、防火水槽、小型動力ポンプ、避難地、避難路、防災情報システム等の整備を行うものとする。

### 4 災害応急対策協定の締結に向けた取り組み

#### (1) 応急対策協定の締結

災害時に万全の対策を期するため、民間協力団体と協力協定を結び、平素から連絡を密にし、協力業務や協力方法を定め、協力団体との体制を確立していくものとする。

#### (2) 協力業務

ア 異常気象、災害危険箇所等を発見した場合、市及び関係機関に連絡すること。

イ 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。

ウ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。

エ 被害状況の調査に協力すること。

オ 被災区域内の秩序維持に協力すること。

カ 公共施設の応急復旧作業に協力すること。

キ 仮設住宅の建設に協力すること。

ク 建設資機材の調達に協力すること。

ケ 生活必需品の移送及び調達に協力すること。

コ その他の災害応急対策業務に協力すること。



## 第5節 都市・地域の防災環境整備

安全な都市環境の実現と、市街地における建造物等を災害から防護するための必要な対策又は事業を実施する。

### 1 都市計画事業の実施

安全な都市環境の整備を促進するため、都市計画法の適用を受けている本市においては、街路、都市公園、下水道等の都市施設整備事業を総合的かつ計画的に実施するものとする。

### 2 宅地造成地の災害予防対策

宅地の造成に伴う、崖崩れ、土砂の流出等崩落の発生を防止するため必要な防災対策事業の実施について、県及び市は、一般的に行政指導を実施するとともに、宅地造成及び特定盛土等規制法の適用を検討し、指定区域内における災害予防を促進する。

また、必要に応じ勧告、改善命令等を行うこととし、それに係る宅地防災工事に必要な資金について、住宅金融公庫の宅地防災資金融資を斡旋する。

### 3 都市構造改善事業対策

既成市街地における総合的な防災診断等の実施を通じ、必要な都市構造の改善を図るため、都市計画事業を通じて、次の事項を推進する。

#### （1）避難路の確保・整備

都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備し、豪雨時において、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保する。

また、市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

#### （2）防災拠点の確保・整備

都市公園については、防災拠点としての機能をより一層効果的に発揮するよう体系的に整備するとともに、河川についても、災害時の防災活動及び物資の集積・備蓄等の場としての機能や平常時の研修や訓練の場としての機能をもつ河川防災ステーションの整備を検討する。

#### （3）防災空間の整備・拡大

土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図りつつ、特別緑地保全地区等の指定等により、土砂災害防止等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を図る。

#### （4）所有者不明土地法に基づく措置の活用

市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

## 第6節 建築物の災害予防

### 1 一般建築物の不燃性・堅牢性の促進対策

建築物の不燃化及び堅牢化を図るため、建築の確認措置や次の融資制度の活用を通じて、これを積極的に指導するとともに、特に公用建築物については、その不燃化及び堅牢化をさらに促進するものとする。

- (1) 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)に基づく融資
- (2) 独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)に基づく融資
- (3) 産業労働者住宅資金融通法(昭和28年法律第63号)に基づく融資

### 2 特殊建物の防災環境の整備促進

学校、病院、工場等の特殊建築物については、次の指導等の措置を通じ、それぞれの所掌機関が相互に緊密な連携と協力のうえ、その防災環境の整備を推進するものとする。

#### (1) 建築物の確認措置等による指導

建築物の維持保全と防災環境の整備指導については、建築の確認措置、建築基準法(昭和25年法律第210号)第8条及び第12条の運用とさらに消防査察の実施を通じ、次の事項を積極的に指導するものとする。

なお、公用建築物については、建築基準法(昭和25年法律第201号)第10条の効果的な運用により、その整備を図るものとする。

- ア 敷地等の衛生及び安全性の保持
- イ 構造の安全性の確認
- ウ 建築設備、附帯設備の完備

#### (2) 建築物の消防用設備の設置

建築物の消防用設備の設置については、建築に関する消防の同意措置を通じ、次の事項について積極的に指導を行うものとする。

- ア 消防の用に供する設備の設置
- イ 消防用水の確保と安全
- ウ 消火活動上必要な設備の設置
- エ その他災害予防上必要な設備の設置

#### (3) 消防査察による指導

- ア 火災発生危険の排除
- イ 火災拡大危険の排除
- ウ 自衛消防組織の確立
- エ 消火設備の適正配置とその保全

#### (4) 防火管理面の確立指導

建築物における防火管理体制の確立指導については、当該建築物における管理規程や、消防計画の作成指導を通じて内都管理面からの災害予防を促進する。この場合の重点項目は、おおむね次のとおりとする。

- ア 防火管理者、防火責任者、火元責任者の設置
- イ 出火連絡、初期消火等自衛消防組織の整備

- ウ 利用者の避難誘導體制の確立
  - エ 定員の管理の厳守
  - オ 利用者に対する建築物の内容、火気の取扱、危険物の所在、避難口、消火設備等の配置位置の掲示又は周知
  - カ 電気設備、消火設備、警報設備、避難設備の自主的な点検整備
  - キ 従業者等に対する防災教育及び訓練
  - ク 消防機関との連絡
- 3 文化財の災害予防対策
- (1) 文化財防災施設の設置促進
    - ア 建造物

有形文化財、有形民俗文化財、史跡内建造物に対し、次の事項の促進を指導する。

      - (ア) ドレンチャー及び放水銃式防災施設工事の施工
      - (イ) 火災報知機の完備
      - (ウ) 消火器の完備
      - (エ) 防火用水そうの整備
      - (オ) 避雷針の完備
      - (カ) 電气的安全度の検査の実施
    - イ 彫刻、工芸品及び石造美術
      - (ア) 収蔵庫の建設
      - (イ) 岩盤補強、履屋建設
  - (2) 文化財防災施設の維持管理
    - ア 防火用水そう・モーター・消火設備の放水銃等の検査を定期的に、また、火災報知機、消火器の点検を恒常的に実施する
    - イ それぞれの文化財所在単位で、消火訓練及び文化財の搬出訓練を積極的に実施する。
  - (3) 文化財防災施設設置の実施

文化財について防災施設を設置するものとする。

## 第7節 農林水産物の災害予防

農産物、林産物、水産物等の防災基盤を確立するための各種防災指導は、この節の定めるところによって実施するものとする。

### 1 農産物の災害予防対策

#### (1) 農産物の被害防止対策の推進

農作物は、気象現象や火山の降灰等の影響を受けやすいため、被害を生じる恐れのある気象変化を生じた場合や、それらが予想される事態等に備え、県は、気象・地形・土性等の自然条件を考慮した、防災上の観点から耕種・土壌保全・その他の営農指導に努める。

そのため、農作物や災害の種類に応じたそれぞれの分野において、災害や病害虫に強い品種選定や作型開発等、以下のような技術開発や農地保全に関する試験研究を一層推進し、技術的対策方法を開発・普及する。

ア 気象情報や衛星データ(ひまわり)を活用した災害予防

イ 気象災害に強い農作物の品種や土壌の改良

ウ 施設栽培等による気象災害防止技術の開発

エ 土壌保全、土壌流出防止技術の開発

#### (2) 防災事業等の実施

市は、農地防災事業、農地保全事業、を計画的に推進することを基本として、風水害、火山噴火災害等における農地や農産物の被害を防止するのに必要な対策を推進する。

ダム、堤防、排水機、水門、樋門等の農地保全施設や農業水利施設については各管理主体が施設の整備、点検、維持管理を行い、機能の保持に努める。

#### (3) 防災営農指導体制の確立

市は、防災営農の効果的推進を図るため、関係機関・団体と統一した防災営農指導体制を確立しておくとともに、気象現象や火山噴火、地震にともなう災害についての基礎知識の啓発・普及を指導し、災害に強い営農基盤を確立する。

### 2 林産物の災害予防対策

#### (1) 病害虫等の防除対策

立木の大部分は自然に生育し、その期間も長いことから、常に病害虫などの危険にさらされている。中でも、マツクイムシ被害は昭和40年代に拡大し、局部的に今も続いている。森林病害虫については、早期発見と早期駆除に努める。

また、近年はシカによる植栽木等の被害が各地で発生している。このため、捕獲を推進することにより、早期に適正頭数へ誘導し、被害の軽減に努める。

#### (2) その他の対策

気象災害に、対しては、樹種、品質の選定、施業方法の改善などにより未然防止の方策を講ずるとともに山火事防止についても万全を期するものとする。

### 3 水産物の災害予防対策

水産関係施設の維持管理

漁船や漁具等の被害予防については、適切な処置が講じられるよう、平常時から漁協を通して漁業関係者へ啓発を行う。

また、養殖施設の被害予防については、適切な処置が講じられるよう、平常時から地元漁協を通して漁業関係者へ啓発を行う。

## 第8節 防災調査研究の推進

県・市・関係機関がそれぞれ実施すべき防災上の課題に対応した防災調査研究の推進に関する事業を実施する。

### 1 防災調査研究の目的・内容

本市の風水害及等の災害危険区域の実態をより総合的・科学的に把握するため、国・県等が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、河川出水・氾濫、急傾斜地崩壊・地すべり・土石流等の発生が予想される危険箇所や、これらの災害に伴う施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析等を行い、地域防災計画の見直しに反映させる。

また、災害時の防災関係機関職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や各種のボランティア等の育成要領、市民生活への支援方策等に関する研究を推進する。

### 2 防災調査研究の実施体制

防災に関する調査研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。

防災関係機関等は、防災研究の基礎となる過去の災害記録、防災施設に関する資料その他各種災害に関する資料を収集・分析し、適切な項目に分類整備し、必要により活用できるよう努めることとする。

## 第3章 災害に強い人づくり

第1節 自主防災組織

第2節 防災訓練

第3節 防災教育

第4節 消防団等の育成・強化

第5節 要配慮者の安全確保

第6節 帰宅困難者の安全確保

第7節 市民運動の展開

## 第3章 災害に強い人づくり

「災害に強い人づくり」は、市・防災関係機関、公共的機関・各種団体・民間企業等の防災担当職員並びに市民ごとの防災対策上の役割と責務を周知させるとともに、各々の防災意識を高め、災害時の防災対応力を向上させることを目的とし、市や消防機関並びに防災関係職員及び市民が主体となって取り組むべきものである。

したがって、「災害に強い人づくり」を目標に、市民の役割と基本的な防災知識を徹底して身につけさせることを基本に、自主防災組織、ボランティア、民間企業、報道機関等すべての組織が関わり、その対応能力を向上させる必要がある。

防災訓練、防災知識の普及啓発、消防団・自主防災組織の育成・強化、要配慮者対策の推進にあたっては、デジタル技術も活用しながら、地震災害の種類に応じて内容や方策を明確にしつつ実施するものとする。

### 第1節 自主防災組織

#### 1 自主防災組織の必要性

大規模な災害が発生すると、情報連絡手段の途絶や交通寸断等により、防災関係機関の応急活動が十分に果たせなくなり、地域への救援対策が必ずしも行き届くとは限らないことが予想される。

このような事態に対し、被害の未然防止や軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という、市民自らによる被災者の救護、避難等を行うための地域住民の結束、災害対策基本法第5条第2項に規定された隣保協同の精神に基づく地域住民による自主的な防災活動の体制確立が有効な対策となる。

#### 2 佐伯市の現状と課題

佐伯市における自主防災組織の数は、令和4年3月末現在で305組織。368ある行政区のうち338地区で組織されており、組織がカバーする世帯の割合である結成率は91.6%となっている。東日本大震災以降、市民の防災意識は向上してはいるが、特に、人口、世帯の多い旧市内地域における結成率が低く、また形骸化している組織も多いため、未組織地区に対する自主防災組織の結成推進と、現在ある組織の活性化が課題となる。

#### 3 自主防災組織の結成及び活性化に向けて

##### （1）活動支援

市は、自治委員などから自主防災組織の設立にかかる依頼がある場合には、必要な指導、助言を行うものとする。また、防災活動推進のため、自主防災組織が「佐伯市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱」に基づき所定の事業を行う場合に、市が費用の一部を助成する。

##### （2）活性化の推進

市は、自主防災組織が行う消火訓練及び避難訓練並びに防災学習会の開催等の防災活動に関して、必要に応じた支援や、指導、助言を行うものとする。また、防災について考え、組織と



して訓練する機会を設けるために、地域の实情に応じて組織が参加できる「地域避難訓練」や「避難所運営訓練」を、定期的実施するものとする。

#### 4 自主防災組織の役割と活動

##### (1) 行政と地域住民との架け橋

風水害時等の避難指示等における避難率の向上を図るためには、風水害に関する情報伝達手段の拡充や防災教育・啓発の充実とともに、行政と市民との信頼関係の構築が重要になることから、活動の核となる自主防災組織の役割は大きい。

##### (2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり

自主防災組織は、風水害時などの緊急避難場所や避難経路の見直し、地域内の危険箇所確認を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めることが重要となる。

そのためにも、日ごろから自治会の行事などを通じて、住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを進めるものとする。

また、避難所の運営に自主防災組織があたる際、着替えや授乳のスペースなど女性の視点に立った対応も必要になるため、活動等に女性の参加についても推進するものとする。

##### (3) 防災訓練～学校との連携

自主防災組織は、防災行動力の強化、組織活動の習熟及び関係機関団体との連携を図るため、組織的な訓練が求められており、市からも取り組み支援を行うものとする。

また、地域住民の防災拠点としての学校の防災機能向上を図るためにも、地域にある学校と協働した防災訓練の実施も推進するものとする。

##### (4) 防災教育

自主防災組織は、地域住民への防災に関する意識向上や知識の普及啓発を行うことが大切であり、そのための人材育成について市も支援するものとする。

##### (5) 避難行動要支援者の把握と支援体制づくり

自主防災組織の原点は、互いに助け合い支え合う地域づくりである。自主防災組織は地域で支援を必要とする避難行動要支援者の把握と支援体制の確立のため、市の民生部局や佐伯市社会福祉協議会の協力のもとに地域住民の理解を得るとともに、自治会、社会福祉施設、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、福祉事務所などと連携を図ることが重要である。

また、民生委員・児童委員は地域における自治会や自主防災組織と避難行動要支援者との架け橋である。自治会や自主防災組織は、地域での防災訓練に、民生委員・児童委員にも参加を依頼し、要配慮者に配慮した避難方法や避難所の運営のあり方等について助言をいただき、要配慮者を含めた防災訓練を実施するとともに、声をかけ合い、助け合う隣保協同の気運を高めていくことが重要である。

##### (6) 率先避難と声かけ

近年の台風や集中豪雨等による風水害において、避難指示等に従い早期に適切な避難を行うことが重要となっている。自主防災組織の役員等も率先避難を行い、避難に際しては、避難ルー

ト上の玄関先での声かけやハンドマイクのサイレンを鳴らしたまま避難するなど、地域住民の緊張感を高め避難行動を連鎖的に広げ、いち早く避難させることができるような工夫が重要である。

(7) 災害発生時の活動

災害の発生時における情報の収集伝達、避難誘導や避難所等における給食給水等の活動を支援する。

## 5 市の推進方針

自主防災組織の充実活性化の支援として次の取組を推進するものとする。

(1) 自主防災組織の要として活動できる防災士（地域防災リーダー）の育成・強化

ア 防災士養成研修の受講等資格取得支援（女性防災士養成の推進）

イ 防災士（地域防災リーダー）スキルアップ研修の実施

ウ 新任防災士研修の実施

(2) 防災啓発の促進と活動のための情報提供

防災アドバイザーの派遣などによる、活動活性化に向けた防災講演会の開催や、防災まちあるき等の取組み支援と先進事例紹介

(3) 行政と自主防災組織、地域防災リーダー間の情報共有と事例紹介

(4) 佐伯市防災士会の活動支援

(5) 地域における避難行動要支援者の支援体制づくりの推進

ア 自主防災組織や佐伯市社会福祉協議会等を対象とした研修会の実施

イ 地区（自主防災組織）に対する支援

## 6 緊急避難場所及び避難所

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、市民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所については、市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

また、指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。さらに、避難所の耐震化、生活物資の提供、プライバシーの確保、健康・衛生面の管理、ペット同行避難の受入れ等の環境整備を進めるとともに、指定避難所における支援内容等について市

民へ情報発信に努める。

## 7 地区防災計画

### （1）地区住民等による地区防災計画の提案

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

### （2）市地域防災計画への位置づけ

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、市防災会議において、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

## 第2節 防災訓練

### 1 防災訓練の基本的考え方

市は、地域防災計画等の習熟、防災関係機関の応急対応能力の向上、市民の防災思想の高揚等を目的に、自主防災組織、ボランティア団体、地域住民等とも連携し、風水害等に備えた防災訓練を実施するものとする。なお、訓練実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

防災関係機関相互、更には市民の代表者等を含め連絡協調体制を確立しておくことが肝要であるので、訓練計画策定に向けた検討会や現地説明会等の調整過程についても、参加者間の人間関係構築に向けた訓練の一部という認識のもと、工夫を凝らした運営を心がけること。

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、旅行者、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。

図上訓練と実働訓練を交互に取り入れ、図上訓練で認識を統一した後、実働訓練を実施するなど、訓練の効率的な実施に努めること。

地形や人口減、高齢化等、地域の特性や地域の事情に応じた訓練項目・内容を精選した訓練実施に努めること。

訓練実施後に結果を検証のうえ、防災計画の実効性を確保すること。

### 2 防災訓練の実施

市は、風水害等による被害を防止するため、自主防災組織等とともに防災訓練を実施し、市民の参加を働きかけるとともに、その成果の周知、啓発を図るものとする。

#### (1) 総合防災訓練

市は、県及び近隣自治体や防災関係機関との連携のもと、風水害等の防災体制の万全を期するため、総合防災訓練を実施するものとする。

#### (2) 市民等の防災訓練

市及び防災関係機関は、台風や集中豪雨等による浸水や土砂災害のおそれのある地域の市民に対して、平常時から指定緊急避難場所や指定避難所、避難路等を周知するとともに、「地域避難訓練」「避難所運営訓練」など自主防災組織等の参加を得て行う防災訓練に対して、必要な助言・指導を行うとともに、積極的に協力するものとする。

#### (3) 要配慮者及び医療施設での安全確保

市は、高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、防災関係機関、市民及び自主防災組織等の協力を得ながら避難訓練を取り組むものとする。

#### (4) その他の単独訓練

##### ア 水防訓練

関係機関と共催し出水期に備え、水防活動の充実及び水防意識の高揚を図り、もって水防体制を強化し水害による被害の軽減を目的として、水防工法訓練、救出救助訓練、市民参加型訓練、給水炊事訓練、情報通信・伝達等を適宜織り込んだ訓練を実施する。

##### イ 避難訓練

学校、幼稚園、保育所、事業所等を対象に防災訓練、消防訓練と合わせて適宜な避難の指

示、伝達の方法、避難の誘導等の訓練を実施する。

ウ 通信連絡訓練

災害時の通信、情報、連絡確保のための電話、防災無線等により通信訓練を実施する。

エ 非常招集訓練

災害発生時に迅速に配備体制を整えるよう非常招集の発令、伝達及び通信連絡についての訓練を実施する。

(5) 防災訓練の実施時期及び実施の方法

防災訓練を実施する時期は、訓練の種類に応じて最も効果の期待できる時期を選ぶ。実施の方法については、次のとおり。

ア 防災訓練は被害規模を想定し、訓練実施要領を定めて実施する。

イ 防災訓練の細目事項はその都度定める。

ウ 防災訓練実施後は必ず検討会を実施する。

3 防災訓練例

図上訓練と実働訓練を交互に取り入れ、訓練の効率的な実施に努める

訓練名		内 容
図上訓練	地区実態把握のための訓練	地区指定の災害時避難所等に集合の上、大雨等による避難指示が出された場合を想定し、少人数(回覧板を回す10~20戸程度を1班とする)の班ごとに、 地図を使い、増水や土砂崩れ等の危険予想箇所の確認、災害時に必要な資機材(スコップ、土嚢、リアカー等)の保管場所確認、安全な避難経路の検討 避難行動要支援者の実態確認及び支援方法の検討等を行う図上訓練。
	通学路実態把握のための訓練	児童・生徒が住居区ごとに班(1班20名程度)を編成し(同じ通学路を使う者を集めて班編成)、それぞれの班ごとに通学路における災害危険予想箇所(大雨による浸水や土砂崩れが考えられる場所、大風による倒木が考えられる場所等)や、これらの災害(土砂崩れ、倒木)が発生し通学路が遮断された場合の緊急避難(待機)場所(できる限り複数)等について地図を使って検討する図上訓練。 (検討後の集団下校実地訓練及び訓練後の再検討も重要。)
	情報収集・集約訓練	進行管理者(コントローラー)が断片的な被災情報を訓練参加者(プレイヤー)に付与し、これを受けたプレイヤーが必要な情報をいかに迅速・正確に収集するか、また、他のプレイヤーがこれら情報を集約し、いかに対応すべきか、参加者がそれぞれの立場に立って行うロールプレイング方式での訓練。

	<p>離島等孤立可能性、地域の想定訓練</p>	<p>浸水や崖崩れなどによって交通・通信が寸断され、孤立するおそれがある離島、沿岸部、山間部の集落等を抽出した上で、災害発生時の通信手段、救命・救出方法、医療活動、水・食料・医薬品等の搬入方法、交通経路の復旧、輸送活動、避難の方法等を図上で想定し、課題抽出と解決策、予め備えておくべきこと等をシミュレートする訓練。（図上演習）</p> <p>（具体的には、地域の人口、年齢構成、地形等を確認した上で、衛星携帯電話の活用、DMATへの連絡要請、ヘリコプターの緊急離着陸場所・物資投下拠点及び海上からの輸送接岸場所の想定、避難方法、現物備蓄しておくべき品目・量の検討等を行う。シミュレート後の実地踏査による検証も重要である。</p> <p>なお、図上想定を行うにあたっては、地区住民、消防、自衛隊、海上保安部、医療関係者（離島、沿岸部の場合は、港湾管理者、航路運営事業者など）等と協議しながら課題の抽出や事前の取り決め等を検討することが望ましい。）</p>
<p>実働訓練</p>	<p>資機材取扱い訓練</p>	<p>道路からの倒木除去、小河川決壊の予防措置、小規模土砂崩れによる家屋一部倒壊現場からの救出・救助等、比較的軽微な応急対応を想定し、消防署（団）の指導の下、ノコギリ、なた、チェーンソー、ツルハシ、ショベル、土嚢（袋詰め、土嚢積み）、バール、ハシゴ、ハンマー、ロープ、自動車用ジャッキ等の取扱い要領を会得する訓練。</p>
	<p>集団避難訓練</p>	<p>上記の「地区実態把握のための図上訓練」を実施した上で行う実働集団避難訓練。</p> <p>実際に避難路を点検・確認しながら歩き、また、避難行動要支援者の避難を支援してみた後に、より安全な経路や避難手段、支援方法等について再検討することが重要。</p>
	<p>福祉施設相互の避難（受入れ）訓練</p>	<p>災害時等における相互受入れ協定を結んだ上で行う関係施設相互の実働避難（受入れ）訓練。</p> <p>実際に入所者とともに避難してみることで、例えば、経路上の道路の凸凹や坂のため入所者が車いすから落ちそうになる場面や、入所者の異常行動（興奮する、不安がる、車いすのブレーキを外そうとする等）等を体感できることもあり、事後の対応を検討するうえで有効。</p>
	<p>ヘリコプター運用による救出訓練</p>	<p>土砂崩れによる道路遮断、河川の氾濫による道路冠水等を想定した、ヘリコプターによる総合調整訓練（総合オペレーション訓練）、離発着訓練、被害状況監視訓練、孤立住民救出訓練、救援物資搬送訓練。</p>

## 第3節 防災教育

### 1 目標

災害による人的被害をなくすためには、事前の備えと早期避難が肝要である。東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、学校における防災教育の重要性が改めて認識された。このため、家庭、地域、職場、学校等において、周辺の災害リスクや自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育を実施する必要がある。

また、避難に当たっては地域においても防災リーダーを中心として地域コミュニティにおける自主防災組織を充実・活性化することが重要になることから、防災リーダーの養成、自主防災組織等各団体に対する研修会や講習会等を通じて、学校等における防災教育と地域における防災教育がそれぞれ相互に補完しながら、人から人へ、子世代から孫世代へと受け継ぎ、横と縦のつながりを通じて市の自然の特徴を理解しつつ高い防災意識を維持するために一体的・持続的に普及・啓発していくこととする。

### 2 学校等における防災教育

#### （1）基本方針

ア 東日本大震災のように想定した被害を超える自然災害等の発生に際しても、自ら危険を予測し回避するために、災害に関する基本的な知識を身に付けさせるとともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動をとることができる「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を推進する。

イ ボランティア活動などを通して、思いやりや生命尊重などの心を養い、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うための防災教育を推進する。

ウ 災害時における児童生徒等の安全を確保するため、教職員の資質向上や災害に係る対応マニュアルの整備、自治体の防災担当部局等との連携体制の構築、地域ぐるみの避難訓練など防災管理・組織活動を充実していく。

#### （2）各発達段階等における防災教育

各学校等で、児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して計画を作成し、指導にあたる。

##### ア 幼児

日常生活で、自らが安全に対する認識や関心を高めることができるようにする。災害時には、教職員・保育士や保護者の指示に従い行動できるようにする。また、危険な状態を発見した時には、教職員や保育士など近くの人に伝えることができるようにする。

##### イ 小学生

###### （ア）低学年

安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気づくことができるようにする。また、危険な状態を発見した場合や災害時には、教職員など近くの人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。

（イ）中学年

災害安全に関する様々な危険を理解し、危険に気づくことができるようにするとともに、自ら安全な行動をとることができるようにする。

（ウ）高学年

中学年までの学習を一層深め、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができるようにする。また、家族など身近な人々の安全にも気配りができるようにする。さらに、簡単な応急手当ができるようにする。

ウ 中学生

小学校までの学習をさらに深め、災害安全に関して適切な行動をとるとともに、応急手当の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。また、他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する自己責任感の育成も必要である。さらに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動（例：避難所運営の手伝い）等の大切さについても理解を深め、参加できるようにする。

エ 高校生

自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深める。また、心肺蘇生などの応急手当の技能を高め、適切な手当てが実践できるようにする。さらに、安全で安心な社会づくりの理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動（例：避難所運営）等に積極的に参加できるようにする。

オ 障がいのある児童生徒等

児童生徒等の障がいの状態、発達の段階、特性等及び地域の実情等に応じて、自ら危険場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

（3）防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

ア 佐伯市における風水害・事故災害の歴史

イ 風水害・事故災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

ウ 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

エ 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方

オ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解

カ 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力

キ 災害時における心のケア

（4）教育課程における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等に位置づけ、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じ適切に実施する。

そのためには、各学校において指導内容、指導時間数について整理した「学校安全計画（生活安全、交通安全、災害安全を盛り込んだもの）」を作成し、安全学習と安全指導を密



接に関連付けながら、計画的に実施する。

また、児童生徒等の学習効果を高めるため、危険予測の演習、視聴覚教材や指導資料の活用、地区・校内の安全マップづくりなど指導方法の多様化を図る。

#### （5）地域ぐるみの防災教育

児童生徒は地域住民の一員という側面もあり、また、登下校時や放課後など学校管理下外で災害に遭う場合も想定されることから、保護者等との連携を図りながら、自主的な判断力を養うとともに、地域における指定緊急避難場所等について理解させることが重要である。

そのため、学校として地域の防災訓練等に参加することや、学校を拠点とした防災教育プログラムを、地域住民と協働して実施するなど、日ごろから地域の防災担当部局、消防署、公民館や自主防災組織などの関係機関団体との連携を図るよう努める。

さらに、「学校安全委員会」に保護者や地域の防災関係者の参加を得るとともに、地域の「協育」ネットワークを積極的に活用し、体験学習や過去の体験談を聞く機会の設定、隣接する学校、病院等との合同避難訓練の実施等、学校、家庭、地域ぐるみの防災教育の推進に努める。

#### （6）教職員に対する防災教育

全ての教職員は、災害発生時に児童生徒等の安全を確保するための適切な指示や支援をすることとともに、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じた防災教育を適切に実施することが求められる。

管理職や学校安全の中核となる教職員は、そのために必要な知識や技能についてほかの教職員に指導・助言し、防災管理・組織活動の体制の整備を図ることが必要である。

そのために、管理職や安全担当教職員に対する専門的知識や資質の向上を図る研修を充実させるとともに、各学校等においては、管理職や安全担当教職員を核とした校内研修の充実、避難時における学校での点呼のあり方や児童の引き渡し方法などを盛り込んだマニュアルの整備等を通じて教職員の防災対応能力や指導力の向上を図る。

### 3 地域等における防災教育

#### （1）基本方針

ア 災害時に危険を認識し、状況に応じて自らの安全を確保するための行動ができるようにする。なお、防災教育に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

イ 地域防災リーダー（防災士）を育成し、その者を中心に自主防災組織を充実・活性化することにより、地域ぐるみの防災対策を推進する。

ウ 防災関係機関や団体等への効果的な防災教育により災害発生時の応急対応のための体制の早急な確立ができるようにする。

#### （2）一般市民に対する防災教育

市は、防災関係機関と協力して、市民に対する防災教育を実施するとともに、防災関係機関が行う防災教育に関し必要な助言を行うものとする。防災教育は、地域の実態に応じて次の事項を含むものとし、ホームページ、印刷物、ケーブルテレビ、ビデオ等の映像、ハザードマップ等の配布、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な

教育を行うものとする。

なお、ハザードマップ等の活用にあたっては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難時に使用する道路状況を確認すること、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

ア 災害に関する知識

イ 災害が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛、適切な避難行動等防災上とるべき行動に関する知識

ウ 正確な情報入手の方法

エ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて提供される5段階の警戒レベルに関する知識

オ 防災関係機関が講ずる災害応急対策の内容等

カ 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識

キ 指定緊急避難場所及び指定避難所の位置・役割と避難経路

ク 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、非常持出品等の準備、家具の固定、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、出火防止等の対策の内容

### （3）家庭における防災教育

教育の原点は、家庭にあり、親、祖父母、兄弟等の教えである。家庭での防災教育が、子、孫の命を守ることにつながるため、災害の経験、教訓を伝えていくことが重要となる。

そのため、地域の防災訓練に親子で参加し、住んでいる地域の特性を学ぶとともに、指定緊急避難場所や指定避難所の位置や避難経路を確認すること、子が学校教育で学んだことを家庭で共有することなど、地域における教育や学校教育と併せ、あらゆる機会を利用して家庭でのコミュニケーションを通じて、家庭における防災教育の充実を図るものとする。

### （4）自主防災組織に対する防災教育

市は、地域の防災リーダー（防災士）を養成するとともに、その者が中心となり自主防災組織の中で指導、啓発することにより、地域コミュニティにおける自主防災組織の充実・活性化を図るものとする。

また、地域防災リーダーの資質向上を図るため、研修会などを開催する。

### （5）防災上重要な施設における防災教育

市は、防災関係機関と連携して、危険物を取り扱う施設、不特定多数の者が出入りする施設、その他防災上重要な施設の管理者に対して、災害発生時に適切な行動がとれるよう、研修会や講習会等を通じて、防災教育を行うものとする。

### （6）各種団体等に対する防災教育

市は、防災関係機関と連携して、少年消防クラブ、ハイスクール消防クラブ、婦人防火クラブ、事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織、その他団体等に対して、研修会や講演会等を通じて防災教育を行うものとする。

### （7）市職員等に対する防災教育

市職員のうち災害応急対策業務に従事する職員を中心に、風水害等が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む必要な防災教育を行うものとする。

ア 風水害等に関する知識

イ 風水害等が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

ウ 職員等が果たすべき役割

エ 防災対策として現在講じられている対策に関する知識

オ 今後防災対策として取り組む必要のある課題

（8）災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料（古文書、自然記録、映像等）や調査分析結果等をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

なお、公開にあたっては、事前に古文書の信頼性の検証を行っておくことや、市民にもわかりやすい自然記録の解説を付記するなど、その資料の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

## 第4節 消防団等の育成、強化

消防団、水防団、水防協力団体、自主防災組織（事業所）、ボランティアの育成及び強化について、次のとおり推進する。

### 1 消防団の育成、強化

#### （1）消防団の育成・強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として代替性のない存在であり、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。

しかしながら、本市の消防団は、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えており、地域との連携を進めながら、今後の団員の強化・育成を図る必要がある。

#### （2）消防団の育成・強化策の推進

市は県と連携して、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図るものとする。

##### ア 消防団員への理解の促進

消防団は、地域防災力の中核として位置づけられていることから、自主防災組織や防災士等と連携を図りながら、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては消防団への参加、協力する環境づくりを進めるものとする。

##### イ 消防団への加入促進

消防団員数は少子高齢化等の要因から減少の傾向にあるため、若年層をはじめとする地域住民に対する消防防災思想の普及啓発を担う地域消防アドバイザーへの活動支援、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進を進めるものとする。また、消防団員の資質向上を図るため、消防学校における教育訓練の充実を図る。

##### ウ 消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が入団しやすい組織・制度として特定の活動にのみ参加する「機能別団員・分団制度」、特に、大規模災害時に限定して出動し、基本団員だけでは対応できない役割を担う「大規模災害団員」の導入を促進する。

### 2 水防団・水防協力団体の育成、強化

市は県と連携して、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を実施し、水防資機材の充実を図る。また、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

### 3 事業所の自主防災体制の充実

#### （1）多数の者が勤務し又は出入りする施設については、自らの施設からの災害の未然防止・拡大防止を図るため、消防法により消防計画を作成し自衛消防組織を設置することとなっている。

今後は、それら施設に対する消防機関による指導を強化するとともに、法令に基づき段階的に適切な措置を施す等、適正な対策を講ずることとする。

また、それ以外の事業所についても、自主的な防災組織の設置を推進することとし、関係機関は指導に留意するものとする。

なお、自衛消防組織の行うべき事項は次のとおりとする。

- ア 防災訓練、消火設備等の維持管理
- イ 消火活動、通報連絡及び避難誘導措置
- ウ 防災要員の配備
- エ 情報収集能力の強化（連絡体制の確立）

（2）災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、地域貢献等）を認識させるとともに、業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を促す。

#### 4 ボランティアの育成、強化

災害発生時には、被災地や被災者個々の状況に応じた支援活動が重要であり、県・市などの公的機関の応急・復旧活動や、自主防災組織の活動とともに、ボランティア・NPO等の特性を活かした、きめ細やかな支援活動が不可欠である。

このため、市及び防災関係機関は、ボランティア・NPO等活動の支援に関する情報提供やコーディネート等を実施する佐伯市ボランティアセンターや佐伯市ボランティア連絡協議会などと連携し、平常時からボランティア・NPO等と顔が見える協働関係を構築するとともに、防災士や防災コーディネーターなどを育成する。またボランティアやNPOが効果的に活動できる環境整備を行う。

また、災害時にNPOが活動する基盤となるネットワークを構築する。

あわせて、災害ボランティアセンター運営の核となるリーダーや、運営実務を行うスタッフを育成するため、社会福祉協議会職員や市職員等を対象に研修を実施する。

## 第5節 要配慮者の安全確保

「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。また、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

避難行動に支援を要する人だけでなく、避難所での生活に困難を来す人も「要配慮者」に含まれる。

災害発生時の避難行動に支援を要する人

例えば

- ・四肢、視覚、聴覚等に障がいがある人
- ・状況の把握が困難な人（知的障がい者、精神障がい者、認知症の人）
- ・要介護の高齢者
- ・日本語の理解が不十分な外国人 など

上記の他、自分自身で避難行動はとれるものの避難所等での生活が困難な人

例えば

- ・人工透析を行っている人
- ・インスリンの自己注射をしている人
- ・特殊な薬剤（治療）を必要とする人（精神疾患患者、難病患者等）
- ・集団生活や環境の変化になじみにくい人（発達障がい児・者）
- ・妊産婦や乳幼児 など

要配慮者の安全確保及びその防災活動の支援を行うための対策は、この節に定めるところによって実施する。

### 1 地域における要配慮者対策

#### （1）避難行動要支援者名簿の作成及び名簿の活用等

ア 市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（H25.8月（R3.5月改定）内閣府）」を参考に、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

イ 市は、防災局と民生部局など関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとするとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

エ 市は、下記の避難支援等に関わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意及び必要に応じて避難支援等関係者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、避難支援等関係者と連携して、要配慮者個

別計画の作成を推進する。多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(ア) 佐伯市消防本部

(イ) 佐伯警察署

(ウ) 佐伯市自治会

(エ) 佐伯市民生委員・児童委員

(オ) 佐伯市社会福祉協議会

(カ) 自主防災組織

(キ) 佐伯市消防団

(ク) 大分県南部保健所

(ケ) 協力員

(コ) その他緊急時において市長が特別に認めた組織及び団体

**エオ** 市は、避難支援等関係者に平常時から避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画を提供するために、避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的な働きかけを行うほか、より積極的に避難支援を実効性あるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報及び個別避難計画を避難支援等関係者に提供できるよう、条例による特例措置を検討することとする。

**ホカ** 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

## (2) 避難誘導體制の整備

避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、平常時において、自主防災組織との協働により地域ごとに緊急避難場所（避難地）の確保及び避難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。

また、市は、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、各自主防災組織が地域の実情に応じて、個々の避難支援プラン等により自動車の利用など移動手段をあらかじめ定めておくよう支援する。

## (3) 福祉避難所の指定

市は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。

特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

指定にあたっては、社会福祉施設だけでなく、特別支援学校や旅館・ホテル等とあらかじめ協定を締結し、指定避難所での集団生活に支障をきたす要配慮者とその家族に対しては、多様な避難場所を提供できるよう努めるとともに、必要に応じて福祉避難所ごとに受入対象者を特定し、指定した福祉避難所に関する情報を住民に周知（公示）する。

また、福祉避難所の設置にあたっては、公共施設や特別支援学校、旅館・ホテル等を福祉避難所として利用する場合においても、介護職員の派遣等について、社会福祉法人等に協力を要請する。さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

#### 【福祉避難所について】

##### ア 福祉避難所の入所対象者

福祉避難所は、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者を対象とする。

##### イ 福祉避難所への入所対象者の把握

要配慮者の情報を基に、福祉避難所の入所対象者概数及び現況を平常時に把握しておく。

##### ウ 福祉避難所として利用可能な施設の把握

現状において要配慮者の入所が可能な社会福祉施設だけでなく、一般の指定避難所のように現況では特別の機能を有していない場合であっても、災害発生に伴い設備を整備することによって福祉避難所として利用可能となる施設に対して、災害時に緊急的な受入れを要請する可能性があることから、それらの施設に関する情報も含めて整備を行う。

また、災害時、直ちに福祉避難所が利用できない場合は、一般の指定避難所に要配慮者用の窓口を設置するとともに、介護や医療相談を受けるスペースを確保する。

##### エ 福祉避難所の指定目標

福祉避難所は、要配慮者や同居家族の生活圏等に配慮し指定することとするが、地域における身近な避難所として、小学校区に1か所程度の割合を目標とし、指定を推進する。

#### （4）防災設備・物資・資機材等の整備

要配慮者に対し、災害初期の食料・飲料水等について、3日間（推奨1週間）を自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進するための啓発を行う。

市は要配慮者に配慮した救援活動が行えるよう、物資の備蓄・調達体制の整備を行う。

#### （5）在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及

ホームヘルパーや民生委員・児童委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家具固定等や適切な避難行動等の防災知識の普及を推進する。

また、透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等の難病患者に対して、「お薬手帳」の常備や病状・かかりつけ医療機関・服用薬などを記入できる「難病患者のための災害時準備ガイドブック」の携帯等、自らを守るための資源の活用について普及啓発に努める。

## 2 社会福祉施設における要配慮者対策

### （1）組織体制の整備

ア 市は、要配慮者が利用する社会福祉施設等の安全確保のための組織・体制の整備を促進するよう施設を管理する社会福祉法人等を指導・支援する。

イ 市は、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じて、それらの組織と社会福祉施設等との連携を図り、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制を整備する。



ウ 社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えてあらかじめ防災組織を整備し、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。特に、夜間や荒天時等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分配慮した体制を整備する。また、市、自主防災組織、近隣住民と連携をとり、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

エ 福祉保健部各課は、市内の社会福祉施設等が災害時に他の施設からの職員派遣や施設利用の協力等が得られるよう、応援協定の締結等、施設相互の協力体制整備を支援する。

#### (2) 防災設備等の整備

ア 市は、社会福祉施設の管理者に対して、施設利用者及び入所者の安全確保のために防災設備等の整備を促進するよう指導・支援する。

イ 社会福祉施設等の管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、災害発生直後の施設利用者及び入所者の生活を維持するため、物資及び防災資機材等を整備する。また、災害発生に備え、消防機関等への緊急通報、避難誘導のための防災設備及び体制の整備を行う。

#### (3) 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

市は、施設利用者及び入所者の災害対応能力及び社会福祉施設の立地を考慮し、指定緊急避難場所（避難地）及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

### 3 要配慮者対策における民生部局の体制整備

災害の発生に伴い、指定避難所の設置管理、食事・物資の提供、遺体の取扱い等の災害救助関係業務のほか、民生関係業務として、生活福祉資金の貸付、応急仮設住宅等における福祉サービスの実施、罹災証明の発行等、膨大な種類と量の業務が発生することから、災害の規模及び行政機能状況等を勘案し、以下の点に留意しながら、福祉に係る災害応急対策を実施する。

(1) 災害発生により食事・物資の分配業務、遺体の取扱い業務等の災害救助関係業務と並行して障がい者及び高齢者に対するホームヘルパーや手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービス等の福祉関係業務の増大にも対応できるよう、業務処理体制の確保に努める。

避難所、福祉避難所に避難している要配慮者のみでなく、避難所以外で生活している要配慮者の情報収集に努める。

(2) 近隣市町村と災害援助必要に応じて相互応援協定を締結している場合にあっては、速やかに応援を要請する。

(3) 県を通じ、内閣府政策統括官（防災担当）に対し、他都道府県の市町村民生部局等の職員の応援を要請する。

(4) 災害発生後一定の期間経過後に業務量が増大することから、時間の経過とともに変化する状況に対応した組織と人員の投入に留意しつつ、対策を講ずる。

### 4 傷病者対策における体制整備

災害発生直後の混乱した状況の中では、特殊な医療を必要とする患者を含め、傷病者に対しても特別な配慮が必要となる場合がある。これらの者の安全の確保をはじめ、医療機関の被災状況の把握、避難誘導を行うための体制を整備する。

## 5 旅行者等の安全確保

### （1）基本方針

市、防災関係機関及び観光施設等の管理者は、観光地を多くかかえる特性を考慮し、観光客・旅行者等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策や避難・救護・輸送対策を事前に推進する。

### （2）実施内容

市及び施設管理者等は、以下の点に留意した対策を推進する。

ア 市は、指定避難所・避難路の標識が観光客・旅行者等にも容易に判別できる表示をし、その安全確保に努める。

イ 市及び自主防災組織等は、地域全体で災害時の観光客・旅行者等への安全確保や救助活動を実施できる体制を整備する。

ウ 旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導體制を事前に整備しておくなどの宿泊客の安全を確保することにとどまらず、被災者への救援活動の拠点となれるよう、平素から食料、飲料水、医薬品等の備蓄や被災者の収容・受入れ体制の整備に努めるものとする。

## 6 外国人の安全確保

### （1）基本方針

国際化の進展に伴い、市内に居住、又は来市する外国人が増加し多様化していることをふまえ、言語・文化・生活習慣の異なる外国人が受ける被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

### （2）実施内容

市は、大分県などの関係機関と連携を図りながら、以下の点に留意した対策を推進する。

ア 市は、指定緊急避難場所（避難地）・避難路の標識への外国語の付記、災害時の多言語による広報等、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努める。

イ 地域全体で外国人の安全確保、救助活動、安否確認等の支援体制を整備する。

ウ 災害時に地域内で生活する外国人の安全確保を図るため、多言語による防災知識の普及活動を推進し、外国人を対象にした防災教育を実施するよう努める。具体的には、英語を始めとする外国語の防災パンフレットやビデオ等の作成・普及、「地域避難訓練」や「避難所運営訓練」など外国人も対象とした防災訓練の実施を推進する。

エ 市は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。

## 第6節 帰宅困難者の安全確保

大規模な災害が発生した場合、市中心部では、交通機能停止等により自力で自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が発生することも想定される。

これらの帰宅困難者の安全確保のために以下の事前措置を講ずる必要がある。

### 1 宿泊場所の確保

市は、公共的施設等を宿泊所として提供できるよう施設の管理者等とあらかじめ使用協定を締結するよう努める。なお、宿泊所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した宿泊所の運営に努める。

また、事業所等は帰宅困難者の宿泊に対応できるよう食料・水・毛布などの生活用品の備蓄（3日間、推奨1週間）に努める。

### 2 市民、事業所・学校等への啓発

#### （1）市民への啓発

市民に対して、帰宅が困難な場合には安全な場所にとどまること、家族間の連絡手段を事前確認すること等、平常時からの備えの重要性について啓発を行うとともに、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認等について周知を行う。

#### （2）事業所への要請

市は事業所等に対し、災害時の従業員等の安全確保を図るため、帰宅困難者を想定した食料・物資の確保、備蓄（3日間、推奨1週間）等の検討を要請する。

また、旅館・ホテル等の観光施設管理者に対して、行き場をなくした観光客の受入れ、宿泊場所の提供を要請し、観光施設管理者と協定を締結するなど、その体制を整備する。

## 第7節 市民運動の展開

自然災害の発生を防ぐことはできないが、その被害は市民一人ひとりの日頃の努力によって減らすことが可能である。行政による「公助」はもとより、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」を実践し、地域社会における防災力を向上させることによって、被害を最小限に抑える減災社会を実現しなければならない。

### 1 自助の推進

- (1) 市民は防災に関する研修会、防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。
- (2) 市民は、自らが生活する地域において、市や関係機関が提供する防災に関する情報を活用して災害が発生するおそれのある危険箇所、指定緊急避難場所（避難地）、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について確認するとともに、安否確認の連絡方法等をあらかじめ確認しておくよう努めるものとする。
- (3) 市民は、災害の発生に備え少なくとも3日間（推奨1週間）分の食料、飲料水と医薬品等の生活物資を備蓄するよう努めるものとする。

### 2 共助の推進

- (1) 市民は、互いに助け合って自分たちの地域を守る共助の中核をなす組織として、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
- (2) 自主防災組織は、市や関係機関等と連携しながら、防災知識の普及、地域の安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を地域の実情に合わせて日常的に行うよう努める。
- (3) 事業者は、災害時において事業を継続し、又は早期に復旧するための計画を作成するとともに、地域社会の一員として地域における防災活動に積極的に協力するよう努める。

## 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

### 第1節 初動体制の強化

### 第2節 活動体制の確立

### 第3節 風水害等の避難に関する事前の対策

### 第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の 充実

### 第5節 救援物資の備蓄

## 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

迅速かつ円滑に災害応急対策を遂行するために、「初動体制の強化」、「活動体制の確立」、「個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実」を柱とする、各種の事前措置を推進する。

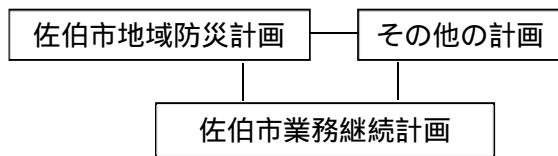
### 第1節 初動体制の強化

突然発生する災害に迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報を素早く把握し、市としての所要の体制をできるだけ早く確立する必要があり、以下の点を重点に初動体制の強化を図る。

- (1) 業務継続計画（BCP（Business Continuity Plan の略））の策定は、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を見据え、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画（BCP）を平成26年3月に策定済みである。

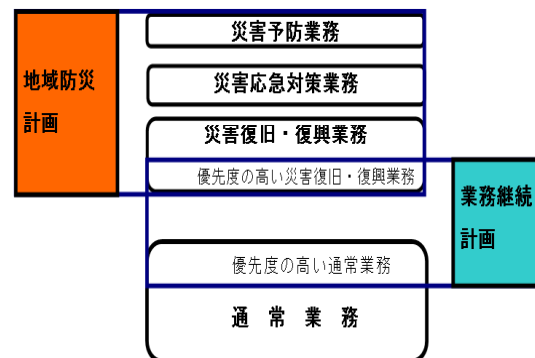
この業務継続計画は、災害時における庁内の機能を維持、回復させるための方策を明らかにするものであり、実効ある業務継続体制を確保するため、定期的な教育・訓練や点検等の実施により、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行うものとする。

非常時における各計画の構成



業務継続計画は、地域防災計画やその他の計画に定められた業務が円滑に進むよう下支えするとともに行政サービスに支障が生じないよう必要な備えを行うもの。

地域防災計画と業務継続計画



- (2) 職員の動員配備対策の充実

職員（要員）をできるだけ早くかつ多く確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。

平成29年台風18号の対応経験から、広い市域をカバーするため、振興局並びに支部配置職員の増員を行う。また、警戒本部体制の拡充を図るとともに、災害対策本部組織の職員配備要領を2段階に簡略化し、第1次配備割合を5割に高める等、早めの対応に努める。

さらに、各対策部の連絡調整員を本部配置することで、対策部間の連携を強化し、情報や人の流れの円滑化、共有化を図る。

市職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、災害対策職員への連絡体制の確保、家庭や職場における安全確保対策の徹底などを推進する。

- (3) 佐伯市職員防災ハンドブックの作成配付

災害発生時の職員の基本的な対応を確認できる「佐伯市職員防災ハンドブック（災害時初動

マニュアル）」を全職員に配付することにより、初動体制意識の徹底を図る。

（4）職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員は家庭においても防災対策を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

なお、発災時に家族と離れていた職員は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平常時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

【災害時の安全確認方法の例】

- ・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」・「災害用ブロードバンド伝言板171」など）の利用
- ・携帯メールによる連絡（通話よりも着信確率が高いとされる）
- ・「三角連絡法」（被災地へ向けての電話がつながりにくい状態でも、被災地から外に向かったの電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝言板がわりに利用する方法）の実施

また、物資の調達体制が確立するまでの間（3日間、推奨1週間）に備えて、食料、水、生活必需品の備蓄に努める。

（5）災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

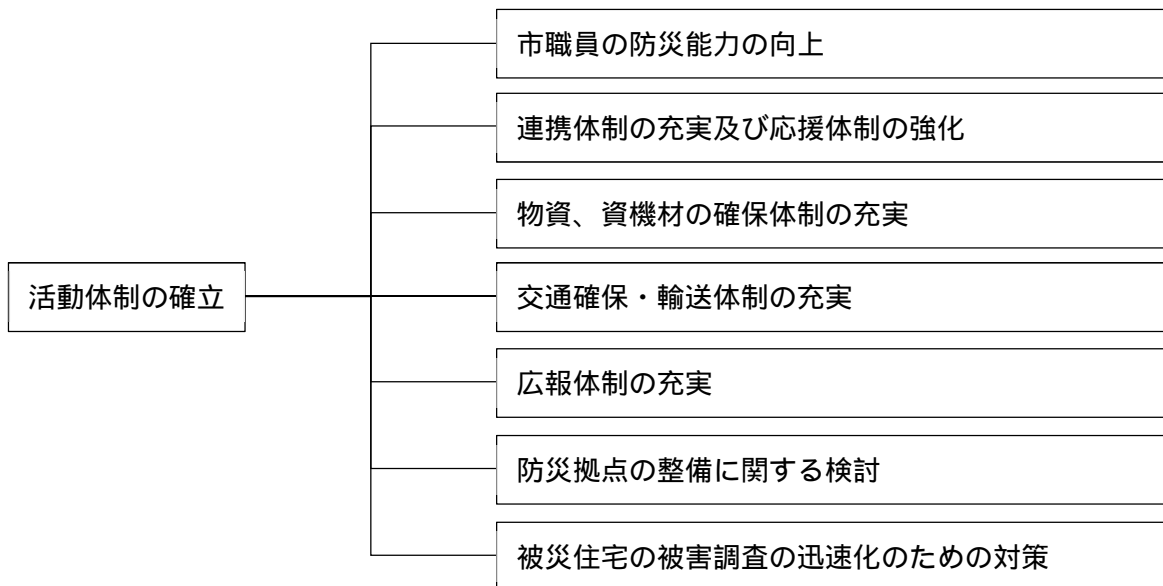
災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の水、食料、毛布等物資の備蓄についても検討する。

（6）災害情報の収集・伝達体制の充実

災害に関する情報を素早く把握し、防災関係機関相互における共有化や市民への確実な伝達を行うため、情報機器の整備や通信手段の多様化等情報の収集・伝達体制の充実強化を図る。

## 第2節 活動体制の確立

多岐にわたる市の災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要があり、以下の点を重点に活動体制の確立を図るものとする。



### 1 市職員の防災能力の向上

一般に、市職員にとって災害応急対策活動は日常的なものではないため、その不慣れな活動を実際の災害時に的確に実施するためには、その防災能力を日々向上させておく必要があり、以下の対策を推進するものとする。

#### (1) 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的開催し、職員の資質向上を図る。また、防災意識と知識の向上を目指すため、市職員の「防災士」養成を推進する。

#### (2) 職員を対象とした情報伝達及び参集訓練の実施

勤務時間外に災害が発生した場合であっても、予め定めた参集場所まで職員を迅速かつ確実に到達させるため、職員を対象とした情報伝達や参集訓練を定期的実施する。

なお、訓練に当たっては、夜間の発災や二次災害のおそれ等も考慮した様々な状況を想定するものとする。

#### (3) 佐伯市職員災害時初動マニュアルの作成

作成した佐伯市職員災害時初動マニュアル（H30.6）を活用し、平常時から、災害対策本部設置時等における各班の体制、事務分掌等を周知させることにより、防災意識の向上を図る。

マニュアルは必要に応じて見直しを行う。

#### (4) 図上訓練の実施

職員の防災能力の向上、市災害対策本部員としての役割及び行動を確認（各種機器操作等を含む。）するため、図上訓練等の実施を検討する。

#### (5) 防災推進リーダーの育成

防災推進リーダーは、市の防災業務の要の職にある職員であり、災害発生時にはリーダーシップを発揮した活動、対策部間及び対策部内の課・室間の積極的な調整活動が求められる。



これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平常時から特に重点的な研修を推進するものとする。

## 2 連携体制の充実及び応援体制の強化

大分県、他市町村、関係業界、民間団体のほか、ボランティアとの連携体制の充実を図るものとする。また、市町村間の相互応援協定、広域応援協定を締結した場合は、応援要請が迅速に行えるようあらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど実効性の確保に努め、今後とも以下の対策を講じることとする。

### （1）地域における連携体制の充実

市は、県関係機関（振興局、土木事務所、保健所等）、近隣市、その他防災機関・団体と、平時から緊密な連携関係を構築する。

### （2）関係業界、民間団体との連携体制の充実

災害時の連携が円滑に行えるよう、ノウハウを有する市内関係業界、民間団体との間で応援協力協定を締結し体制を強化するとともに、人的・物的協力の具体的な手順等を明確化し、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

ア 災害時における情報共有手段の検討を行い、定期的に訓練を実施する。

イ 建設業団体等の担い手の確保・育成

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

### （3）ボランティアとの連携体制の充実

ア 医療や介護、建物や宅地の危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアや団体の事前登録、活動拠点等の整備を促進するとともに、日本赤十字社や社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等について研修会等を行い、災害ボランティアセンター運営人材の養成に努める。

イ 市及び関係機関は、災害発生後の迅速な災害ボランティアセンターの設置や、円滑な運営を実施する体制を構築するため、日頃から市、大分県、社会福祉協議会等が顔を合わせ、意見交換等を実施する「災害ボランティアネットワーク会議」に参加する。

### （4）他市等との応援体制強化

現在、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」及び「大分県常備消防相互応援協定」を始め、県内の他自治体間、他消防本部間の協定締結は完了している。

また、宮崎県北部4市町村と大分県南部3市のエリアで「大規模災害時における相互応援協定」も締結した。今後はこれらの協定が災害時に迅速に運用できるよう、その手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保や訓練に努めるものとする。

### （5）受援計画の策定

市は、救急・救助、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため受援計画を策定する。

また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種

調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定をはじめ、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保を行うものとする。

（6）応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

市外から応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、公共施設を中心に活動拠点の候補地をリストアップしておき、災害時にできるだけ迅速に対処できるようにする。

さらに、迅速な支援体制を確立するため、インターネット（市ホームページや、SNS等のソーシャルメディア）を活用した問い合わせ窓口や要支援地域の情報提供体制の整備についても検討する。

（7）重要施設の非常用電源の確保

災害拠点病院等、重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

（8）重要施設の非常用電源設置状況等のリストアップ

大規模停電発生時に電気事業者等から円滑な支援が受けられるよう、あらかじめ、災害拠点病院及び災害応急対策にかかる機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

### 3 物資、資機材等の確保体制の充実

迅速・的確な災害応急対策の実施にあたっては、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや、重機等）、消火用資機材（消火器、可搬ポンプ等）、医薬品・医療用資機材、食料・水・被服寝具等の生活必需品等の確保が必要となり、所要量を迅速に確保できる体制を推進していく。

（1）救出救助用及び消火用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材や消火用資機材は、災害発生時に極めて緊急的に使用されるので、市民等が身近で確保できるよう、自治会の単位での確保を柱とした整備を推進する。

ア 自主防災組織用の救出救助用資機材整備の補助

イ 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発

ウ 資機材を保有する建設業者等との協定等締結

（2）医薬品・医療用資機材の確保体制の充実

医薬品・医療用資機材は災害発生時に極めて緊急的に使用されるので、十分な量を備蓄し保存しておくことが難しいため、緊急調達を迅速に実施できるよう、市は民間事業者との間に「災害時における医薬品等の供給確保等についての協定」を締結している。また、初動医療救護（被災後48時間以内）のための緊急医薬品等医療セットを、県が市内に1セット（1,000人分）を備蓄している。

（3）食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレトーパー等の生活用品の確保体制の充実市外からの食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレトーパー等の生活用品（以下生活用品という）の支援については、時間がかかることが想定されることから、それまでの間（3日間、

推奨1週間）は家庭や地域等で確保できるような対策を講じる。

- ア 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への生活用品の備蓄に関する啓発
- イ 市における食料、水、生活用品の備蓄促進
- ウ 大手取扱業者（大型小売店舗、生活協同組合、問屋等）との協定等締結の促進
- エ 公的備蓄ネットワーク（県内で相互供給する体制）の構築

#### 4 交通確保・輸送体制の充実

大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。

こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

##### （1）輸送拠点（緊急輸送基地）の選定

佐伯市総合運動公園を県等からの物資を集積し、指定避難所への輸送拠点とする。

##### （2）緊急輸送道路等の整備等

災害時の応急対策活動を円滑に行うため、市内の防災拠点、輸送拠点、防災備蓄拠点等を結ぶ道路網を主体とした緊急輸送道路や幹線市道などの重要な路線を最優先として、国・県道に準じた調査や必要な対策を実施するとともに、国土交通省や建設業協会との協定等の充実を進め、道路啓開や応急復旧作業の円滑な実施に備えるものとする。

##### （3）臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、臨時ヘリポート等の確保に努める。

#### 5 広報体制の充実

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願ひ、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。そこで、以下の体制を早急に整える。

##### （1）報道機関との協力体制

災害時に、市からの情報を迅速・的確に市民に発信するため、必要に応じてプレスルームの設置等、報道機関との協力体制を構築する。

##### （2）インターネットを活用した情報発信

災害等緊急時に市ホームページや、SNS等のソーシャルメディア等を通じて情報を発信し、情報の早期伝達、内容充実に努める。

ア 市ホームページによる迅速な災害情報発信体制を確立する。

イ さいき防災メールの登録を促進する。

ウ 佐伯市防災・行政ラジオを活用する。

エ 携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）を活用する。

オ SNS等ソーシャルメディアの利用を促進する。

##### （3）手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者、外国人に対して的確に広報を行えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通

記者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。また、平常時より災害時の情報伝達手段についての周知を行い、情報収集ルートの複数確保を推進するものとする。

## 6 地域防災拠点の整備

大規模災害時における市の地域防災拠点として、佐伯市総合運動公園を位置づけ、災害対策本部の対応方針を受けて、必要な情報収集・関係機関との調整などを行う現地調整所機能、自衛隊や海上保安庁、消防、警察など全国から派遣される応援部隊の進出・活動・宿営拠点機能、救急救助のためのヘリポート、災害時に必要となる非常用食料及び各種資機材の備蓄機能、備蓄品及び全国から集積する救援物資の避難所等への仕分・輸送拠点機能を配置し、各機能に必要な設備等を計画的に整備する。また、救助・救急、消火等を円滑かつ効果的に実施するため、関係機関と防災訓練等を通じて連携体制を構築し、実行方法の検討を行う。

また、海上輸送拠点となる佐伯港（拠点港）の整備を推進する。

さらに、自治会、町内会にはコミュニティ防災拠点を、小学校区又は中学校区には地区防災拠点の確保に努める。

## 7 緊急避難場所及び避難所の指定

### （1）指定緊急避難場所及び指定避難所の指定・周知

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、市民への周知徹底を図るものとする。

### （2）指定緊急避難場所の立地・構造等

指定緊急避難場所については、市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

### （3）指定避難所の規模・構造・設備等

指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けられる体制が整備されているもの等を指定することが望ましい。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

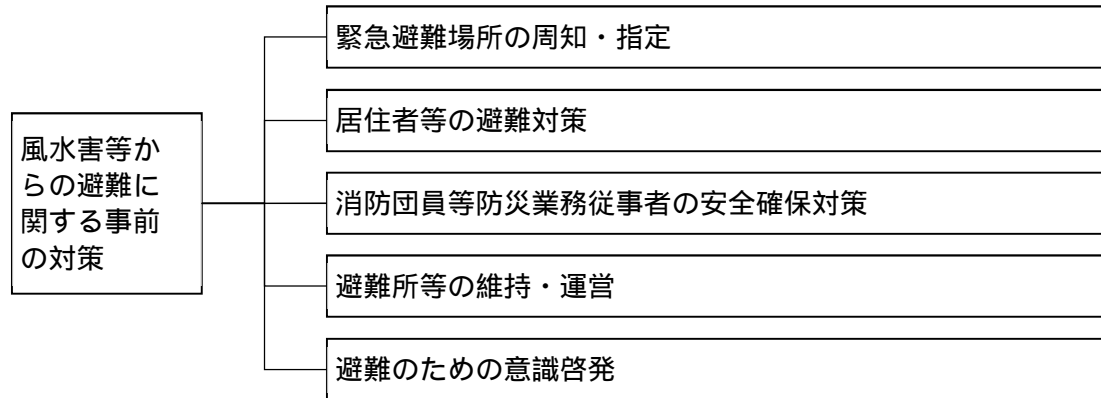
## 8 被災住宅の被害調査の迅速化のための対策

早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害調査が求められているため、県が定期的に関

催する住宅被害調査研修会に参加し、職員の被害調査技術の向上を図るとともに、罹災証明書の迅速な発行に向けて、県下統一の「被災者台帳システム」により、非被災市町村から職員の受援の円滑化を図る。また市町村間の応援協定の活用により、被害調査に係る市町村間の応援体制の構築に努める。

### 第3節 風水害等の避難に関する事前の対策

風水害等から迅速に避難するため、以下の5つの点を重点に風水害等からの避難に関する事前の対策を進めていく。



#### 用語の定義

- 【指定緊急避難場所】 ・ 市が安全と判断し指定した、命を守るため一時的に避難する施設や場所。
- 【指定避難所】 ・ ・ ・ ・ 市があらかじめ指定し、安全を確認後に開設する施設。一定期間、避難生活を送る所。
- 【広域避難場所】 ・ ・ ・ 災害の規模等により、市が指定する大人数収容できる避難場所。（公園やグラウンド等）
- 【避難路】 ・ ・ ・ ・ ・ 各戸等から避難場所等につながる経路で、自主防災組織等にてあらかじめ定め、避難対策の推進を図るため一部を市が指定する。

#### 1 緊急避難場所の周知・指定、避難路等の指定・整備

##### (1) 緊急避難場所の指定

- ア 市は、防災施設の整備の状況、構造、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、風水害等が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、法令等で定める基準に適合する施設又は場所を施設等の管理者の同意（市の管理する施設等を除く。以下同じ。）を得た上で、指定緊急避難場所として指定するものとする。
- イ 市は、風水害等により想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、法令等で定める基準に適合する公共施設その他の施設を施設等の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するものとする。
- ウ 指定緊急避難場所（避難地）と指定避難所とは、相互に兼ねることができるものとする。
- エ 市は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、法令等で定めるところによ

#### り、風水害等からの避難に関する事前の対策

災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所（避難地）及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### （2）緊急避難場所（避難地）等の整備

県及び市は、風水害等により避難が必要となることが想定される地域（以下、「避難対象地区」という。）を明示するとともに、緊急避難場所（避難地）の計画的な整備を行うものとする。また、当該地域においては重点的に避難体制の整備を図るものとする。

#### （3）避難路等の整備、確保

市は、土砂災害等のおそれのない避難路、徒歩専用の避難路等、安全な避難路の整備・確保に努めるものとする。

### 2 居住者等の避難対策

（1）市及び自主防災組織等は、要配慮者の避難について必要な支援を行うものとする。また、外国人、出張者及び観光客等の避難誘導等の適切な対応を行うものとする。なお、この場合、支援を行う者の避難に要する時間に配慮するものとする。

（2）市は、観光客等に対して災害に関する情報を迅速かつ確実に伝達できるよう、防災スピーカー、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、インターネット（市ホームページやSNS等のソーシャルメディア）、情報提供装置等を用いた情報伝達体制の確立を図るとともに、観光客等の避難誘導計画を策定するものとする。

### 3 消防団員等防災業務従事者の安全確保対策（消防本部）

市民等の避難誘導など、災害発生時の初動対応に携わる防災業務従事者であっても、人命が最優先であるため、自己の安全が担保できない場合、直ちに避難することが必要であることから、防災業務従事者のリスクを減らすためにも、日頃の自主防災組織での活動や防災訓練等を通じて、市民自らが率先して避難する自助の意識を図るものとする。

### 4 避難所の維持・運営（教育委員会、防災局）

（1）市は、地域防災計画等において、避難後の救護の内容を明示するものとする。

#### （2）避難所の運営

避難した居住者等は、自治会、自主防災組織等を中心に互いに協力しつつ、避難所の運営に協力する。

市は、「第2部 第3章 第2節 防災訓練」に記載する避難所運営訓練等を参考に、日ごろから自主防災組織等を中心に地域内で確認しておくよう指導に努めるとともに、避難所への災害に関する情報の提供について配慮するものとする。

### 5 避難のための意識啓発（防災局）

（1）市は、避難対象地区の居住者等が迅速かつ的確な避難を行うことができるよう、指定緊急避

難場所（避難地）、防災マップ等の配布により、当該地区の指定緊急避難場所（避難地）について周知徹底するものとする。

（2）市は、災害に関するワークショップ、避難訓練、防災訓練等を通じて、避難に関する意識啓発を図るものとする。



#### 第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細やかな事前措置を施していく必要がある。

そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。

##### 1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

市民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、救急医療、消防活動、二次災害防止活動の各々について、きめ細やかな事前措置を施していく必要があるので、以下の対策を積極的に推進する。

###### (1) 風水害等に関する情報伝達体制の充実

風水害による被害をより効果的に防止するためには、風水害等に関する情報を市民に迅速に知らせる必要がある。防災情報システムや防災・行政ラジオにより情報の伝達体制の充実を図っているが、今後はその運用を的確かつ円滑に行う体制を整える。

また、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。

市は、管轄区域内の居住者等及びその管轄区域内に一時滞在する観光客等に対して、災害に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得つつ、同報無線の整備及びデジタル化、防災・行政ラジオ、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ワンセグ放送、学校等における情報端末の設置、県民安全・安心メール、さいき防災メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、インターネット（市ホームページやSNS等のソーシャルメディア）、の活用、コンビニエンスストア・郵便局等の地域スポットの活用、Lアラートの活用、報道機関との連携など情報伝達手段の多様化を図る。

さらに、避難指示等の情報伝達について、大分県災害対応支援システム改修によって、より円滑な運用体制づくりに努める。

###### (2) 避難誘導対策の充実

危険な建物、地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるためには、避難誘導に関する対策を、県や市、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、市としては以下の対策を推進していくこととする。

ア 公立社会福祉施設、学校、その他公立施設の耐震補強と避難体制の再点検

イ 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制の再点検の指導

ウ 要配慮者のための支援マニュアルの作成

エ 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成の指導

オ 耐震性のある県所有等公共施設の避難所指定に関する調整の推進

カ 避難経路沿線施設の耐震性についての点検及び防災マップの作成

###### (3) 要配慮者利用施設等における防災体制の充実

要配慮者利用施設（主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の防災上特に配慮を要する者が利用する施設）について、地域防災計画に下記の事項を定め、当該施設の防災体制の充実

を図る。

ア 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画資料編に、名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市に報告する。

イ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画資料編に、名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市に報告する。

#### （4）救急救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、以下の対策を推進していくこととする。

ア 消防機関、警察、自衛隊、海上保安庁との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施

イ 自主防災組織用の救出救助用資機材（避難所情報サインを含む。）の配備

#### （5）救急医療対策の充実

ア 大きな災害により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフライン機能の停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速かつ的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。

そのために、行政機関と日本赤十字社大分県支部、医師会等医療関係者の連携のもとに、以下の対策を推進していくこととする。

（ア）病院の耐震化

（イ）災害拠点病院の施設・設備の整備拡充

ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等

（ウ）災害拠点病院における大規模災害時の医療活動マニュアルの策定及び多数傷病者の受け入れを想定した実動訓練の実施

（エ）災害派遣医療チーム（DMAT）の出動体制の確保・充実

（オ）超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーター及び災害時における小児周産期医療に特化した救護活動を行う災害時小児周産期リエゾン並びに薬事に関わる人的資源の適正配置と医薬品の管理・供給を調整する災害薬事コーディネーターの登録

（カ）初期期を念頭に置いた緊急医薬品等の備蓄

（キ）医療救護班（日本赤十字大分県支部、医師会、歯科医師会等が編成する救護班をいう。）及び大分 DMAT が消防、警察、自衛隊等の関係機関と連携する救急医療活動訓練の実施

（ク）急性期以降の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーター及び薬事に関わる人的

資源の適正配置と医薬品の管理・供給を調整する災害薬事コーディネーターの登録

(ケ) 災害時における医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「おおいた医療情報ほっとネット」及び「広域災害・救急医療情報システム」(EMIS)を活用した情報ネットワークの整備及び入力訓練の実施

(コ) 被災地での対応困難な重症患者を被災地外に搬送するための航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)の設置候補地をあらかじめ選定するとともに、必要な設備を整備

イ 被災地における精神科医療及び精神保健活動の支援を行うため、精神科医、看護師等からなる災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制の充実に努めるものとする。

#### (6) 消防対策の充実

火災の発生に迅速に対処できるよう、関係機関と調整のうえ以下の対策を推進していくこととする。

ア 消防本部、自衛隊、海上保安部及び民間消防機関等との合同消火訓練の実施

イ 耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車、救助工作車等消防用施設・設備の整備拡充

ウ 自主防災組織用の初期消火用資機材等整備への補助

#### (7) 消防団員等防災業務従事者の安全確保対策

市民等の避難誘導など、災害発生時の初動対応に携わる防災業務従事者であっても、人と命が最優先であるため、自己の安全が担保できない場合、直ちに避難することが必要である。

このためには、消防団員等防災業務従事者が、洪水等の現況を把握したうえで業務に携わることが必要であることから、市は、災害時の消防団活動・安全管理対策の作成や、災害時に消防団員相互の有効な情報伝達手段の一つであるトランシーバーなどの安全装備品等の整備を検討する。

また、防災業務従事者のリスクを減らすためにも、日頃の自主防災組織での活動や防災訓練等を通じて、市民自らが率先して避難する自助の意識を高めることが重要である。

## 2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

### (1) 学校の防災拠点化の推進

学校が地域の防災拠点として機能するために、避難所設置者は次の点に留意する必要がある。

ア 無線設備の整備

イ 教職員の役割の事前規定

ウ 調理場の調理機能の強化

エ 保健室の救急医療機能(応急処置等)の強化

オ シャワー室、和室の整備

カ 学校プールの通年貯水(消火用、断水時の生活用水用)及び浄化施設の整備

キ 給水用・消火用井戸、貯水槽、備蓄倉庫の整備及び備蓄の推進

ク トイレの増設及びトイレットペーパーの備蓄等非常時のトイレ対応整備

### (2) 災害福祉広域支援体制の構築

要配慮者が当該区域で保健福祉サービスを受けることができない場合に、被災地外の社会福

社施設で一時的に保健福祉サービスを受けるため、受入れ候補施設を事前にリストアップしておく。

また、市内の社会福祉施設等が、災害時に他の施設からの職員派遣や施設利用等の協力が得られるよう、応援協定の締結等、施設相互の協力体制整備を支援する。

さらに、介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

（3）家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食料、水、生活用品により生活の維持を図る体制を確保する必要がある。そのために、家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等に対して、物資の調達又は供給体制が確立するまでの間（概ね3日間）、食料、水、生活用品備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるよう啓発を行う。

（4）応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

民間賃貸住宅の借上げの円滑化に向け、不動産関係団体と協定を締結し、その際の取り扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

また、災害により住家を失った人に対して迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、プレハブ住宅関係団体と協定の締結を図る。

県との連携を図り、災害時に迅速に供給できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

（5）物価の安定等のための事前措置

災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握を行うこととする。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

ア 災害発生時に価格を監視する物品のリスト化及び監視方法の検討

イ 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

（6）文教対策に関する事前措置

災害発生時に、文教対策を円滑に行うため以下の事前措置を実施する。

ア 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校教職員の行動方針等の検討

イ 時間外災害発生時の幼児、児童、生徒、学生の被災状況の把握方法の検討

ウ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討

エ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財（建造物、磨崖仏等）の耐震調査の指導

（7）被災者等への的確な情報伝達のための事前措置

要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

また、障害の種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備を図る。

さらに、市外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け

渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

（8）被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置

災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効果率的に実施するために有効である。そこで熊本地震の検証に基づき、大規模災害時に迅速な罹災証明書の発行や県内各市町村との相互応援・受援等の観点から、県下統一の「被災者台帳システム」により、非被災市町村からの職員の受援の円滑化を図る。

## 第5節 救援物資の備蓄

東日本大震災を踏まえ、市内の最大避難者数を約3万人と想定し、市外からの支援物資が届く避難所生活3日目までに避難者が最低限必要とする食料、飲料水、毛布、ブルーシート、マスク、アルコール消毒液及び要配慮者が必要とする物資の備蓄を行うこととする。

なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、防災局及び地域振興部は、定期的に備蓄物資の保管内容、保管担当者及び連絡先などの情報の共有を行う。

市が備蓄する具体的な品目及び備蓄量については、別に定める「佐伯市備蓄計画」によるものとする。

1 避難所生活3日目までの必要量の3分の2を公助、3分の1を自助・共助にて備蓄する。

2 公助3分の2は、流通備蓄と現物備蓄でそれぞれ2分の1ずつ確保する。

(1) 流通備蓄

流通・小売業者等と協定を結ぶことにより、災害時の生活必需品等の確保を図るものとする。

(2) 他市町村からの確保

災害時における相互応援協定等を締結している他市町村の応援により救援物資を確保する。

3 現物備蓄3分の1は、県と市で2分の1ずつ確保する。

また、市は、自助・共助において備蓄しにくい物資、要配慮者が必要とする物資を別途備蓄するとともに、災害時に効果的に備蓄物資が行き渡るよう、集中備蓄に努める。備蓄物資の品目については、男女のニーズの違い等男女双方の視点や要配慮者への提供等に配慮する。

4 市の備蓄倉庫

市は、下記備蓄倉庫を中心に集中備蓄を進め、災害が発生した際の各避難所の避難状況を確認しつつ、限られた物資や資機材を効果的に配送する。

- ア 上堅田上城地区
- イ やまばと児童公園
- ウ 城山北
- エ 蒲江振興局
- オ 弥生振興局
- カ 宇目小野市地区

## 第3部 災害応急対策

第1章 災害応急対策の基本方針等

第2章 活動体制の確立

第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動

第4章 被災者の保護・救護のための活動

第5章 社会基盤の応急対策

## 第1章 災害応急対策の基本方針等

### 第1節 災害応急対策の基本方針

### 第2節 市民に期待する行動（家庭 地域 企業・事業所）



## 第1章 災害応急対策の基本方針等

---

### 第1節 災害応急対策の基本方針

#### 1 迅速・的確な災害応急対策の遂行

災害による市民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。市では、災害が発生し又は災害の発生するおそれがある場合は、速やかに災害応急対策の遂行に必要な情報を積極的に収集し、県等防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。また、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、実効性の確保に留意するとともに、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害応急対策の高度化に取り組んでいく。

#### 2 受援計画

災害応急対策の実施については、市民に最も身近な行政主体である市が県等関係機関と協力しあたる。しかし、その対応能力を超えると判断される場合は、災害発生後早期に、必要に応じて防災要員の派遣、通信連絡機器の支援等の応援要請を行い、具体的には別途定める「佐伯市受援計画」によるものとする。

#### 3 要配慮者に配慮した災害応急対策の遂行

高齢者、観光客、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者は、災害時の行動や生活に大きな制約があり、防災関係機関においてはこれらの人々に最大限に配慮した災害応急対策を遂行するものとする。

#### 4 ニーズに即した情報発信

災害後の市民の生活安定のためには、市民のニーズに対応した情報を、避難所等にいる被災者を含め、市民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。市では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、貼り紙、チラシ、立て看板、広報誌、広報車、防災スピーカー、防災・行政ラジオ、ケーブルテレビ、市ホームページ等、多様な方法を用いて広報することとする。

## 第2節 市民に期待する行動（家庭 地域 企業・事業所）

災害から市民の生命及び財産を守るためには、第一に「自らの生命・財産は自らの手で守る」という自己責任による「自助」の考え方、第二に市民どうしの助け合いによって「自分たちの地域は自分たちの手で守る」という「共助」の考え方、このふたつの理念にたち市民と「公助」の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で連携を図っていくことが必要である。このような「自助、共助、公助」の考え方は防災の原点である。市、県、その他の防災関係機関においては、各々の能力を最大限に発揮して防災対策に取り組むものであるが、その活動をより効果的なものとするため、また、風水害等による被害を最小限に止めるため、市民に対して次のような行動を期待するものである。

### 1 家庭

#### （1）的確な避難

家族の安否とともに、家屋の被災状況、周囲の災害の状況（山・がけ崩れのおそれ等）などに関する情報等に注意して、安全な場所に迅速に避難する。また、夜間や停電の場合に備え、日頃から懐中電灯や携帯ラジオ、携帯電話の充電器等を直ちに携行できるようにしておくとともに、自動車へのこまめな満タン給油を心がけ、地域での防災訓練に参加し、指定緊急避難場所（避難地）、避難経路をあらかじめ確認しておくことが必要である。

#### （2）的確な初期消火

自宅から出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

#### （3）負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

家族に負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

#### （4）的確な防災関係機関への通報

山・がけ崩れ等二次的な災害発生のおそれがあると判断した場合、また、消防本部（署を含む。以下同じ。）、警察署（交番）等に出動を求める場合は、落ち着いて迅速に通報する。

#### （5）的確な情報収集

テレビ、ラジオ、防災スピーカー、防災・行政ラジオ等によって正しい情報の把握に努める（むやみに市、消防本部、警察署（交番）等の防災関係機関に問い合わせることは、防災関係機関の的確な活動を妨げることがある。）。

### 2 地域（隣近所、町内会・自治会、自主防災組織）

#### （1）的確な避難

避難する場合、隣近所で声を掛け合って安全な場所に迅速に避難する。避難所の運営にあたっては、避難施設の管理者、市職員等に協力する。また夜間や停電の場合に備え、すみやかに避難所を開設できるように、自治会や自主防災組織では、防災関係者とともに指定緊急避難場所（避難地）等の開け方（鍵の管理）や非常用電源の位置、電話、連絡網等をあらかじめ確認しておくことが必要である。

#### （2）的確な初期消火

近隣で出火した場合、地域で協力して消火器やバケツリレー等による初期段階での消火に努めるとともに、消防本部、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

#### （3）的確な救出

地域内で家屋の倒壊等による被災者の救出が必要となった場合、地域内にある資機材（のこぎり、かけや等）を活用して二次災害に留意しながら可能な限りの救出活動を行うとともに、消防本部、消防団、警察署、自衛隊等の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

（4）負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

地域で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

（5）近所の要配慮者への援助

地域内に在住する高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難、初期消火等の援助に努める。

（6）的確な情報収集と防災関係機関への通報

地域内の災害状況を迅速に把握し、市、消防本部、警察署（交番）等に速やかに通報する。

### 3 企業・事業所

（1）的確な避難

災害発生時、従業員や顧客などを安全な場所へ避難させる。

（2）的確な初期消火

企業・事業所内で出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

なお、自衛消防組織を持つ事業所にあつては、被害を事業所内に食い止めることに全力を尽くす。消防本部、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

（3）負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

事業所内で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

（4）地域（隣近所、町内会・地区）の活動への協力

事業所の所在する地域の防災活動に積極的に協力する。

## 第2章 活動体制の確立

第1節 活動組織

第2節 動員配備

第3節 通信連絡手段の確保

第4節 防災気象情報等の収集・伝達

第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達

第6節 災害救助法の適用及び運用

第7節 応援要請

第8節 自衛隊の災害派遣要請

第9節 他機関に対する支援要請

第10節 ボランティアとの連携

第11節 帰宅困難者対策

第12節 応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給

第13節 交通確保・輸送対策

第14節 広報活動・災害記録活動

## 第2章 活動体制の確立

### 第1節 活動組織

#### 1 基本方針

風水害等による災害の発生を防御し又は拡大を防止するため、市は、その機能のすべてをあげて対処するものであり、当該事務又は業務を的確かつ円滑に実施するための防災活動組織を整備する。

市の活動組織体制は、本節に定めるほか個別具体的な事項は「佐伯市災害対策本部条例（平成17年3月3日条例第27号）」、「佐伯市災害対策本部の組織及び運営等に関する規程（平成18年訓令第12号）」、「佐伯市業務継続計画（BCP）」、「佐伯市職員防災ハンドブック（災害時初動マニュアル）」等により実施する。

#### 2 災害発生時における市の組織体制

市長は、風水害等による災害が発生し又は発生することが予想される場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部を設置する。なお、災害対策本部の設置前又は設置がされない場合には、災害の種類及び規模等に応じて災害警戒本部又は災害対策連絡室を設置するものとする。

##### （1）災害対策連絡室

###### ア 災害対策連絡室

###### （ア）設置基準

- a 大分地方気象台が佐伯市に警報を発表したとき（ただし、海上警報は除く。）
- b その他異常な自然現象等により災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき
- c その他、特に必要と認めるとき

###### （イ）設置場所

佐伯市役所本庁舎 防災危機管理課内

###### （ウ）組織・職制

室長	防災危機管理課長
副室長	室長の指名する者
室員	防災危機管理課職員ほか

###### （エ）処理すべき主な事務

- a 災害情報の収集及び伝達
- b 振興局の対処態勢・活動状況の把握
- c 関係機関等に対する災害対策上の通報

###### （オ）解散基準

- a 警報等が解除され、準備体制を継続する必要がないと認めるとき
- b 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき

c 被害状況等により準備体制を継続する必要がないと認めるとき

イ 地区災害対策連絡室

(ア) 設置基準

- a 大分地方気象台が佐伯市に警報を発表したとき（ただし、海上警報は除く。）
- b その他異常な自然現象等により災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき
- c その他、特に必要と認めるとき

(イ) 設置場所

各振興局内

(ウ) 組織・職制

地区室長	振興局長
地区室員	地区室長の指名する者

(エ) 処理すべき主な事務

- a 振興局内の災害情報の収集及び伝達
- b 振興局内の地方機関の対処態勢・活動状況の把握
- c 災害対策連絡室との連絡調整

(オ) 解散基準

- a 警報等が解除され、準備体制を継続する必要がないと認めるとき
- b 地区災害警戒本部又は地区災害対策本部が設置されたとき
- c 被害状況等により準備体制を継続する必要がないと認めるとき

(カ) その他

地区室長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

地区室長は、地区連絡室を解散するとき、あらかじめ災害対策連絡室長に協議するものとする。

(2) 災害警戒本部

ア 災害警戒本部

防災局長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部が設置される前に災害応急対策を迅速かつ的確に実施する必要があると認めるときは、佐伯市災害警戒本部を設置する。

(ア) 設置基準

- a 大分地方気象台が佐伯市に警報を発表し、かつ、相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- b その他異常な自然現象等により相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき
- c 被害の拡大が予想され災害対策本部を設置する可能性があるとき
- d その他、特に必要と認めるとき

(イ) 設置場所

佐伯市役所本庁舎 防災危機管理課内

（ウ）組織・職制

警戒本部長	防災局長
警戒副本部長	防災局防災危機管理課長
警戒本部員	総務部、総合政策部、建設部、農林水産部、上下水道部、防災局、教育委員会及び消防本部の職員並びに警戒本部長が必要と認めた職員

（エ）処理すべき主な事務

- a 災害情報の収集及び伝達
- b 振興局の対処態勢・活動状況の把握
- c 関係機関等に対する災害対策上の通報
- d 関係部局の初動措置等の総合調整
- e その他、特に必要な事項

（オ）解散基準

- a 警報等が解除され、警戒体制を継続する必要がないと認めるとき
- b 災害対策本部又は災害対策連絡室が設置されたとき
- c 被害状況等により警戒体制を継続する必要がないと認めるとき

（カ）その他

各部長等は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

イ 地区災害警戒本部

（ア）設置基準

- a 大分地方気象台が佐伯市に警報を発表し、かつ、相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- b その他異常な自然現象等により相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき
- c 被害の拡大が予想され災害対策本部を設置する可能性があるとき
- d その他、特に必要と認めるとき

（イ）設置場所

各振興局内

（ウ）組織・職制

地区警戒本部長	振興局長
地区警戒副本部長・警戒本部員	地区警戒本部長の指名する者

（エ）処理すべき主な事務

- a 振興局内の災害情報の収集及び伝達
- b 振興局内の対処態勢・活動状況の把握
- c 災害警戒本部との連絡調整

（オ）解散基準

- a 警報等が解除され、警戒体制を継続する必要がないと認めるとき

- b 地区災害対策本部又は地区災害対策連絡室が設置されたとき
- c 被害状況等により警戒体制を継続する必要がないと認めるとき

(カ) その他

地区本部長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

地区本部長は、地区警戒本部を解散するとき、あらかじめ警戒本部長に協議するものとする。

(3) 災害対策本部

ア 災害対策本部

(ア) 設置基準

- a 大分地方気象台が佐伯市に特別警報を発表したとき
- b 大分地方気象台が佐伯市に警報を発表し、かつ、大規模な被害が発生し、または発生するおそれがあるとき
- c その他異常な自然現象等により相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき
- d その他、特に必要と認めるとき

(イ) 設置場所

佐伯市役所本庁舎内

ただし、佐伯市役所が被災し使用できない場合は、佐伯教育市民ホール「まな美」・佐伯市総合運動公園等に設置するものとする。

(ウ) 組織・職制

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	総務部長、総合政策部長、地域振興部長、観光ブランド推進部長、市民生活部長、福祉保健部長、建設部長、農林水産部長、上下水道部長、議会事務局長、教育委員会教育部長、消防長、防災局長

- a 災害応急対策の基本方針その他の重要な事項を協議するため、本部長、副本部長及び本部員を構成員とする本部会議を設置する。職務代理の順位は防災局を担当する副市長、他方の副市長の順とする。
- b 各種の災害応急対策及び災害情報の収集等を遂行するため、部及び班を設置する。

部長	本部長の指名する本部員
班長	部長の指名する者
副班長	班長の指名する者
班員	全職員

(エ) 処理すべき主な事項

なお、分掌業務の詳細は、「佐伯市職員防災ハンドブック（災害時初動マニュアル）」に別途定める。

- a 本部会議の協議事項



- ・災害応急対策の基本方針
- ・災害応急対策の重点項目の決定
- ・自衛隊の災害派遣要請
- ・報道機関を通じた広報
- ・その他必要な事項

b 各部の主な処理事務

【総合調整部】

- ・災害対策本部の設置及び解散
- ・本部会議
- ・災害対策全般の総括及び総合調整
- ・避難指示等の発令及び解除
- ・本部長及び副本部長命令の伝達その他各部活動の調整
- ・自衛隊派遣要請
- ・国、県及び近隣市との連絡調整
- ・災害時の通信の確保
- ・原子力災害対策に係る連絡調整
- ・原子力災害時の放射線防護措置実施に係る指揮及び全体調整
- ・原子力災害時の広域避難者の受入調整
- ・復興計画の策定準備
- ・災害弔慰金の支給

【総務対策部】

- ・災害対策全般
- ・本部長及び副本部長の秘書
- ・市議会災害対策会議の設置
- ・職員の出勤状況の把握及び各部門の職員の応援体制
- ・通信設備の確保
- ・被害情報、避難準備情報、避難指示等市民への広報
- ・避難情報、ライフライン情報の報道機関・市民等への広報
- ・二次災害防止のための報道機関・市民等への広報
- ・気象情報及び被害状況の情報収集、伝達及び整理
- ・原子力災害対策に係る市民からの問い合わせ対応

【応急対策部】

- ・災害対策全般
- ・被害状況の現地調査
- ・災害対策費用の財源措置
- ・災害応急対応（各地区対策本部区域を除く）
- ・本庁舎、まな美の電源及び電話の確保
- ・災害対策車両及び燃料の確保
- ・復興計画の策定準備

【消防対策部】

- ・災害対策全般
- ・消防、救急救助活動
- ・傷病者の救急搬送
- ・被災者の情報把握

- ・危険物物資の流出に係る調査・応急対策
- ・防火、水防及び防潮の応急対策
- ・災害の警備、避難の誘導等
- ・被災者の救出
- ・行方不明者の搜索
- ・消防団
- ・災害派遣医療チーム（DMAT）の受入れ及び調整
- ・緊急非常通信、情報等の収集及び伝達
- ・緊急消防隊を含む応援部隊の受援に関する事

**【配備受援対策部】**

- ・災害対策全般
- ・避難所収容者に対する応急炊き出し
- ・応急用、復旧用物資及び資機材の調達供給
- ・被災者に対する水、食糧、生活必需品等救助物資の調達、受入れ及び配給
- ・災害時緊急輸送の調整
- ・運輸関係業者との連絡調整
- ・被害を受けた中小企業者等に対する融資
- ・大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握
- ・緊急輸送車両等に必要な燃料の確保
- ・緊急輸送に必要な輸送車両の確保
- ・代替交通手段の確保
- ・ボランティア活動に関する情報の一元管理
- ・ボランティアセンター等の設置要請指導及び連絡調整並びに情報の共有
- ・ボランティアの要請及び派遣についての調整
- ・義援金品及び見舞金品の受入れ、保管並びに配分

**【生活再建支援対策部】**

- ・災害対策全般
- ・被災者支援システムの運用
- ・罹災証明の交付
- ・市民の災害に関する相談窓口（サポートセンター）
- ・被災地の消毒及び防疫
- ・被災地のし尿、塵芥の収集、運搬及び処分
- ・応急仮設トイレの設置及び管理
- ・遺体の埋葬等
- ・災害廃棄物の収集
- ・被災動物対策
- ・原子力災害時の環境放射線モニタリングの実施
- ・市税等の減免
- ・被災による徴収猶予
- ・住家等被害認定調査
- ・へい獣処理

**【福祉保健対策部】**

- ・災害対策全般
- ・医療施設の状況に関する情報収集
- ・医療救護所の開設及び管理
- ・医薬品及び衛生材料の調達及び補給
- ・感染症の予防

- ・災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣医療支援チーム、保健活動チームの受入及び調整
- ・福祉避難所の開設及び連絡調整
- ・要配慮者の避難誘導、救護、生活支援、受入れ及び養護
- ・要配慮者の被災状況の把握及び対策
- ・災害援護事務
- ・社会福祉施設等の状況に関する情報収集

【社会基盤対策部】

- ・災害対策全般
- ・道路、橋りょう等、建築物及び公共建築物の被害調査、災害防止及び応急復旧対策
- ・道路障害物（がれき等）の除去
- ・建設業協会、土木関係者等との連絡調整
- ・応急仮設住宅の建設及び維持管理
- ・被災建築物応急危険度判定

【農林水産対策部】

- ・災害対策全般
- ・農林水産施設及び農作物等の被害状況についての情報の収集及び提供
- ・農地農業施設等の応急対策及び復旧
- ・林業施設、水産業施設、畜産業施設等の応急対策及び復旧
- ・農作物等の被害調査及び対策
- ・農林産物の病虫害及び家畜伝染病の防疫
- ・林野火災の防災対策
- ・被害を受けた農林水産業者に対する融資
- ・原子力災害時の地域生産物等の摂取制限の実施に係る措置

【上下水道対策部】

- ・災害対策全般
- ・上下水道施設等の応急対策及び復旧計画
- ・上下水道施設の応急措置用資機材の調達及び配備
- ・上下水道関係業者との連絡調整
- ・応急給水活動の派遣

【文教・避難所対策部】

- ・災害対策全般
- ・避難所の開設及び連絡調整
- ・避難所としての学校施設、社会教育施設の開放及び管理運営
- ・避難所における被災者からの要望状況の把握
- ・被災児童及び被災生徒の教材、学用品等の調達及び配給
- ・児童、生徒の避難及び救護
- ・教育施設、社会教育施設の災害防止及び災害復旧
- ・応急教育の実施
- ・応急学校給食の実施
- ・児童及び生徒の健康管理
- ・教育施設、社会教育施設の応急措置用資機材の調達及び配備
- ・社会教育施設の利用者の避難及び救護
- ・災害活動に協力する地域団体等との連絡調整
- ・文化財の保護

（オ）本部の設置又は解散の通知及び公表

本部長は、災害対策本部を設置又は解散したときは、速やかに関係機関に通知及び公表する。

通知及び公表先	通知または公表の方法	担当部班
市災対本部各対策部	庁内放送、電話、その他迅速な方法で通知	総務対策部 情報対策班
地区対策本部 （振興局）	電話、その他迅速な方法で通知	
県及び関係機関	電話、防災無線、その他迅速な方法で通知	
一般市民	報道機関、さいき防災メール、佐伯市ホームページ等を通じて公表	
報道機関	口頭、文書、有線電話またはファクシミリにより通知	

（カ）解散基準

災害の危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと、災害対策本部長が認めたとき。

（キ）その他

部長は、災害対策事務を迅速かつ効果的に実施するため、部の体制及び要員等必要な事項について、あらかじめ定めるものとする。

イ 地区災害対策本部

（ア）設置基準

- a 大分地方気象台が佐伯市に特別警報を発表したとき
- b 大分地方気象台が佐伯市に警報を発表し、かつ、大規模な被害が発生し、または発生するおそれがあるとき
- c その他異常な自然現象等により相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき
- d その他、特に必要と認めるとき

（イ）設置場所

各振興局内

（ウ）組織・職制

地区本部長	振興局長
地区副本部長・班長	地区本部長の指名する者
班員	班長の指名する者

（エ）処理すべき主な事項

- a 振興局内の災害情報の収集及び伝達
- b 振興局内の災害の発生の防御及び被害の拡大の防止

c 本部との連絡調整

(オ) 解散基準

災害の危険が解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと認めるとき、本部長と協議のうえ解散する。

ウ 現地災害対策本部

(ア) 設置目的

激甚な災害が発生した地域が本部から遠隔の場合、又は地区本部との通信連絡に円滑を欠く場合で、災害の規模その他の状況により、現地において災害関係情報の迅速な収集・伝達、被災地の実情を踏まえた災害応急対策を強力に推進するため。

(イ) 組織・職制

現地本部長	副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名
現地本部員	
その他の職員	

(ウ) 処理すべき主な事務

- a 災害応急対策に関し、緊急に処理すべき事案の処理方針の決定
- b 本部との連絡調整

エ 支部の設置

(ア) 設置目的

災害応急対策の円滑かつ適切な実施を図るため、必要に応じて各地区公民館等に支部を設置するものとする。

(イ) 組織・職制

支部長	本部長または地区本部長が指名する職員
支部員	

(ウ) 処理すべき主な事務

- a 管内の災害情報の収集及び伝達
- b 本部または地区本部との連絡調整
- c その他、管内の災害応急対策

3 関係機関との連携

災害が発生し又は発生することが予想される場合、市は、県などの佐伯市防災会議構成機関等の災害対策組織と密接な連携を保ち、災害対策の迅速かつ適切な対応に努めるものとする。

## 第2節 動員配備

### 1 動員配備体制の確立

災害を防御し又はその拡大を防止するために必要な職員の動員配備は、あらかじめそれぞれの防災機関において必要な手続及び方法を確立しておくものとし、その実施に当たっては、特に勤務時間外における動員の順序方法を重点的に定めるものとする。

### 2 市の動員配備体制

#### (1) 職員等の動員順序

##### ア 準備体制

(ア) 災害が発生し又は発生するおそれがある場合、主として災害に関する情報の収集・伝達等を実施する。

(イ) 災害対策連絡室及び地区災害対策連絡室の要員として指名された職員を動員する。

(ウ) 要員の確保は次の方法による。

設置基準の a は、電話連絡網又はこれを補完するメール配信システム（携帯電話）により要員を確保する。

設置基準の b 及び c は、随時呼び出しにより要員を確保する。

勤務時間中は、庁内放送及び庁内電話、職員掲示板を利用する。

##### イ 警戒体制

(ア) 準備体制を強化し、速やかに本部の設置に移行できるようにする。

(イ) 災害警戒本部及び地区警戒本部の要員として指名された職員を動員する。

(ウ) 要員の確保は次の方法による。

設置基準の a は、電話連絡網又はこれを補完するメール配信システム（携帯電話）により要員を確保する。

設置基準の b、c 及び d は、随時呼び出しにより要員を確保する。

勤務時間中は、庁内放送及び庁内電話、職員掲示板を利用する。

##### ウ 非常体制

大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、災害に関する情報の収集・伝達、予防又は災害応急対策を実施する。災害の拡大に応じて、次の体制とする。

#### (ア) 第1次配備体制

災害に関する情報の収集、伝達及び特に緊急を要する災害予防又は災害応急対策を実施する。

第1次配備は、災害対策本部第1次体制の人員（おおむね 5割程度の職員；各部署で定める）及び地区災害対策本部第1次体制の人員とする。

要員の確保は次の方法による。

(a) 設置基準の a 及び b は、電話連絡網又はこれを補完するメール配信システム（携帯電話）により要員を確保する。

(b) 設置基準の c 及び d は、随時呼び出しにより要員を確保する。

(c) 勤務時間中は、庁内放送及び庁内電話、職員掲示板を利用する。

（d）なお、設置基準a及びbに該当する場合は、本庁及び該当振興局のすべての職員は、動員又は配備の連絡を待たず、津波等による被災を避け自らの身の安全の確保を最優先にしながら、直ちに登庁するものとする。

（イ）第2次配備体制

災害の拡大に応じて第1次配備体制を強化し、災害の経過に応じて強力・集中的・総合的な災害応急対策を実施する。

第2次配備は、市職員全員（別に定める、非常時において優先すべき通常業務に従事する者を除く。）を動員する。

要員の確保は、第1次配備体制と同様とする。

（2）動員配備方針

市職員は、配備基準に該当する風水害等が発生した場合、動員・配備の指令を待たず、以下により直ちに配備体制につく（夜間、休日等の時間外を含む。）。なお、配備体制の変更等については、必要に応じて（3）に示す動員系統により動員配備に関する指示を行うものとする。

ア 準備体制の場合

（ア）災害対策連絡室の要員として指名された職員

災害対策連絡室設置場所に参集する。

（イ）地区災害対策連絡室の要員として指名された職員

地区災害対策連絡室設置場所に参集する。

（ウ）その他の職員

各部の要員は、各所属に参集する。

その他の職員は、動員配備に関する指示に留意しながら待機する。

イ 警戒体制の場合

（ア）災害警戒本部の要員として指名された職員

災害警戒本部設置場所に参集する。

（イ）地区災害警戒本部の要員として指名された職員

地区災害警戒本部設置場所に参集する。

（ウ）その他の職員

各部の要員は、各所属に参集する。

その他の職員は、動員配備に関する指示に留意しながら待機する。

ウ 非常体制の場合

（ア）第1次配備体制の場合

災害対策本部第1次配備体制の要員として指名された職員

各部の要員は、各配置先に参集する。

地区災害対策本部第1次又は第2次配備体制の要員として指名された職員

地区災害対策本部設置場所に参集する。

その他の職員

その他の職員は、動員配備に関する指示に留意しながら待機する。

（イ）第2次配備の場合

災害対策本部の要員として指名された全職員

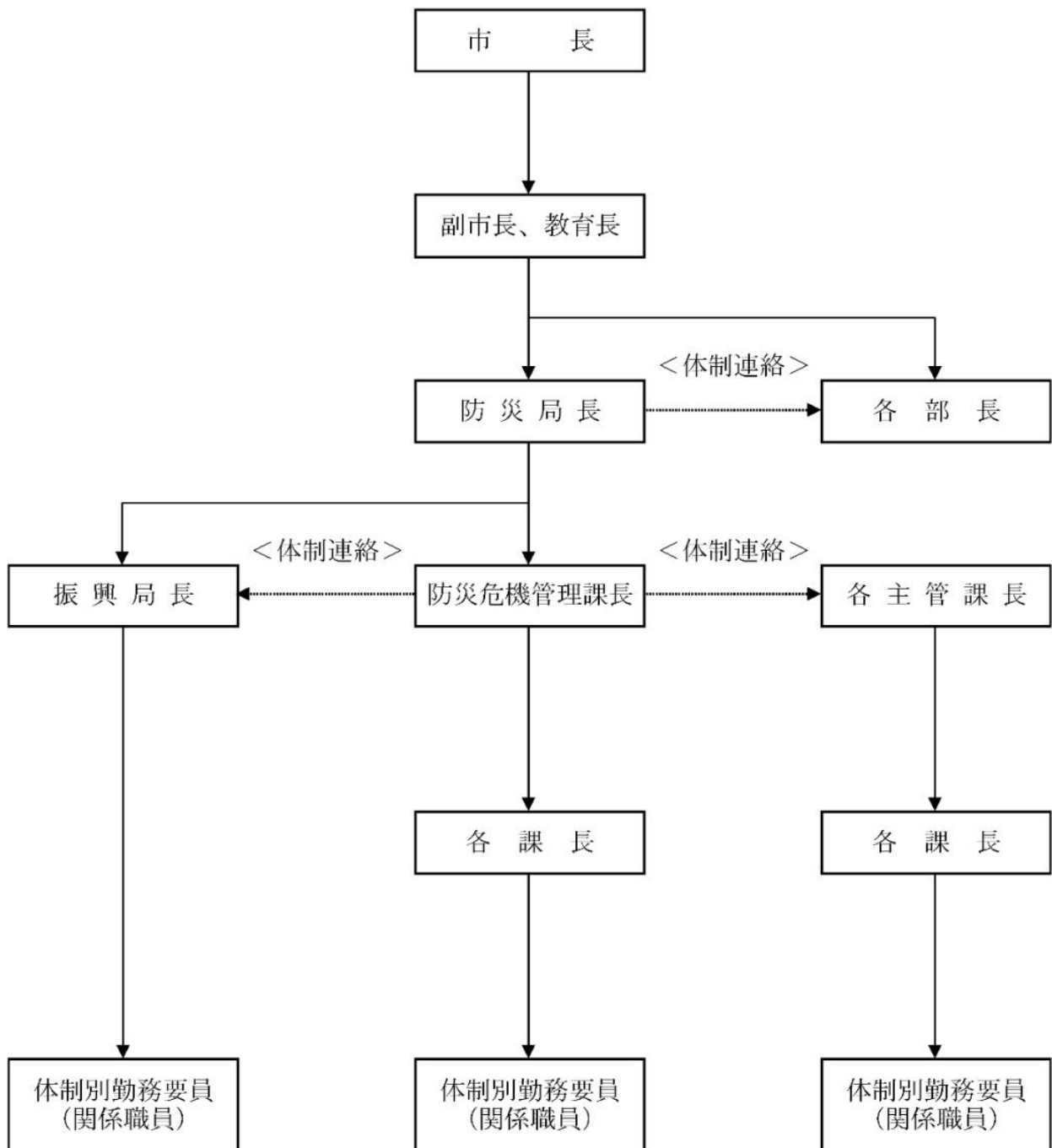
全職員は、各配置先に参集する。

地区災害対策本部の要員として指名された全職員

全職員は、地区災害対策本部設置場所に参集する。

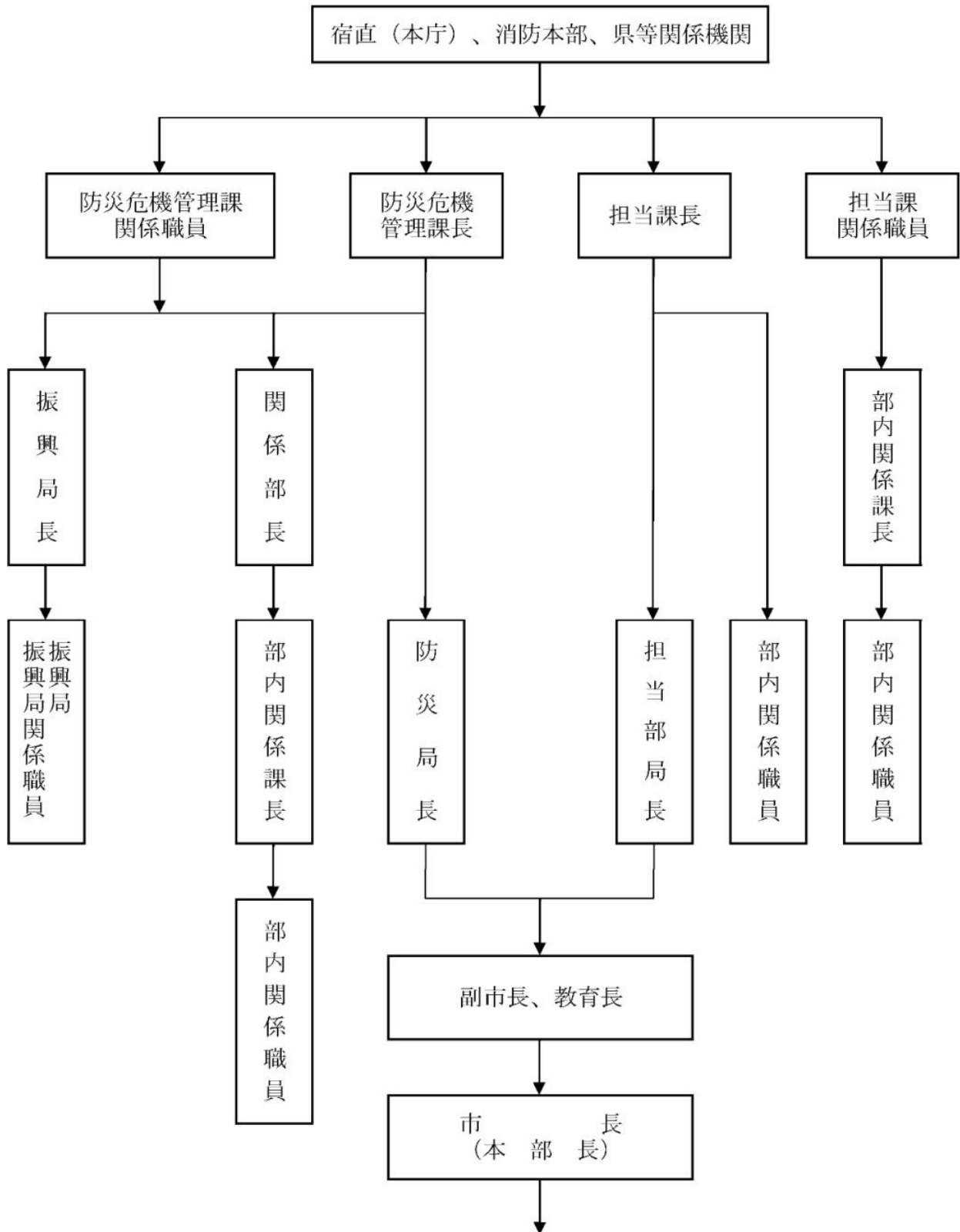
(3) 職員等の動員に係る連絡系統

ア 勤務時間内（災害対策連絡室～災害警戒本部まで）

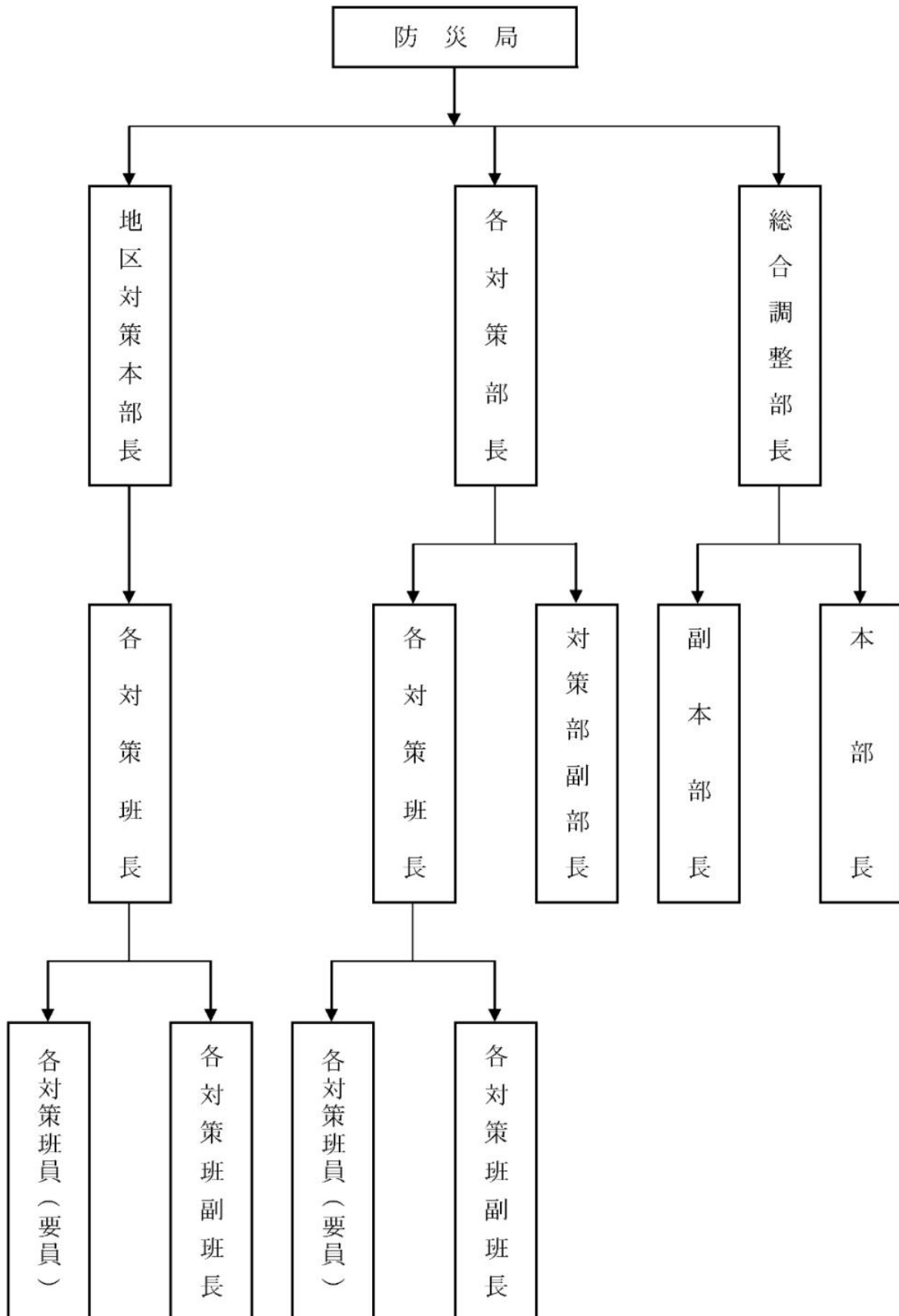




イ 勤務時間外（災害対策連絡室～災害警戒本部まで）



以下の必要な配置等は、前頁（3）「職員等の動員系統」ア「勤務時間内」と同様とする  
ウ 災害対策本部（全庁体制）を設置時



（4）時間外の参集に当たっての留意事項

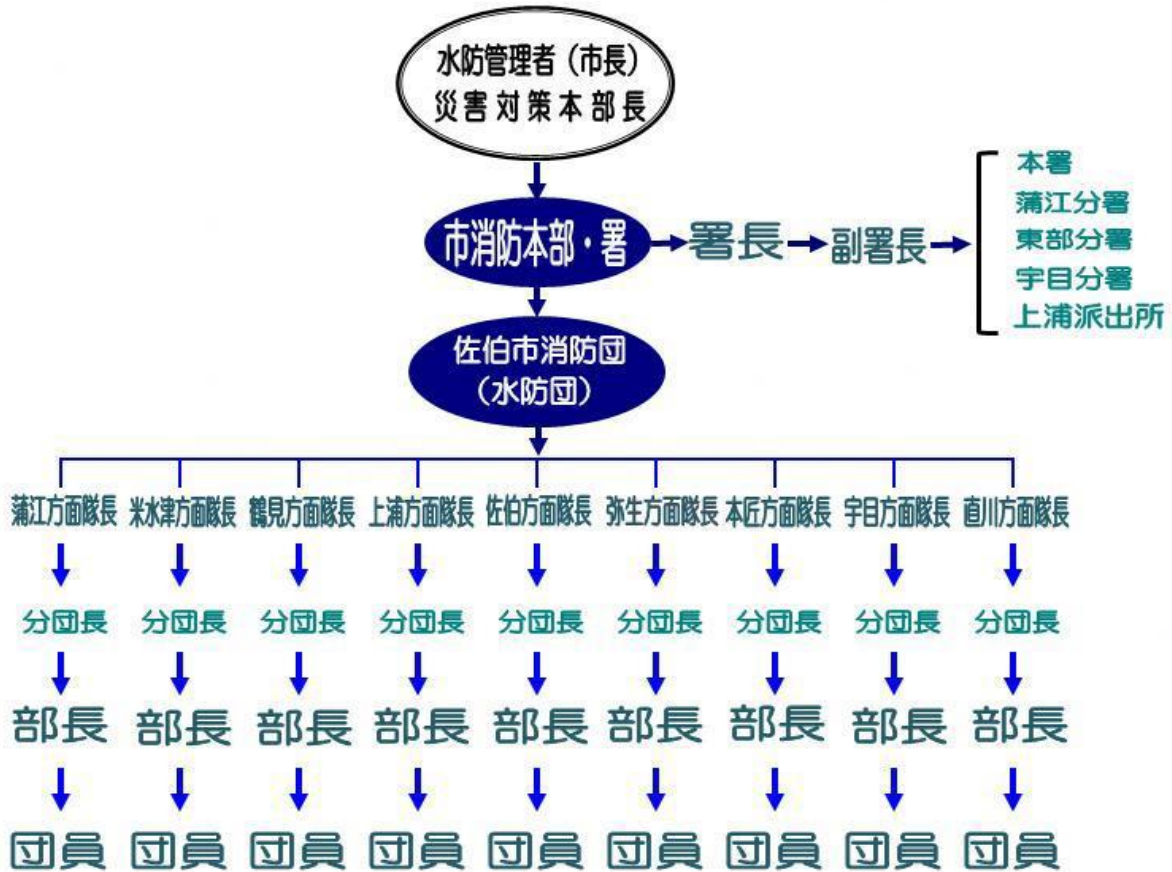
- ア 災害の状況により災害対策要員の配置体制に基づいた場所に参集できないときの対応  
災害の状況により災害対策要員の配置体制に基づいた場所に参集できない場合は、次に挙げる市の機関へ参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指揮下に入り、その指示に従う。
- ・第2の参集場所：最寄りの本庁あるいは振興局
  - ・第3の参集場所：最寄りの市の機関
- イ 参集にあたっては、交通機関の状況、道路の冠水・損壊、橋梁の流出・損壊、堤防の決壊等に注意する。
- ウ 参集手段  
徒歩又は2輪車（自転車、バイク）での参集を原則とする。
- エ 参集途上の対応  
参集途上にあつては、災害情報の収集に留意することとし、被害の有無に関わらず別に定める様式「参集途上情報報告書」にしたがって所属長に報告する。なお、本報告は、調査をしながらの参集を意味するのではなく、迅速な参集を第一とし、その範囲で把握した情報を報告するというものである。

（5）参集状況に応じた災害対策本部要員の配備方針

- 本部の要員が不足した場合については、それぞれの分掌業務に拘束されない柔軟で実効性のある応急対策活動を確保するため、次の基準により総合調整部は要員の配置転換等を行う。
- また、地区災害対策本部についても同様とする。
- ア 対策本部庁舎機能全壊程度の災害  
登庁した職員が順次、予め定められた担当班の要員として災害対策本部を構成し、本部会議の決定に従って直ちに応急対策活動にあたるが、「生命・財産への被害を最小限とするための活動」に必要な要員を最優先として配置する。
- イ 対策本部庁舎機能一部損壊程度の災害  
各部の責任者の指揮の下、本部会議の決定に従って「生命・財産への被害を最小限とするための活動」にあたる要員の重点配分を行う。
- ウ 対策本部庁舎機能支障なし程度の災害  
計画どおり各部は、分掌業務に従って応急対策活動を行うこととし、その進捗状況を勘案し、必要に応じて要員の最適な配分を図る。
- （6）参集した職員の家族の安否確認  
発災時に家族と離れていた職員は、参集途上又は参集初期の段階で、速やかに家族の安全確認を行う。

3 消防団（水防団）員に対する伝達及び出動

市長から消防団（水防団）に対する出動要請は、次の系統図に従い、もっとも迅速な方法により伝達するものとする。



### 第3節 通信連絡手段の確保

#### 1 方針

災害時において、佐伯市災害対策本部（庁内、振興局）、県、国並びに防災関係機関の相互間の通知、要請、指示、通報、伝達、その他必要な連絡等の通信を迅速かつ円滑に行うため、情報の重要性を踏まえ、災害の特性を考慮して、通信連絡手段の確保を図る。

また、災害の状況により、関係機関と相互に協力して通信連絡手段の確立に努めるとともに災害発生時の情報通信体制を確保するため、平常時から通信手段の整備を図るとともに、保安管理の徹底を行う。

#### 2 災害対策本部における通信連絡手段の確保

災害対策本部及び災害対策連絡室設置時における関係機関との通信連絡手段は、次の各号における通信手段により確保し実施する。

##### （1）職員参集メール及び消防団参集メール

職員招集にかかるメールシステムは、受信者の反応確認が可能なシステムに変更し現在運用している。また、消防団参集メールとは異なるシステムのため、万一の場合に補完的な使用も可能である。

##### （2）電話回線

各関係機関との連絡調整については、電話回線を活用する。ただし、電話回線が不通の場合は、衛星電話・衛星携帯電話や災害時優先電話を活用する。

また、市内避難所には、協定に基づき西日本電信電話株式会社大分支店により、特設公衆電話（災害時優先電話）の設置が順次行われている。

##### （3）防災行政無線（移動系）

災害時に電話回線が不通のとき、大分県関係機関との連絡調整については、防災行政無線（移動系）を利用した無線電話を活用する。

##### （4）防災スピーカー

災害時に電話回線が不通のとき、避難所や市内関係機関との連絡調整については、防災スピーカーのアンサーバック機能を利用した電話を活用する。

##### （5）消防無線（移動系）

消防車等に積載した消防無線を利用し、災害時の情報伝達に活用する。

##### （6）アマチュア無線

災害時において、必要に応じてアマチュア無線利用者の協力を得て、通信連絡を確保する。

##### （7）伝令の派遣

いずれの通信連絡手段によっても困難なときは、災害対策本部、振興局、防災関係機関等から公用車等による伝令を派遣する。

##### （8）その他

今後、災害時の通信手段の確保として、SNSなどのデータ通信の活用とともに、停電時や断線時等の非常時にも対応した情報伝達手段の構築による通信手段の多様化を図る。

## 第4節 防災気象情報等の収集・伝達

### 1 大分地方気象台等の防災気象情報の収集

大雨が予想され、また台風の接近などが予想されるとき大分地方気象台から発表される防災気象情報について、大分県防災対策企画課からの伝達により入手するとともに、市においてもテレビ・ラジオ、携帯電話等を通じて入手するものとする。また、入手した情報は市民等に迅速かつ的確に伝達するものとする。加えて、市民側においても、積極的に情報収集に努めることとする。

#### (1) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、さらに警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され重大な災害が起こるおそれが著しく高まっている場合には「特別警報」が、市町村ごとに発表される。（予報区は、一次細区分：南部、二次細区分：佐伯市）

特別警報・警報・注意報等の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
情 報	注意報や警報の内容を補完して、具体的に説明するもの

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生、又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。

	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情



<p>（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</p>	<p>報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
<p>浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）</p>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> </ul>
<p>洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

（2）早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（大分県中部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（大分県）で発表する。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必

要があることを示す警戒レベル1である。

（3）全般気象情報、九州北部地方気象情報、大分県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

また、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する大分県気象情報」という表題の気象情報を大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときに発表する。全般気象情報、九州北部地方気象情報も同時に発表する。

（4）土砂災害警戒情報

大分県と大分地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報。市町村内で危険度高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

（5）記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表する。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

（6）その他の気象情報

ア 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（大分県中部など）で発表する。なお、実際に危険度高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が同じ発表単位（大分県中部など）で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

イ 火災気象通報：気象の状況が火災の予防上危険と認められるとき

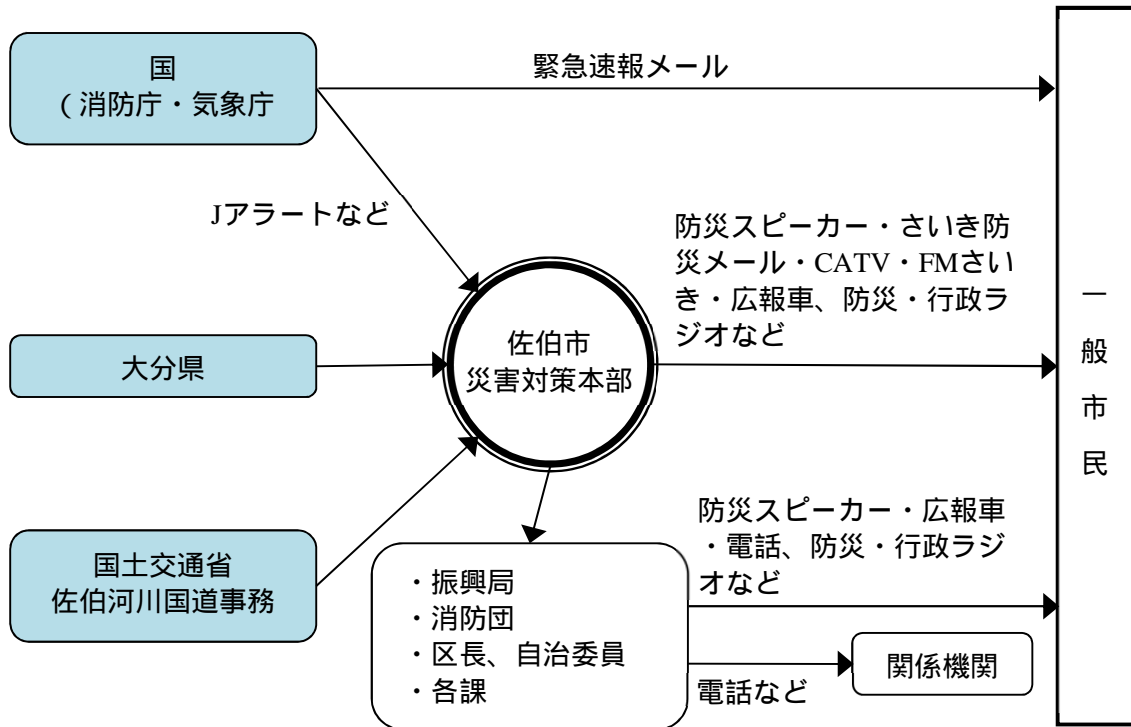
## 2 防災気象情報の伝達

（1）市防災担当職員への伝達

大分地方気象台が、本市域に対して気象警報を発表した場合には、大分県が構築する県民安全・安心メールによって、各防災担当職員等が携帯電話で気象警報の発表情報を受信し、情報を受けた職員は直ちに登庁し、組織体制を確立する。

（2）防災気象情報の関係機関及び住民への伝達

関係機関から特別警報、警報、注意報、気象情報入手し、防災上必要と認める場合、その情報を関係機関及び住民に伝達する。なお、特別警報の場合は、その情報を直ちに関係機関及び住民に伝達する。



3 指定河川(番匠川水系)洪水予報の伝達

あらかじめ指定した河川（番匠川水系）については、河川の増水やはん濫などに対する水防活動のため、九州地方整備局（佐伯河川国道事務所）と大分地方気象台が共同で区間を決め水位を示して警報及び注意報を発表する。

市は、洪水予報が発表された場合、被害の未然防止、拡大防止のための市民への呼びかけを行う。

指定河川洪水予報

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性

		<p>のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。</p> <p>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>
	氾濫警戒情報	<p>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>
洪水注意報	氾濫注意情報	<p>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>

番匠川洪水予報

水防法及び気象業務法に基づき、九州地方整備局（佐伯河川国道事務所）と気象庁（大分地方気象台）が共同して行うもの。

番匠川洪水予報実施区域

番匠川	左岸：大分県佐伯市本匠大字波寄字川平 1988 番 1 地先の取水堰下流端から海まで
	右岸：大分県佐伯市本匠大字波寄字カジヤ 1251 番地先の取水堰下流端から海まで

基準地点及び基準地点における氾濫危険水位等は「地域防災計画資料編」に集録する。

## 第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達

### 1 情報の収集・伝達及び被害報告

災害発生に対し、市民の避難、救助、救護等直ちに必要な応急対策活動を実施するためには、被害の状況等を迅速かつ的確に把握して、防災関係機関および市民に伝達する必要がある。

このため、市及びその他の防災関係機関は、関係機関相互並びに自主防災組織等も含めた一連の情報の収集と伝達体制をとるものとする。

#### （1）情報共有体制の確立

##### ア 関係機関連絡員（リエゾン）の受け入れ

消防署、県地区災害対策本部（振興局）、佐伯警察署、国土交通省、自衛隊等、関係防災機関からの連絡員を受け入れ、迅速な情報収集・情報共有に努める。

##### イ 災害対応支援システムの活用

市は、災害情報・被害情報を収集し、被災状況等の把握を行い、災害対応支援システムに入力する。災害対応支援システムが使用できない場合は、防災行政無線回線や電話・FAX等により、情報の収集・伝達及び共有を図る。

##### ウ その他

大規模災害発生直後は、孤立地域の発生などにより情報入手が困難な状況になることが想定されるため、SNSを活用した情報収集・分析やドローンを活用した災害情報の把握など、多様な情報収集手段を確保する。

#### （2）情報の収集

##### ア 災害・被害状況の緊急把握

災害発生直後においては、避難、火災、救出救助について緊急に把握する必要がある。

このため、総務対策部情報対策班に情報を集約するとともに、各対策部は必要な情報について、本部に配置した連絡調整員を通じて収集するとともに、参集職員からの状況聴取等を実施し、県に報告するとともに、必要に応じ県に対し防災ヘリ等の派遣を要請するものとする。

（ア）人的被害・住家被害・火災・がけ崩れ等に関する情報の収集

（イ）避難者数、避難場所等に関する情報の収集

（ウ）医療機関の被災状況及び稼働状況に関する情報の収集

（エ）道路・河川の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報の収集

（オ）港湾・漁港の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報の収集

（カ）鉄道、ヘリポートの被害及び応急対策の状況に関する情報の収集

（キ）電気・上下水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集

（ク）情報ソースの確認（現場で確認したものか、報告等間接的なものか）

（ケ）現場の位置の確認

（コ）発信する情報を入手した時刻の確認

##### イ 被害状況の調査

災害・被害状況の緊急把握の後、正確な被害状況を調査するため、各対策部は職員を派遣しドローンの活用等により調査を開始する。

ウ 市民、被災者からの公聴活動

市民及び被災者からの要望等を聴取し、速やかに各関係機関に連絡して早期解決に努め、必要に応じて被災地、避難所において相談に当たるものとする。

（3）情報の伝達

災害対策本部は、災害の状況を踏まえ、当該災害における最も迅速かつ的確な広報の方針及び手続きを検討し、各部へ伝達する。

そして、収集した情報を総合的に分析し、各防災関係機関にその情報を通報して、災害応急対策活動の実施またはその協力を求めるものとする。

主たる広報手段とその内容及び広報先は次によるものとし、多様な手段を活用する。なお、平常時から活用することにより、災害時においても円滑に利用できるように努める。

広 報 手 段	広 報 先
口頭、電話、文書、庁内放送、広報車、ラジオ、テレビ、ケーブルテレビ、防災スピーカー、防災行政無線、さいき防災メール、携帯電話を利用した緊急速報メール、防災・行政ラジオ、アマチュア無線、ビデオ、各種広報紙、インターネット（ホームページ、SNS等のソーシャルメディア等）	市民、被災者 市内の各機関 公共的団体等 庁内連絡、報道機関

2 市民等からの問合せに対する対応

市民からのメール通報、問い合わせへの対応については、総務対策部情報対策班及び地区災害対策本部総務班が行い、重要事項等は連絡調整員等により関係する対策部等へ伝達する。

## 第6節 災害救助法の適用及び運用

風水害等被害の発生時における被災者の保護と社会の保全を図るため、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用とこれに基づく必要な救助は、この節に定めるところによって実施する。また、同法が適用されない小災害は、県・市の責任において応急救助を実施するものとする。

### 1 災害救助法適用基準

(1) 第6節で情報収集した被害が本市の区域（人口5万人以上、10万人未満）で次の程度に達し、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあると認められるときは、県知事は災害救助法を適用し、市はこれを補助するものとする。

ア 本市域内において、住家が滅失した世帯の数が80世帯以上であるとき。

半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した一の世帯

床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した一の世帯

イ 県下の滅失被害世帯の合計が1,500世帯以上となり、本市域内の住家の滅失した世帯の数が40世帯以上であるとき。

ウ 県下の滅失被害世帯数の合計が7,000世帯以上であって、本市域内の被害世帯数が多数であるとき。

エ 当該災害が隔離した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

（内閣府令で定める特別の事情）

災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とするとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

（内閣府令で定める基準）

（ア）災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

（イ）災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊な補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊な技術を必要とすること。

### 2 災害救助実施体制

市における具体的な体制は、本計画の該当節に記載するが、おおむね次の体制で災害救助を実施する。

ア 災害対策本部及び地区災害対策本部

応急救助の実施について総括的な調整及び指導を行うとともに必要に応じて県に支援、指導を要請するものとする。

イ 関係対策部

災害対策本部及び地区災害対策本部の指示の下、応急救助の実施について必要な情報収集、

技術面等の指導、助言その他の協力を行うものとする。

ウ 福祉保健部社会福祉課

災害救助法に基づく事務処理を行う。

### 3 応急救助の実施基準

#### (1) 救助の程度及び期間

救助の種類	対象	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	災害発生の日から7日以内	1. 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。 2. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇用費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 3. 輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内に着工	1 戸当りの平均の面積、額が基準以内であればよい。 2. 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 3. 要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4. 供与期間 最高2年以内 5. 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊（焼）流失、床上浸水で炊事のできない者	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料及び炊事のための水であること。）	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること。
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上



	害のため助産の途を失った者 （出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）		
被災者の救出	1．現に生命、身体が危険な状態にある者 2．生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内	1．期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の捜索」として取り扱う。 2．輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	1．住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2．大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 3．住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの死力では応急修理ができない者	災害発生の日から3ヶ月以内	国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から（教科書）1カ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1．備蓄物資は評価額 2．入進学時の場合は個々の実情に応じ支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
遺体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内	1．輸送費、人件費は別途計上 2．災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
遺体の取扱い	災害の際死亡した者（埋葬を除く）	災害発生の日から10日以内	1．検案は原則として救護班 2．輸送費、人件費は別途計上 3．遺体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1．被災者の避難 2．医療及び助産 3．被災者の救出 4．飲料水の供給 5．遺体の捜索 6．遺体の取扱い 7．救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁済	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定するもの	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度・方法等及び期間を定めることができる。

(2) 応急救助の委任

ア 必要な場合、市長は救助の実施に関する事務の一部を県知事から委任される。

イ 情報提供

(ア) 救助の実施に関する事務の一部を委任された市の、救助の実施にあたる責任者は、救助実施記録日計票の1部を、各応急救助部門を所掌する班長に提出するとともに1部は自己の控として保管しておくものとする。ただし災害の態様、規模等によっては、取りあえず救助種類毎に次の事項を電話等の方法により情報提供し、後日その間の救助実施記録日計票を整理のうえ一括提出しても差し支えない。

(救助の種類)	(情報提供事項)
避難所の設置	箇所数、避難人員
応急仮設住宅の設置	設置(希望)戸数
炊出しその他による食品の供与	箇所数、給食数、給食人員
飲料水の供給	対象人員
被服寝具その他生活必需品の給与	主なる品目別給与点数及び給与世帯数
医療及び助産	班数、医療機関数、患者数、分娩者数
災害にかかった者の救出	救出人員、行方不明者数
災害にかかった住宅の応急修理	対象世帯数
学用品の給与	小、中学、高等学校等別対象者数及び給与点数
埋葬	埋葬数
遺体の搜索	遺体の取扱い数
障害物の除去	対象世帯数

(イ) 各班長は、各責任者から提出された救助実施記録日計表又は報告事項を取りまとめ、その結果を福祉保健対策部長へ報告する。ただし、災害発生直後等、救助の実施の全貌が掌握できない場合には、判明した救助の実施状況のみでも差し支えない。

(ウ) 福祉保健対策部長は、各班長からの報告を救助の種類別に整理して委任されている救助の実施状況を掌握するとともに、その日の分を取りまとめてとりあえず電話等により県の福祉保健部地域福祉推進室へ情報提供し、後日文書をもって情報提供するものとする。

ウ 委任を受けた応急救助費の繰替支払

市長は、委任を受けた応急救助費の繰替支払を行うものとする。

4 罹災届、被災者台帳及び罹災証明書の取扱い

(1) 罹災届の提出

応急救助を必要と認める災害により被災し、応急救助(炊出しを除く。)を受けようとする者に対して、そのいとまがない場合は、直ちに応急救助を実施し、速やかに罹災届の提出の手続きをとる。

(2) 被災者台帳の作成

本部対策部は、災害により被災した者がいるときは、その被害状況を調査のうえ、被災者台帳（福祉担当部署が県に提出する世帯別被害等調査票による）を整備しこれを登録する。

（3）罹災証明書の発行

被災者に対し必要があると認めるときは、罹災証明書を発行する。

**5 災害救助法を適用した場合の応急救助の実施及び費用**

災害救助法を適用した場合の応急救助の実施及び救助に要する費用については、適正な救助の実施を図るため、次の手続きにより行うものとする。

（1）救助を実施するときの協議

災害対策本部は、災害救助法に基づく救助を実施しようとするときは、救助の内容等について本部会議に諮り、福祉担当部署と協議するとともに、密接な連携をもって円滑な実施に努めるものとする。

（2）救助の実施状況及び費用の報告

災害対策本部は、災害救助法が適用された日から完了するまでの間、救助の実施状況について毎日、救助に要した費用については必要に応じ本部会議で防災危機管理課が確認し、福祉担当部署へ報告するものとする。なお、福祉担当部署は、実施状況の報告を取りまとめ、市全域の救助の実施状況を掌握するとともに、その結果を県に報告する。

（3）費用の精算事務

救助に要した費用の精算事務は、福祉担当部署で行うが、各部（班）は、実施した救助の費用精算のため必要な書類を整備保存しておくものとする。

## 第7節 応援要請

### 1 応援要請の実施

本市において風水害等による大規模災害が発生し、市単独では応急対策等の実施が困難と認められる場合は、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うものとする。

市の具体的な応援要請については、別に定める「佐伯市受援計画」によるものとする。

#### (1) 人員の配備

ア 総合調整部は、人員の配置状況を把握し、必要に応じて近隣市等への人員派遣等、広域的な措置をとるものとする。

イ 総合調整部は、災害応急対策の実施に必要な技術者、技能者及び労務者が市及び関係機関の職員のみでは十分な応急対策を行う人員に不足を生じた場合は、自治会、自主防災組織、日本赤十字奉仕団、ボランティア団体等の民間団体組織に協力を要請し、必要に応じて次の措置により労働力確保に万全を期すものとする。

##### (ア) 激甚災害の場合

激甚災害等で市において奉仕団等の受け入れが実施できない場合は、県知事に対し協力を要請するものとする。

##### (イ) ボランティアの受け入れ

上記による奉仕団等の受け入れのみでは不足する場合、必要に応じてボランティアの募集を行うものとする。

### 2 応援要請の種類

応援要請の種類は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難施設及び住宅の提供
- (4) 救助及び救援活動に必要な車両、船艇、ヘリコプター及びその資機材の提供
- (5) 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (6) 遺体の火葬のための施設の提供
- (7) ごみ及びし尿の処理のための資機材及び施設の提供
- (8) その他応援のため必要な事項

### 3 職員の派遣要請及び派遣あっせんの要請

職員の派遣要請と派遣あっせんの要請は、下記によるものとし総合調整部は、あらかじめ総務対策部総務班と協議するものとする。

- (1) 佐伯市における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認められるときは、指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む）に対し、災害対策基本法第29条第2項の規定に基づき、次の事項を明らかにして職員の派遣を要請する。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) さらに必要があると認めるときは、災害対策基本法第30条の規定に基づき、内閣総理大臣又は大分県知事に対し、次の事項を明らかにして指定行政機関（指定地方行政機関の長を含む）の職員の派遣について、あっせんを求める。

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(3) 県内常備消防相互応援協定、隣接消防本部の応援、緊急消防援助隊消防対策部消防対策班は、管内の消防力で対応が困難であると認める場合には、佐伯市消防計画第14章第1節及び4節に基づき応援要請を行うものとする。

#### 4 応援の受入れ

(1) 連絡体制の確保

総合調整部は、応援要請が必要になると予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県及び市町村等関係機関に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

(2) 受け入れ体制の確保

ア 応援要請が必要と判断された場合、総合調整部は、関係対策部と以下の点について検討、整理し総務対策部へ通知する。

(ア) 受け入れにあたっての交通ルート

(イ) 応援隊等の集結場所、活動拠点、宿泊、給食等

イ 総合調整部は、応援を要請する地域とその内容及び前記アの検討結果を要請先に通知するものとする。

ウ 総合調整部は、各対策部・防災関係機関へ応援要請を行ったことを連絡するものとする。

## 第8節 自衛隊の災害派遣要請

災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められるときは、この節の定めるところにより自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

### 1 自衛隊の災害派遣要請（総合調整部）

（1）市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

この場合において、市長は、その旨及び市域に係る災害の状況を防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長へ通知するものとする。

（2）市長は、知事に対して災害派遣の要請を求めることができない場合は、その旨及び佐伯市地域に係る災害の状況を防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長に通知するものとする。

（3）市長は、（1）、（2）の通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知するものとする。

### 2 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊の長は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

その場合の判断基準は、次のとおりとする。

#### 自衛隊の自主派遣の判断基準

（1）災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

（2）災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

たとえば、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、

ア 市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報（災害対策基本法第68条の2第2項の規定による市町村長からの通知を含む。）を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

イ 部隊等による収集、あるいはその他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

（3）海難事故、航空機の異常を探知する等、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

（4）その他災害に際し、上記（1）～（3）に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

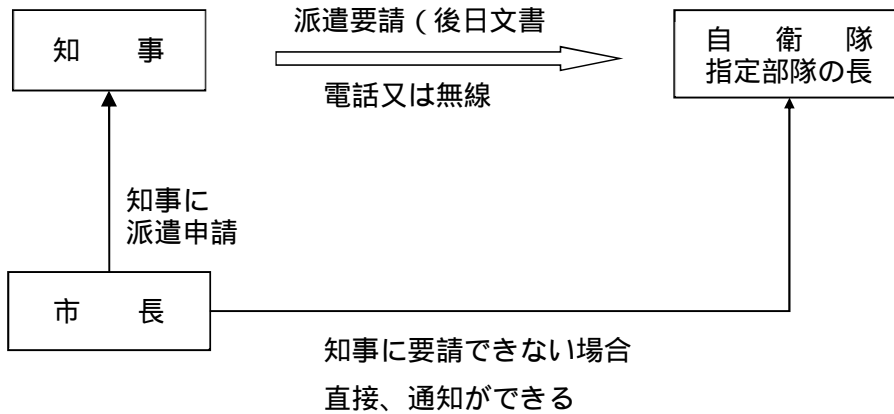
\*（1）～（4）の場合においても、自衛隊指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動

を実施する。

### 3 自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先等

本市に係る自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先、要請連絡先等は、次のとおりである。

#### (1) 自衛隊の災害派遣要請系統図



#### (2) 要請先等

要 請 先 等		連 絡 方 法 等	指 定 部 隊 等 の 長	備 考
陸上 自衛隊	第2特科団 (湯布院駐屯地)	由布市湯布院町川上 941 TEL 0977 - 84 - 2111 FAX 0977 - 84 - 2111	湯布院 駐屯地司令	大分県の南部(佐伯、竹田、 豊後大野、由布の各市)を管 轄
海上 自衛隊	海上自衛隊 佐伯基地分遣隊	佐伯市鶴谷町 3-3-37 TEL 0972 - 22 - 0370	分遣隊長	呉地方総監部との連絡調整

#### (3) 派遣要請の方法

市長が知事に対し災害派遣の申請をしようとするときは、次の派遣要請事項を明示した派遣申請書を知事あてに提出するものとする。

ただし、緊急を要する場合の申請は電話等を使用して行い、その後速やかに文書を提出する。

ア 災害の情况及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項（宿泊施設の有無、道路橋梁の決壊に伴う迂回路の有無、救援のため必要とする資機材の有無、駐車適地、ヘリポート適地の有無等）

#### (4) 市における派遣部隊の受入体制

市は、次の事項について処置し、派遣部隊に協力するものとする。

ア 資機材の提供

派遣部隊の救援作業に必要とする資機材を速やかに調達し提供するものとする。

イ 連絡調整員の指定

市は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を連絡調整員として指定し、県から連絡調整員が派遣された場合は当該職員とも連携しながら迅速・的確な自衛隊の災害派遣業務を実施するものとする。

ウ 宿舍のあっせん

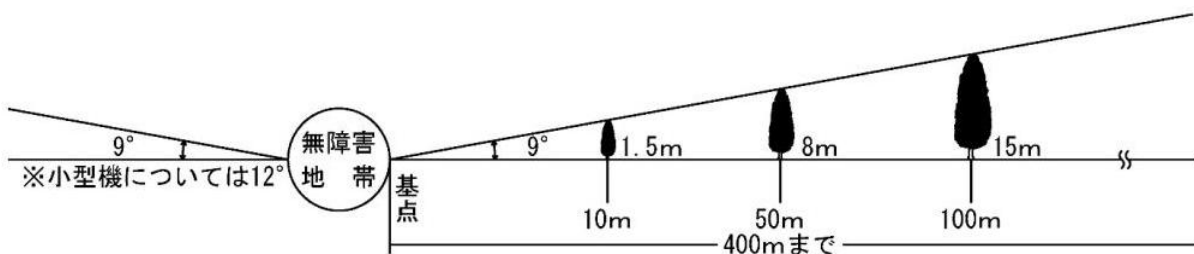
派遣部隊の宿舍等のあっせんを行うものとする。

この場合、学校、公民館等を宿舍施設にあてるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておくものとする。

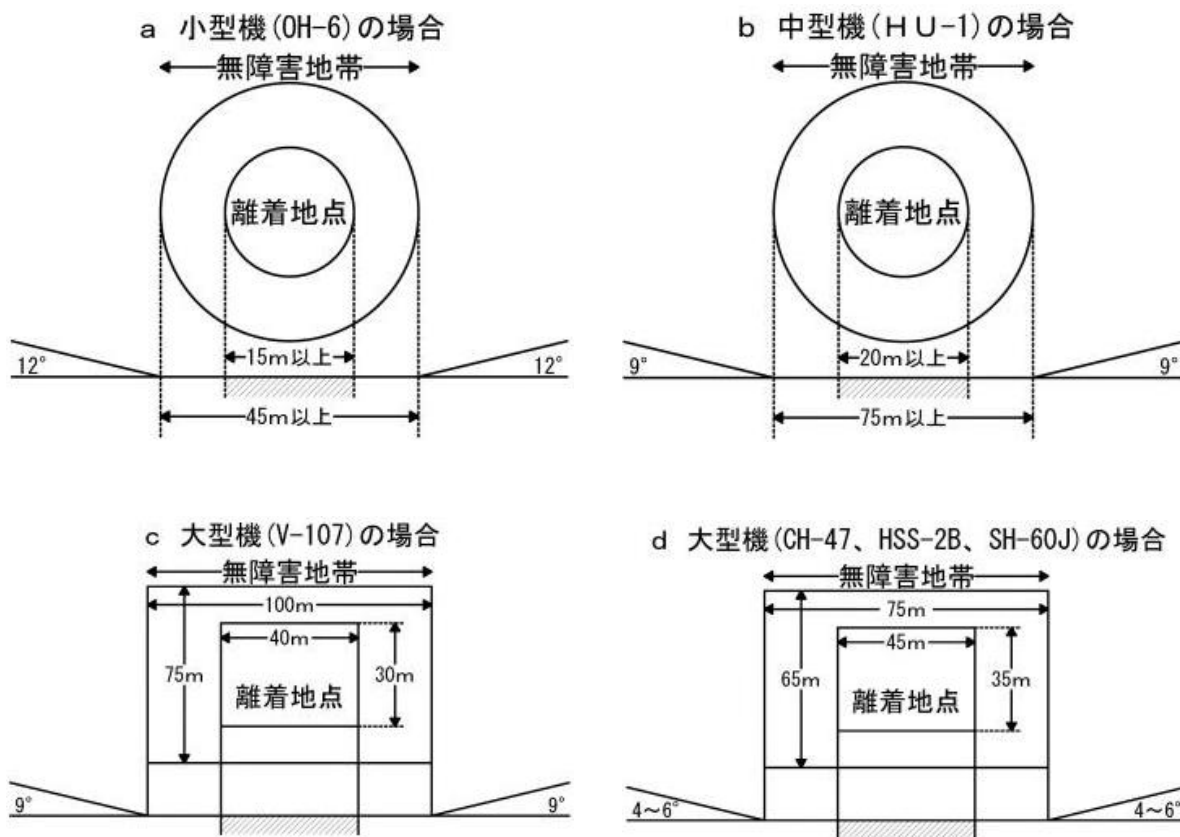
エ 臨時ヘリポートの設定

（臨時ヘリポートの基準）

（ア）下記基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

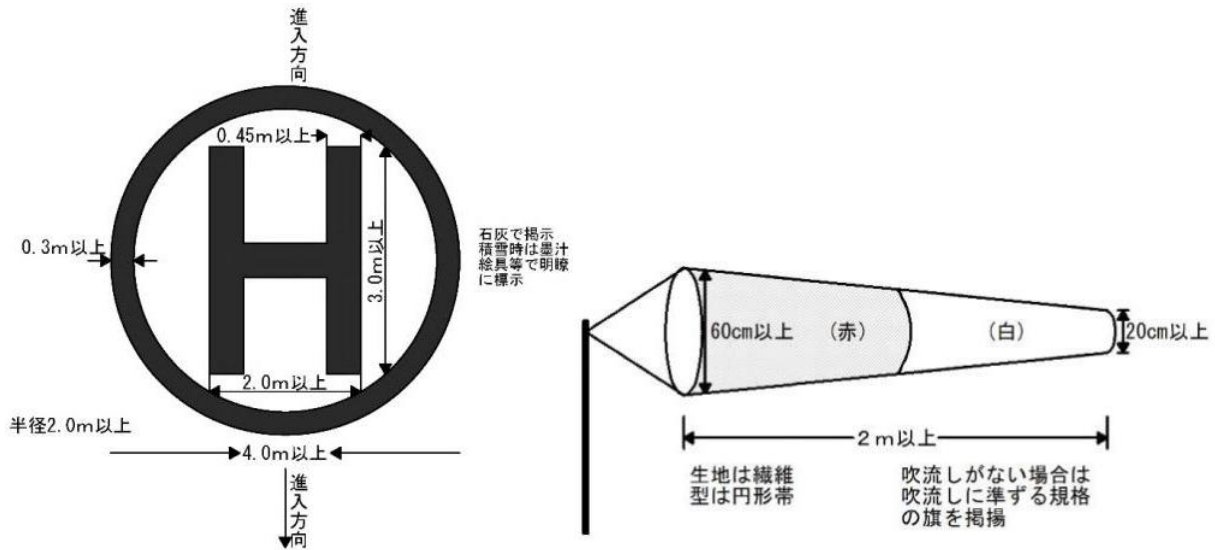


離着地点及び無障害地帯の基準





（イ）着陸地点には、下記基準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。



（ウ）危険予防の措置

a 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

b 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずるものとする。

オ 艦艇等が使用できる岸壁の準備

自衛隊の艦艇等が接岸可能な岸壁等を可能な限り確保する。

カ 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援作業の内容、地元機関による応急措置の実施状況など、速やかに情報の提供を行うものとする。

キ その他

その他必要な事項は、大分県地域防災計画に準じる。

#### 4 自衛隊の活動内容等

（1）一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を重視して、関係機関と緊密な連携の下に救助活動等を実施する。

（2）災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の捜索援助
- エ 水防活動
- オ 消防活動の支援
- カ 道路又は水路の啓開
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 援助物資の無償貸付又は譲与
- サ 危険物の保安及び除去
- シ その他

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知する。なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

- ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- イ 他人の土地等の一時使用等
- ウ 現場の被災工作物等の除去等
- エ 住民等を応急措置の業務に従事させること
- オ 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置

(4) 陸上自衛隊の災害派遣主要器材等

作業区分	器 材 名		主 要 作 業 内 容
交 通 等	ドーザ	小 型	1．土砂の切取り、盛土 2．側溝掘削 3．土砂運搬 4．地ならし
		中 型	
		大 型	
	バスケットローダ	1．土砂運搬、車両等への積込み 2．軽易な地ならし、土砂の切り取り	
	グレーダ	1．整地 2．道路舗装 3．側溝掘削 4．除雪	
トラッククレーン (20トン)	1．重量物の吊り上げ(クレーン) 2．土砂掘除、積込み(ショベル、その他)		
ダン プ	2 1/2ト、3 1/2ト	土砂運搬	
	4トン		

	油圧シャベル		側溝掘削	
	橋（人員用）		人員の通過	
	橋 （ 車 両 用 ）	鋼製道板橋（MZ）		車両の通過
		浮のう橋（M4AZ）		〃
		自走架柱橋		〃
		自走浮橋		〃
ボート		人員、物量の水陸輸送		
給水 給食	浄水セット		浄水（1セットの展開に約10m <sup>2</sup> の地積が必要）	
	野外炊事1号		給食	
消毒・衛生	除染車			
	化学加熱器			
	噴霧器	背負式		
		車載式		
		動力型		
	入浴セット		入浴	
洗濯セット		洗濯		

## 5 陸上自衛隊航空機と地上との交信方法

陸上自衛隊第2特科団航空機と地上との交信方法は、次によるものとする。

地上からの航空機に対する信号の種類

旗の識別	事 態	事態の内容	希望事項
赤 旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（急患又は緊急に手当を要する負傷者）が発生している。	緊急着陸又は隊員の降下を乞う。
黄 旗	緊急事態発生	食料又は飲用水の欠乏等異常が発生している。	役場又は警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。
青 旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。

## 6 災害派遣の撤収要請

（1）派遣の目的を完了し又はその必要がなくなった場合は、市長は知事に対し自衛隊の撤収の要請をするものとする。

（2）撤収の要請は、電話等により報告した後、速やかに文書をもって行うものとする。

## 7 経費負担区分

派遣部隊が活動した経費のうち次の事項については、通常派遣を受けた市の負担とする。細部については、その都度災害派遣命令者と知事が協議して定めるものとする。

- （1）派遣部隊の連絡班等のための宿泊施設の借上料、電話の設置費及び通話料金
- （2）派遣部隊の宿舎に必要な土地、建物等の借上料
- （3）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- （4）派遣部隊の救援活動に提供する資材、器材等の購入、借上又は修理費
- （5）派遣部隊の活動に伴う故意によらないによる損害の補償
- （6）その他協議により決定したもの

## 第9節 他機関に対する支援要請

### 1 第七管区海上保安本部への支援要請

沿岸及び海上における風水害等の災害からの人命に関する救出、救助及び災害後の搜索、物資の海上輸送の実施のため、特に必要があると認められるときは、中央防災会議が策定する「防災基本計画」に基づき、第七管区海上保安本部の支援を要請するものとする。

#### (1) 災害支援要請基準

ア 災害が発生し又は発生するおそれがある場合、市自体において実施できる防災対策をとってもなお、万全を期すことができないと認められるとき。

イ 災害に際して人命の救出、救助のため、第七管区海上保安本部の支援が必要と認められるとき。

#### (2) 災害支援要請要領

ア 市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があると認める場合には、知事に対して次の事項を記載した要請書により、第七管区海上保安本部の災害支援を要請するものとする。

ただし、文書によって知事に支援要請を依頼するいとまがない場合や通信の途絶等によって、知事への依頼ができない場合には、佐伯海上保安署へ口頭等により要請するものとし、事後速やかに文書によって知事に要請手続きを行う。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

イ 本部長（市長）不在の場合は、副本部長（副市長、教育長の順位）が本部長の職務を代行するものとする。

#### (3) 災害支援部隊の受入れ措置

第七管区海上保安本部の災害派遣を受けたときは、概ね次の要領により措置するものとする。

ア 派遣を受ける船艇及び航空機の待機する場所の確保について必要な措置を行う。

イ 第七管区海上保安本部と連絡を密にするため連絡員を置く。

ウ 臨時ヘリポートの設置等、人命の救出又は救援物資の輸送を円滑に実施するための措置については、第3部第2章第13節「交通確保・輸送対策」のとおりとする。

エ 海上における船艇の接岸場所の設定は被災状況から判断し、第七管区海上保安本部と港湾、漁港区域の管理者との調整によって、接岸可能な場所を設定する。

### 2 その他機関への支援要請

(1) 風水害・事故災害応急対策の実施に必要な協力を求めるため他の市町村、防災関係機関等と市が締結している応援協定・覚書等は佐伯市地域防災計画（資料編）6 防災対策（6 - 1）防災応援協定等一覧のとおりである。

総合調整部は、必要があると認めるときは、これらの応援協定に従い応援を要請するものとする。

る。

（2）広域応援要請に関する事項は、「第3部 第2章 第7節 応援要請」の記載に準じる。

（3）市長は、応急措置を実施する必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣を要請するよう求めるものとする。なお、知事に対して災害派遣の要請を求めることができない場合は、防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令たる部隊の長にその内容を通報するものとする。この場合、市長は速やかに知事にその旨を通知するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

（4）自衛隊の災害派遣は、「第3部第2章第8節自衛隊の災害派遣要請」に記載のとおりである。

## 第10節 ボランティアとの連携

本節は、被災者・被災地のニーズに最大限に応えられるよう、ボランティアとの積極的な連携を図るための体制等について定める。

### 1 基本方針

大規模災害発生時には、各種の援護を必要とする被災者が増大することが想定され、市内外から参加するボランティア・NPO等による被災者への積極的な支援活動が求められる。

このため、本市においてはボランティアの善意を効果的に活かせるよう、ボランティア活動がもつ独自の領域と役割に留意しながら、受入体制及び活動環境を整備し、相互の信頼と協力体制を構築する。

### 2 組織体制

災害発生時から復旧期までボランティア活動を円滑かつ効果的に支援するための総合調整窓口として、佐伯市と社会福祉協議会の連携による「ボランティア調整班（以下「班という」）」を設置する。

#### （1）班の構成

佐伯市、社会福祉法人佐伯市社会福祉協議会（以下「市社協という」）で構成し、市が班を総括する。

#### （2）班の役割

ア 市内におけるボランティア活動に係る情報の集中化・一元化を行う。

イ 総務対策部情報対策班を通じて報道関係等への情報提供及びボランティア活動関係の広報を行う。

ウ 被災地や被災者のボランティアニーズを把握するとともに、市社協及び日赤佐伯の協力を得ながら市内外から参加するボランティア・NPO等の受入に関する総合調整を行う。

エ 災害発生後直ちに、市社協事務局内に設置される「佐伯市災害ボランティアセンター」に対し、連絡調整のため班員を派遣する。また、必要に応じて佐伯市災害ボランティアセンターから連絡調整のための職員を受け入れるとともに、ボランティア関係団体に対しても同様の対応を行う。

オ 必要に応じて佐伯市災害ボランティアセンターが設置する拠点へ、班員を派遣し、現地活動の後方支援を行う。

カ 公共機関・ライフラインの復旧状況や行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報について、適時・的確に佐伯市災害ボランティアセンター等に提供する。

キ 災害が甚大で、佐伯市災害ボランティアセンターの設置が困難な場合は、佐伯市からの要請に基づき市社協が中心となって現地災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動の支援を行う。

ク ボランティア・NPO等が被災地もしくはその周辺で独自に活動拠点を設置する場合には、佐伯市災害ボランティアセンターと調整のうえ場所の提供に努めるとともに、上記に準じて情報提供を行う。

ケ ボランティア活動に必要な各種機材については、市と佐伯市災害ボランティアセンター相

互に協力し、被災地及び被災者の状況等を勘案して確保するよう努める。

（3）ボランティア・NPO等の受入及び配置

ア ボランティア・NPO等の受入及び配置については、佐伯市災害ボランティアセンターが、班及び県社協災害ボランティアセンターと情報を共有し、連携を図りながら適切に行う。

イ ボランティア・NPO等の受入及び配置にあたっては、被災地や被災者のニーズとミスマッチが起きないように留意するとともに、ボランティアの善意を効果的に活かせるよう、その専門性や特性等に配慮して適切に行う。

（ア）専門ボランティア・NPO活動

- a 医師、看護師等の医療行為、重度要介護者等への救護
- b 被災者の健康管理やカウンセリング
- c 災害応急対策物資などの資材の輸送
- d 被災建築物の応急危険度判定や急傾斜地の危険度判定
- e 外国人に対する通訳
- f その他災害救助活動等に関して専門的な資格や技術などを要する活動

（イ）一般ボランティア・NPO活動

- a 炊き出し等食事の提供
- b 救援物資の搬入、仕分及び配布
- c 避難生活者への支援（高齢者、障がい者等の安否確認や食料・飲料水など生活必需品の提供）
- d 在宅避難者への支援（高齢者、障がい者等の安否確認や食料・飲料水など生活必需品の提供）
- e 土砂撤去や清掃作業及び簡易な防疫作業
- f 危険を伴わない範囲での片付け作業

（4）ボランティア・NPO等の安全確保等

佐伯市災害ボランティアセンターは、班及び県社協災害ボランティアセンターと連携して、ボランティア活動の安全確保に努めるとともに、ボランティアの健康管理に十分配慮する。



## 第11節 帰宅困難者対策

大規模な災害が発生した場合、市中心部等では、通勤・通学者や観光客など交通機能停止等により自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が発生することが予想される。本節では、このような帰宅困難者への対応等について定める。

### 1 基本方針

帰宅困難者への対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたる。

このため、事業所や学校などの組織では、災害発生時には、組織の責任において安否確認や交通情報等の収集を行い、災害状況を十分に見極めたうえで、従業員、学生、顧客等の対応を検討する。

市は、事業所、防災関係機関が相互に連携・協力し、災害発生時における交通や食料・飲料水の提供、従業員や学生、観光客等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

### 2 対策の実施

#### （1）市民、事業所等への情報提供

市は、県及び防災関係機関と連携して、市民・事業所等に対して、各種の手段により、鉄道運行状況、道路交通情報、家族との連絡手段等について必要な情報を提供するものとする。

#### （2）宿泊場所の確保

市は、行き場のない帰宅困難者に対して、公共施設等を宿泊所として提供するとともに、旅館・ホテル等の観光施設管理者に対して、行き場をなくした観光客等を受入れ、宿泊場所の提供を要請する。

## 第12節 応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給

災害に際し、必要とする応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給は、この節の定めるところにより実施する。

### 1 応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給の基本方針

災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な応急用・復旧用物資及び資機材の迅速、円滑な確保を図るため、調達体制を整備する必要がある。市は当該物資及び資機材の生産、販売集荷等を行う業者に協力を求めて、調達供給を実施するものとする。

### 2 市における応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給対策

市による応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給が必要と判断される場合、又は他市町村その他の防災機関から要請があった場合には、次のように対処する。

#### （1）備蓄物資の供給

市が保有する物資及び資機材を供給する。

#### （2）流通在庫又は生産業者からの調達

市は、あらかじめ流通業者と締結した協定等に基づき、物資及び資機材の確保を図るとともに、供給計画を作成し、その進行管理を行う。

#### （3）県内及び県外市町村、県への応援要請

「第3部第2章第7節 応援要請」に準ずる。

#### （4）応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給順序

応急用・復旧用物資及び資機材は、市内業者等により調達供給し、さらに不足するものについては市外業者等から調達供給するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

## 第13節 交通確保・輸送対策

災害時において、交通施設の被害状況を迅速に把握し、これに対する応急措置の実施等、必要な応急対策要員の移送、応急対策用資機材、生活必需物資等の輸送は、この節に定めるところによって迅速かつ的確に実施する。

### 1 佐伯市の役割

- (1) 市が災害応急復旧を実施するために必要な輸送は、原則として市が行う。
- (2) 市長は、輸送の応援が必要なときは、県、国等に必要な措置を要請する。

### 2 輸送の基準

輸送はおおむね次の基準により実施する。

#### (1) 第一段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 災害対策要員、情報通信、電気、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

#### (2) 第二段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 被災地外へ搬送する傷病者及び被災者
- エ 輸送施設（道路、港湾、漁港等）の応急復旧等に必要な人員及び物資

#### (3) 第三段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

### 3 輸送拠点（緊急輸送基地）の設置

市の緊急輸送基地となる佐伯市総合運動公園に、県等からの物資を輸送、集積し、各避難所への輸送のための拠点とする。なお、被災又は地形等の理由から、隣接市の緊急輸送基地を使用することが効率的、効果的な場合は、総合調整部が当該市に要請し、連携して行う。

### 4 災害救助法の規定による輸送

災害救助法が適用された場合の輸送は、大分県が実施する。ただし、事態が急迫したため、知事の輸送措置を待ついとまがないとき又は特別な事情があるときは、次の基準により佐伯市長が知事の委任を受けて、これを実施する。

（1）輸送の範囲とその期間

輸 送 の 範 囲		輸送実施の認められる期間
被災者の避難に関する輸送（資機材人員輸送）		災害が発生し又は災害が発生しようとする1両日
医療に関する輸送（人員輸送）		発生の日から14日以内
助産に関する輸送（人員輸送）		発生の日から13日以内
被災者の救出に関する輸送（人員資機材輸送）		発生の日から3日以内
飲料水の供給に関する輸送（飲料水、ろ水器等、資機材輸送）		発生の日から7日以内
救 援 用 物 資 輸 送	炊出し用食糧、調味料及び燃料等の輸送	発生の日から7日以内
	医療品及び衛生材料の輸送	発生の日から10日以内
	被服、寝具、その他生活必需品の輸送	発生の日から10日以内
	学用品の輸送	教科書については災害発生の日から1ヶ月以内 その他は15日以内
遺体の捜索に関する輸送（捜索と必要な人員、資機材輸送）		発生の日から10日以内
遺体の処理に関する輸送（埋葬を除く）		発生の日から10日以内

（2）輸送に要する経費の基準

当該地域における通常の実費とし、おおむね次の経費とする。

- ア 輸送費（運賃）
- イ 借上料
- ウ 燃料費
- エ 消耗品機材
- オ 修繕料

（3）輸送実施に伴う佐伯市の措置

災害救助法に基づく輸送の実施についての必要な帳簿、証拠書類を整理保存する。

5 陸上輸送体制

（1）道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保

ア 交通状況の収集・把握

配備受援対策部は関係機関の協力を得て、常に市内の交通情報を収集、把握して総合調整部に報告する。

イ 交通規制の実施

（ア）交通規制の法的根拠等

災害時の交通規制は、次の法令に基づき実施する。

規制を実施するもの	規制の内容	規制の理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止又は制限	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき	歩行者 車両等	道路交通法 第4条第1項
	同上	県内又は隣接若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応援対策が円滑におこなわれるようにするため緊急の必要があると認めるとき	緊急通行 車両以外 の車両	災害対策基本法 第76条第1項
警察署長	同上	所轄区域内の道路に災害による損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき	歩行者 車両等	道路交通法 第5条第1項
警察官	同上	災害発生時において道路の損壊その他の事情により緊急措置を行う必要があるとき	同上	道路交通法 第6条第4項
道路管理者	同上	道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危険であるとき	同上	道路法 第46条第1項

（イ）緊急通行車両以外の車両の交通規制

下記主要路線の交差点等において、緊急輸送道路等を緊急交通路に指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する必要があると判断した場合は公安委員会へ連絡する。

主要な路線	主要な交差点等	警察署等	規制内容
東九州自動車道	佐伯IC、佐伯堅田IC 蒲江IC、蒲江波当津IC	高速道路 交通警察隊	緊急通行車両以外の車両の 通行禁止・制限

国道10号	番匠、*大原	佐伯	一般車両の迂回、誘導
国道326号	*上小野市	佐伯	

\*印のある交差点は、県境規制と兼ねる。

#### ウ 緊急交通路確保のための措置

##### （ア）交通規制の方法

緊急交通路における交通規制は、災害対策基本法施行令に基づく標示又は警察官の指示により行う。

##### a 標示を設置して行う場合

標示の設置位置は、交通規制の区域または区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近とし、運転者に対し、緊急交通路における交通規制の内容を通知する。

##### b 現場警察官の指示により行う場合

緊急を要するため上記の標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置することが困難と認めるときは、現場の警察官の指示により規制を行う。

##### （イ）迂回路の指定

緊急交通路が指定された際は、必要に応じて迂回路を設定する。

##### （ウ）市民への交通規制情報の提供

総務対策部情報対策班は、交通規制箇所を把握し、報道機関等に協力を求めるなど、積極的に市民に対して情報を提供する。

##### （エ）道路管理者、漁港管理者による車両の移動等

道路管理者は、市が管理する道路において、放置車両、立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するための必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

#### （2）道路（緊急輸送道路等）の応急復旧

##### ア 交通施設の被害状況の把握

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、社会基盤対策部公共土木班は速やかにパトロール等を実施し、市内の緊急輸送道路（佐伯市全域の緊急輸送道路図（別紙資料編参照））及びその他主要道路等の被災状況（破損、決壊、流出等）を把握し、総務対策部情報対策班及び各道路管理者並びに警察署へ通報する。この場合、所管する道路において旅客運送を営む機関がある場合においては、その状況を当該機関に通報するように努めるものとする。応急措置が完了し交通上支障がなくなった場合もまた同様とする。

##### イ 総合的な被災状況把握と交通施設の応急復旧方針の策定

##### （ア）交通施設の総合的な被災状況の把握

配備受援対策部は、上記により報告を受けた交通施設の被災状況を総合的にとりまとめ、輸送計画等の基礎資料とする。

##### （イ）緊急輸送道路等の啓開及び応急復旧方針の策定

社会基盤対策部公共土木班等は、救助のための緊急輸送や被災者支援のための輸送拠点への輸送などの各段階に応じて、上記により取りまとめた道路施設の被災状況から復旧時

間、大型車両の通過可否、通行可能交通量等を勘案し、優先して啓開及び復旧する緊急輸送道路や主要道路を選定する。

#### ウ 交通施設の応急復旧

##### （ア）道路啓開及び復旧体制の把握

社会基盤対策部公共土木班は、必要に応じて大分県建設業協会佐伯支部の会員の被災状況や啓開復旧体制（重機、作業員、運搬車、資材の確保）について聞き取り調査するなど、道路啓開や応急復旧を行う体制を把握する。

##### （イ）道路啓開の実施

社会基盤対策部公共土木班をはじめ各道路管理班は、大分県道路啓開計画に基づき上記で道路啓開を優先するとされた緊急輸送道路や主要道路をはじめ、所管する道路について早期に啓開を実施し、緊急車両が円滑に走行できるように点検を実施する。

また、必要に応じて振興局と連携し、道路啓開を実施する。

##### （ウ）応急対策の実施

道路管理者は、所管する道路のなかで、流出した橋梁がある場合は、必要に応じて仮橋の設置などを実施し、盛土や法面の崩壊がある場合は、必要に応じて仮設防護柵の設置などを実施し、関係機関の協力を得て出来るだけ早急に応急対策を講じ、安全な輸送道路の確保に努める。

##### （エ）自衛隊への応援要請

道路管理者は、被害の状況や緊急性などを考慮し、道路啓開や応急対策などについて、自衛隊の応援が必要な場合は、総合調整部を通じて出動要請を依頼する。

#### エ 輸送手段等の確保

##### （ア）車両の確保・配車

車両の確保は、応急対策部応急対策班が担当し、災害対策本部及び地区対策本部各班からの要請に応じて配車を行うものとする。

###### a 市有車両

###### （a）車両の確保

応急対策部応急対策班は、本庁及び各地区災害対策本部の車両保有状況を考慮し、使用車両を決定し、配車するものとする。

###### （b）輸送方法

配備受援対策部は、輸送班を編成し、迅速かつ効率的に輸送するものとする。

###### b 市有車両以外（市が協定を締結した運送事業者等）

###### （a）車両の確保

運送事業者等との間で締結した「災害時における物資等の輸送に関する協定」に基づき、緊急・救援輸送を実施するうえで応援を必要とする時は、配備受援対策部は次に掲げる事項を明示して、文書により要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがない時は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

##### <明示事項>

- ・災害の状況及び協力を必要とする理由

- ・協力を必要とする車両数及び人員数
- ・物資積み込み場所及び取りおろし場所
- ・協力を必要とする期間及び活動内容
- ・輸送品目（品名及び数量）
- ・その他必要となる事項

（b）輸送方法

（a）の要請に基づき、運送事業者等と調整により、輸送するものとする。

オ 燃料の確保

輸送に必要な燃料（軽油、ガソリン）については、大分県が大分県石油商業組合との間で締結した「災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給等に関する基本協定書」（平成26年5月）に基づき、確保する。この場合の調整窓口は配備受援対策部救援物資班とする。

カ 自衛隊への応援要請（空輸）

道路が寸断され、陸上輸送では物資輸送に支障を来す場合は、総合調整部が自衛隊に応援要請し、ヘリコプター等により輸送する。

キ 輸送経路の選定

配備受援対策部は、交通規制や道路の被害状況等を考慮し、輸送経路を選定する。

特に、災害発生直後等輸送経路の安全が確認できない場合、総合調整部等と協議の上、安全な輸送経路の確認を行う。

## 6 海上輸送体制

### （1）海上輸送路の確保

ア 港湾・漁港の管理者は、市、県、自衛隊、第七管区海上保安本部、大分県漁協等と協力し、交通の可能な航路、漁港等の施設の被害復旧の見込み等緊急輸送に必要な情報を把握し、総合調整部に報告する。

イ 配備受援対策部は、漁港施設等の被害状況の情報に基づき海上輸送ルートを決める。

ウ 管理者は、自衛隊、第七管区海上保安本部、大分県漁協等の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルートの確保に努める。

### （2）漁港の応急復旧

#### ア 緊急輸送港啓開の実施

管理者は、緊急輸送港の被害状況、障害物の状況を把握し、警察、自衛隊、消防機関及び大分県漁協等の協力を得て啓開作業を実施する。

#### イ 復旧作業の実施

管理者は、緊急輸送港の被災箇所について、早期に回復できるよう、復旧工事を実施する。

#### ウ 係留許可

管理者は、緊急性・重要性を考慮して、二次災害防止を踏まえて係留許可等を行う。

#### エ 障害物集積場所の確保

管理者は、漁港施設公共用地等を利用して、回収した障害物の集積場所を確保する。



（3）輸送手段の確保

海上輸送は、海上自衛隊、第七管区海上保安本部、大分海上保安部から派遣要請を受けた大分県水難救済会、大分県漁協及び防災関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。

- ア 海上自衛隊の艦艇
- イ 海上保安庁の船艇
- ウ 大分海上保安部から派遣要請を受けた大分県水難救済会所属救助船
- エ その他防災関係機関及び民間船舶

（4）集積場所の確保

管理者は、漁港施設・港湾施設、公共用地等を利用して物資の集積場所を確保する。

**7 輸送実施機関の相互協力**

広範囲にわたる災害時に応急用・復旧用物資及び資機材を輸送する場合は、関係防災機関は相互に協力するものとし必要に応じてその車両人員等を他の機関の応援のため派遣するものとする。なお、防災機関が輸送を実施する場合は、公安委員会に対しあらかじめ輸送の日時、発着地、経路、理由、輸送品目等を申し出て当該輸送区間における緊急通行車両以外の車両通行禁止又は制限を申し出るものとする。

**8 防災機関が実施する輸送協力等**

（1）運送事業を実施する指定公共機関及び市が協定を締結した事業者等は、市からの要請に応じて、その輸送業務に積極的に協力するものとする。

（2）九州旅客鉄道株式会社大分支社は、市からの要請に応じて、人員の輸送を実施する。市は、発駅、着駅人員等の別のほか臨時列車（希望時刻を申し出る）又は定期列車の別を電話又は書面にて大分支社（運輸課）又は駅に申し込むものとし、15人以上の場合は所定の団体割引の運賃により実施する。

なお、風水害等により、走行路線に支障が発生する危険が高いと予想される区間がある場合等は、運行の停止等の措置を講じるものとする。

## 第14節 広報活動・災害記録活動

大規模な災害が発生した場合、市民生活の安定のためには、市民のニーズに対応した情報を、市民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。

市は、被災者の情報ニーズを的確に把握し、要配慮者へも確実に広報が行われるようボランティア団体とも連携を図りながら、多様な媒体・方法により広報活動を展開する。また、市民からの問い合わせに的確に対応できる体制を確立する。

さらに、災害の記録は、応急対策の教訓を見だしそれを将来への財産とするために極めて重要であることから、被害や対応の状況について記録するものとする。

また、収集した情報等を基に必要なに応じて検証作業を実施するとともに、検証結果については関係機関との共有を図るよう努める。

### 1 実施体制

災害対策本部設置後の広報は、総務対策部及び地区本部において行い、広報事項については、あらかじめ災害対策本部長の承認を得て広報するものとする。

### 2 報道機関に対する情報の提供

報道機関に対する情報の提供（記者会見）は、本部長が必要と認めた場合に、本部長、副本部長、総合調整部長又は広報担当者が行うものとする。

### 3 一般市民に対する広報

#### （1）災害発生前の広報

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等を取りまとめて、防災スピーカー、さいき防災メール、防災・行政ラジオ、広報車及びケーブルテレビの文字情報放送システム等を活用して、一般に周知するものとする。

#### （2）被害発生後の広報

被害発生中又は発生後は、被害の推移、高齢者等避難及び避難指示、応急措置の状況が確実に行きわたるよう広報活動を行うものとする。

特に電力、水道、道路等の復旧状況及び交通機関の運行状況、河川の水防活動、災害救助活動状況に重点を置き、人身の安全と激励を含め、沈着な行動を要する広報活動を実施するものとする。

#### （3）要配慮者に対する広報

市内の手話通訳者及び外国語通訳者に事前に依頼し、その協力を得て、聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう配慮する。

### 4 安否情報の対応

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団

体、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

## 5 広報の方法

- (1) テレビ・ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、新聞等報道機関を通じての広報
- (2) 広報車による広報
- (3) チラシ、貼り紙、立て看板による広報
- (4) インターネット（ホームページ、SNS等のソーシャルメディア等）を活用しての広報
- (5) 防災スピーカー、防災・行政ラジオ等を通じての広報
- (6) さいき防災メール
- (7) その他適切な広報媒体を通じての広報

## 6 被害状況の記録

被害状況の記録は、写真、ビデオ、録音等によって努めて収集し、救助、復旧並びに今後の防災計画の資料とする。

## 第3章 生命・財産への被害を最小限にするための活動

第1節 風水害に関する情報の収集・市民への伝達等

第2節 水防

第3節 避難の指示等及び誘導

第4節 救出救助

第5節 救急医療活動

第6節 消防活動

第7節 二次災害の防止活動

## 第3章 生命・財産への被害を最小限にするための活動

---

### 第1節 風水害に関する情報の収集・市民への伝達等

風水害等による生命・財産への被害を最小限に止めるため、被害の未然防止、拡大防止を市民に呼びかけるための情報の収集・伝達及び災害が発生するおそれがある異常な現象の通報に関する要領を示す。

#### 1 被害の未然防止、拡大防止のための市民への呼びかけ

国が発信するJアラート（全国瞬時警報システム）をはじめとし、市は、次のような場合、防災スピーカーのほか多様な手段を用いて、住民に対して浸水や山・がけ崩れ等の危険箇所からの避難及び家屋の補強などを呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。

##### （1）呼びかけを行う場合

ア 県等から特別警報、警報の発表について伝達を受けた場合

イ 大分県防災情報システムの活用による今後の気象情報等により市内で風水害の発生するおそれがあると判断した場合

##### （2）伝達の手段

防災スピーカー、防災情報提供メール（県民安全・安心メール、さいき防災メールを含む）、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、防災・行政ラジオ、広報車、インターネット（ホームページや、SNS等のソーシャルメディア）、ケーブルテレビ等の多種多様な手段を用いて情報の伝達を行う。その際、要配慮者、帰宅困難者等にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

特に、避難指示等の発令時には、従来のアナウンスに加え、水防信号規程に定める第4信号のサイレン音を使用することを徹底する。

また、災害発生中・後においても、同様の措置により必要な対策を促す。

#### 2 異常気象現象の通報及び伝達

異常気象現象を発見した者は、市役所ほか最寄りの防災関係機関に通報するものとする。また、市は、異常気象現象の通報を受けた場合は、関係機関に通報するものとする。

##### （1）異常気象現象の種類

ア 気象：激しい降雨、雪、たつ巻、強い降ひょう等

イ 地象：著しい地形の変化、異状水位、地すべり等

##### （2）発見者の通報

異常な気象現象を発見した者は、次の最も近いところに通報するものとする。

- ・市役所、市振興局
- ・大分県佐伯警察署、佐伯海上保安署
- ・佐伯市消防本部（分署、派出所）

##### （3）市への通報

警察官、海上保安官、消防職員、消防団員及び市職員は、異常現象を発見した場合、又は住民から異常現象の通報を受けた場合は、直ちに市に通報するものとする。

（４）各関係機関への通報

市は、異常現象発見の通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な応急措置を行うとともに、状況に応じて、次の機関に通報するものとする。

- ・大分地方気象台
- ・大分県（防災対策企画課、南部振興局、佐伯土木事務所）
- ・大分海上保安部佐伯海上保安署
- ・警察署、駐在所
- ・その他、必要と認める関係機関

## 第2節 水防

佐伯市水防計画に定めるところによる。

### 第3節 避難の指示等及び誘導

災害に際し、危険な地域又は危険が予想される地域にある居住者、滞在者等を安全な地域に誘導し又は安全な場所に収容するなどの身体、生命の保護は、この節の定めるところによって実施する。

また、詳細については、市が策定し、必要に応じて見直しを行っている「避難指示等の判断基準・伝達マニュアル」に別途定める。

なお、避難所の運営に係る活動については第4章第1節に定める。

#### 1 避難指示措置の責任体制

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、立退きを指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に市長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるものとする。また、必要に応じて、対象地域、判断時期等について、関係機関に対して助言を求めるものとする。

#### 2 避難指示等の基準

避難措置は、おおむね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施するものとする。

特に、避難指示等の発令時には、県内において統一した警戒レベルの用語や、サイレン音を使用するほか、多種多様な手段を用いて、確実に市民に情報伝達を行うものとする。

##### （1）避難措置の区分

###### ア 早期注意情報（警戒レベル1）

災害への心構えを高めることを求める。（気象庁発表）

###### イ 洪水注意報、大雨注意報（警戒レベル2）

避難に備え自らの避難行動を確認することを求める。（気象庁発表）

###### ウ 高齢者等避難（警戒レベル3）

暴風雨、洪水、高潮又は地すべり等の発生のおそれがあるときは、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める。（市発令）

###### エ 避難指（警戒レベル4）

暴風雨、洪水、高潮又は地すべり等の発生のおそれが高まったときは、危険地域の住民等を安全な場所に避難させる。

暴風雨、洪水、高潮又は地すべり等が発生するおそれが極めて高い状況又は著しく危険が切迫しているときは、危険地域の住民等を速やかに近くの安全な場所に避難させる。（市発令）

###### オ 緊急安全確保（警戒レベル5）

災害が発生していることを把握したときは、可能な範囲で危険地域の市民等に命を守るための最善の行動をとるよう促す。（市発令）



カ 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

（2）避難指示等の発令の時期

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難（警戒レベル3）	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が高まった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、所定の避難所への避難行動を開始</li> <li>・上記以外の者は、「家族等との連絡」「避難場所の確認」「非常用持出し袋等の準備」をして、避難準備を開始する</li> </ul>
避難指示（警戒レベル4）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始する段階で、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった場合</li> <li>・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された場合</li> <li>・堤防の隣接地等、地域の特性から人的被害の発生する危険性が非常に高まった場合</li> <li>・人的被害が発生した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の避難行動ができる者は、所定の避難場所への避難行動を開始する</li> <li>・避難指示等の発令後で、避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了させる</li> <li>・未だ避難していない対象地域住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合にあっては、自らの命を守る最低限の行動を開始する</li> </ul>
緊急安全確保（警戒レベル5）	・災害が発生・切迫し、警戒レベル4での避難場所等への避難が安全にできない場合	・自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保するよう行動を開始する。

（3）避難指示等の目安

高齢者等避難、避難指示を発する場合の目安は、市の「避難指示等の判断基準・伝達マニュアル」に別途定める。

同マニュアルには次の災害の避難判断基準を示している。

ア 水害

- ・洪水予報河川（番匠川）
- ・水位周知河川（堅田川、井崎川、久留須川、山口川、床木川、炭崎川、門前川、市園川）
- ・小河川

イ 土砂災害

ウ 高潮災害

エ 津波災害

### 3 避難指示等の発令者

状 況	発 令 者	対 象 者	措 置
1 身体、生命を災害から守り災害から防止するため特に必要な場合(災害対策基本法60・61条)	(1)市長 (2)警察官(市長に通告) (3)県知事	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立退きの指示(避難指示)
2 洪水のはん濫等により著しい危険が切迫していると認められる場合(水防法第21条)	(1)水防管理者(市長) (2)消防団長・消防団員 (3)消防機関に属する者 (4)警察官 (5)自衛隊法により救援のため派遣を命じられた部隊等の自衛官等	必要と認める区域の居住者	立退きの指示(避難指示)
3 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められる場合(地すべり等防止法第25条)	(1)県知事 (2)県知事の命を受けた吏員(警察署長に通知)	必要と認める区域の居住者	立退きの指示(避難指示)
4 身体・生命に危険を及ぼし、財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災、事変、危険物の爆発等の危険な事態がある場合(警察官職務執行法第4条・自衛隊法第94条)	(1)警察官(公安委員会に報告) (2)警察官がその場にいらない場合に限り災害派遣を命じられた部隊等の自衛官(長官の指定する者に報告)	(1)その場に居合わせた者 (2)その事物の管理者 (3)その他関係者	(1)必要な警告を発する (2)特に急を要する場合には危害を受ける恐れのある者に対し必要な限度で避難の措置をとる

### 4 避難指示の伝達

(1) 避難の指示は次の事項を明らかにして発するものとする。

- ア 発令者
- イ 避難すべき理由(危険の状況)
- ウ 避難の区域、避難場所
- エ 避難するについての注意事項

(2) 伝達の方法

ア 次の方法のうち実情に即した方法でその周知徹底を図るものとする。

- ・防災スピーカー ・防災、行政ラジオ ・電 話 ・アマチュア無線
- ・さいき防災メール ・広報車等 ・自主防災組織 ・衛星携帯電話
- ・コミュニティFM ・CATV等 ・消防団員、市職員からの指示

イ 避難指示等を発令する場合、対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるよう伝達するとともに、水防信号規程に定める第4信号により、住民に周知する。

ウ 災害対応支援システムで入力した避難指示等の情報は、自動的に緊急速報メールで一斉配信を行う。

(3) 振興局における避難指示発令等の特例

振興局の地域で、局地的な災害が発生したまたは、発生するおそれがある場合において、市長が避難指示を発令するいとまがないときは、地方自治法第153条第1項の規程により、当該振興局長が市長の権限を代理して適切な判断によって、対象地域の市民に避難指示等を発令できるものとする。

## 5 避難経路及び誘導方法

- (1) 突発的災害の場合の避難者について、誘導にあたる者は十分な連絡のもとに自身の身の安全に配慮しながら強い意志をもって誘導にあたり、市民及び群衆の無秩序な行動を防ぐことに努めるものとする。
- (2) 避難者の誘導にあたっては、要配慮者に配慮するものとする。
- (3) 避難者の誘導の経路はできうる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生の恐れのある場所を避け、安全な経路を選定するものとする。この場合、なるべく身体壮健者等に依頼して避難者の誘導監視措置を講ずるものとする。
- (4) 危険な地点には、標示、縄張り等を行うほか、夜間にあつては特に誘導に配慮し、浸水地にあつては船艇又はロープ等を使用して安全を期するものとする。
- (5) 避難誘導は、避難先におけるその他の救助措置等を考慮して、なるべく自治会・自主防災組織単位等で行うものとする。

## 6 避難所

避難所は、あらかじめ指定した場所を原則とするが、次の点に留意する。

- (1) 避難所の開設に当たって、市は、避難所の管理者、専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- (2) 被災し市内に避難収容施設が得られない場合は、隣接市町村に対し避難収容施設の提供あつせんを求める。

## 7 要配慮者への配慮

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を活用し避難行動要支援者に対して多様な手段による情報伝達を行うとともに、また、避難所等での避難支援や迅速な安否確認等を行うものとする。

## 8 学校、社会福祉施設等における避難

- (1) 児童・生徒や施設利用者の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が常に検討し、「学校防災計画」や「避難確保計画」の作成・更新に努めるなど、安全な方法を考慮しておく。
- (2) 各学校等・施設ごとに次のことを定め、徹底しておく。
  - ア 避難実施責任者
  - イ 避難の順位
  - ウ 避難誘導責任者及び補助者
  - エ 避難誘導の要領及び措置

## 9 車両等の乗客の避難措置

- (1) 車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期するものとする。
- (2) 本市において、天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、速やかに当該車両等を停車させ、市長に対し避難措置等について、必要な協力の要請を行うものとする。

## 10 市の実施する避難措置及び報告

- (1) 市の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者、滞在者、その他の者に対し、避難措置を実施するとともに、必要に応じて立ち退き先を指示するものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う等やむを得ないときは、居住者等に対して「緊急安全確保」を指示することができる。

- (2) 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にいる警察官・海上保安官等のほか、指定避難場所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報するものとする。
- (3) 市長は、避難指示等の発令をしたとき及び警察官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次の事項を速やかに知事（大分県南部振興局経由）に通報するものとする。

ア 避難指示等の発令及び発令者

イ 発令の理由及び発令の日時

ウ 避難の対象地域

エ 緊急避難場所（避難地）

オ 避難世帯数及び人数

カ その他必要な事項

- (4) 市長は、避難の必要がなくなったときは、警察署・消防署等に報告するものとする。

## 11 避難指示等の解除

市は、避難指示等を解除する場合は、十分に安全性の確認に努めるものとする。

## 第4節 救出救助

### 1 救出救助の実施体制

市は、被災者の救出救助及び搬送について、警察官及び海上保安官、関係機関と協力して速やかに実施するものとする。消防団、自主防災組織、事業所及び市民は、自ら可能な限りの救出救助活動を行うとともに、防災関係機関の活動に積極的に協力するものとする。関係機関が全力で助けようとしても助けられない可能性があることを十分理解してもらうことも救出活動である。

#### (1) 消防署及び消防団による救出

人命救助活動の緩急を考慮し、救助隊を編成し状況に応じて、人身災害の拡大防止を図るものとする。

#### (2) 警察官との連絡

救助隊は、警察官と相互に連絡協力して、被災者の救出に努めるものとする。

#### (3) 市民等の協力

市民は積極的に救助隊に協力し被災者の救出に努めるものとする。市長は、緊急に救助を要する場合は、災害対策基本法第65条の規程により、現場付近の市民に対し従事協力を命じ、救出活動に当たらせるものとする。

#### (4) 自衛隊・第七管区海上保安本部への災害派遣要請

市長は、必要があると認めたときは、第3部第2章第8節「自衛隊の災害派遣要請」及び第9節「他機関に対する支援要請」の「1 第七管区海上保安本部への支援要請」に定めるところにより、災害派遣を要請し、被災者の救出に万全を期するものとする。

### 2 救出の対象者


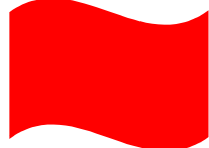
救助の対象者は、災害のため、まさに生命・身体が危険な状態にある者及び災害のため生死不明の状態にある者とする。

### 3 避難所情報に関するサイン

避難者がいることや避難者の中に重傷者等がいることについての情報を、防災ヘリ等に、容易に把握させるため、情報伝達用サインを統一する。

サインの内容

規格 布(概ね2m×2m)

<p>黄色</p> 	<p>避難者がいることを示す</p>	<p>赤色</p> 	<p>避難者の中に、負傷者や要配慮者等の緊急な救助を要する者がいることを示す</p>
---	--------------------	--	--

### 4 救急、救助要領

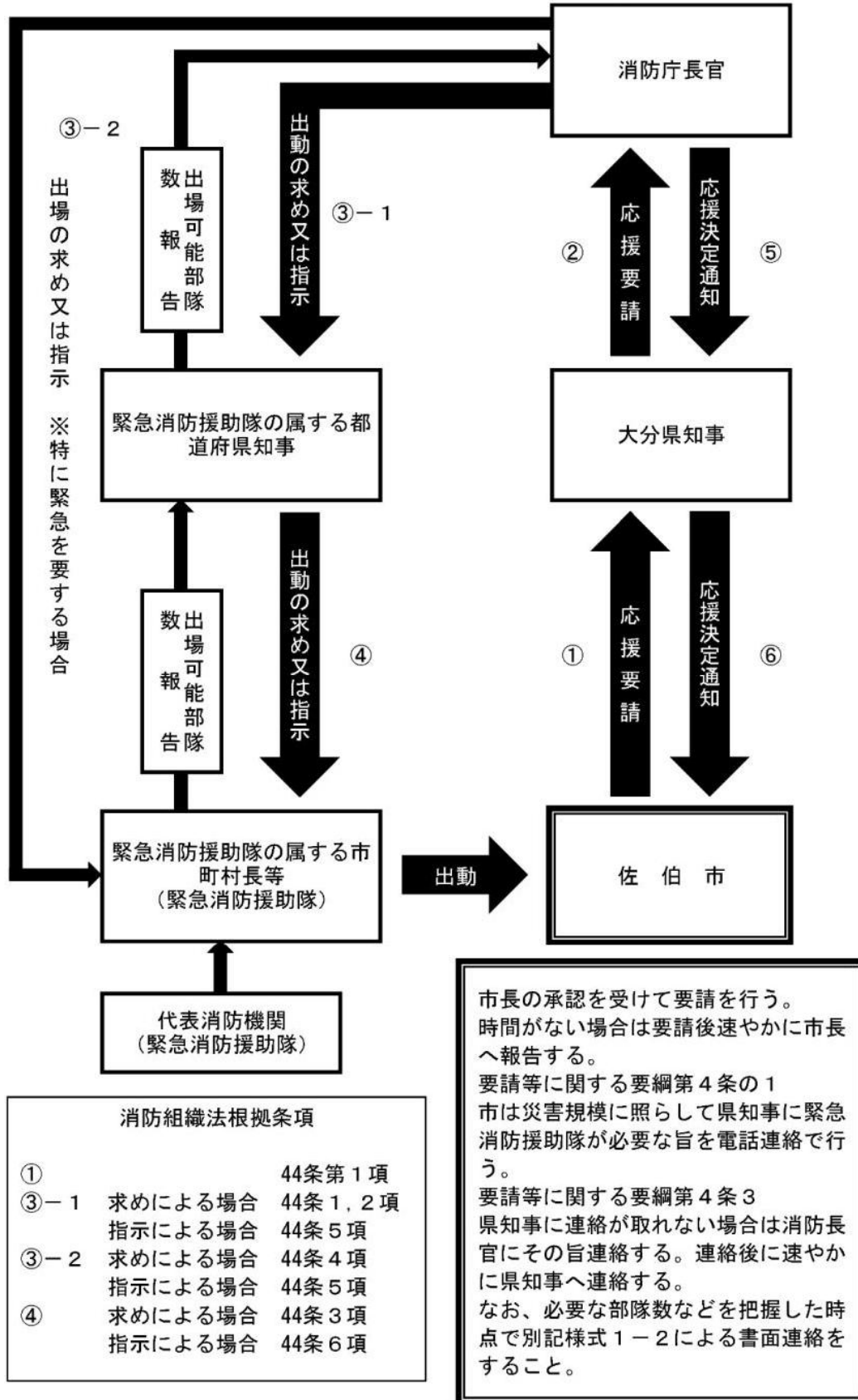
(1) 救急隊運用は、各署々別運用とする。ただし、災害対策本部から消防本部へ出場指令があった場合は、速やかに救急隊を編成し、対応するものとする。

(2) 通信可能な有線電話、無線等を活用し、防災関係機関との情報連絡により病院、その他医療

機関並びに応急救護所の開設状況等を把握し、傷病者の受入体制等の情報収集に努めるものとする。

- (3) 救急車による搬送は、救命の処置を要する傷者を優先とし、その他の傷者は、できる限り自主的な処置で対応し、他の救護機関と連携の上、救急活動を実施するものとする。
- (4) 救急隊長は、現場の状況を速やかに消防本部及び総合調整部に報告するとともに、必要な措置を行うものとする。
- (5) 救命の処置を必要とする傷者が多数発生した場合は、消防隊、救助隊、救急隊を集中して、人命活動にあたる。
- (6) 救助隊は、特に人命の救助活動を優先して実施するものとする。
- (7) 散発的で小規模の救助事象は、消防団員又は、付近住民の自発的な活動により行うものとする。
- (8) 救急、救助活動は、人的被害の規模の大きい現場を優先する。
- (9) 福祉保健対策部医療活動支援班による所定の救護所が開設されるまでの間、署又は、現場付近の安全な場所に仮救護所を設置し、傷病者の応急救護を行うとともに、協定に基づく医師会の医療救護班の出動及び医薬品等必要な資材の補給を要請する。
- (10) 市は、外部からの応援が必要と判断される場合、大分県常備消防相互応援協定に基づき応援要請を行うものとする。また、災害の状況により更に応援が必要と判断された場合には、次の図の示すとおり緊急消防援助隊や自衛隊等の応援の要請を行う元々ものとする。

緊急消防援助隊応援要請系統図



## 5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の期間、費用等は以下のとおりである。

### （1）救出のための費用の負担

ア 船艇その他救出のため必要な機械、器具の借上費用又は購入費用

イ 救出のため使用した機械、器具の修繕費用

ウ 機械、器具を使用する場合に必要な燃料費及び救出作業を行う場合の照明に使用する燃料費

### （2）救出費用の限度額

必要やむを得ない経費で、当該地域における通常の実費の範囲内とする。

### （3）救出実施期間

救出実施期間は、災害発生の日から3日以内とする。

### （4）市長は、知事の委任に基づき災害救助法の規定による被災者の救助を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

ア 救助実施記録日計票

イ 被災者救出用器具燃料受払簿

ウ 被災者救出状況記録簿

エ 被災者救出関係支払証拠書類



## 第5節 救急医療活動

風水害等により負傷者が多数発生し、一方で医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合の救急医療活動については、この節の定めるところによって実施する。

### 1 実施責任体制

災害のため、医療及び助産の途を失った者に対する医療救護は、主として市が医師会、佐伯薬剤師会及び関係防災機関の協力を求めて、福祉保健対策部が主体となり実施するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、大分県地域防災計画の定めるところにより県が実施し、市はこれに協力するものとする。

### 2 医療供給体制の確保

- (1) 福祉保健対策部医療活動支援班は、市内の医療機関では負傷者を受け入れできない場合、避難所内あるいは避難所の近くに医療救護所を設置する。
- (2) 福祉保健対策部医療活動支援班は、佐伯市医師会、佐伯市歯科医師会、佐伯市薬剤師会等に対して協力を求め、医療提供体制の確保に努めるものとする。
- (3) 市は、大規模な災害の発生により、市独自で医療及び助産の実施が困難となった場合は、県に対して医療救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

### 3 医薬品・医療資器材等の確保

福祉保健対策部医療活動支援班は、避難所及び医療救護所で必要な医薬品・医療資器材等を協定する卸売業者や最寄りの販売業者等から調達するとともに、県に対して医薬品・医療資器材等の調達を要請するものとする。

### 4 医療救護班の受入れ・調整

福祉保健対策部医療活動支援班は、医療救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）の円滑な受け入れ及び医療救護活動を実施するために必要な調整を、災害拠点病院（DMAT指定病院）・佐伯市医師会・県地区災害対策本部保健所班と協力して行うものとする。

## 5 災害拠点病院への措置

福祉保健対策部医療活動支援班は、災害拠点病院（DMAT指定病院）が重症患者等の受入及び域外搬送の拠点となるため、円滑な受入及び搬送を実施するために必要な調整を行うものとする。

表：災害拠点病院及び大分DMAT指定病院の指定状況（平成31年4月1日現在）

医療圏	病 院 名	災害拠点病院		大分DMAT
		基幹災害 拠点病院	地域災害 拠点病院	指定病院
東国東	国東市民病院			
別府速見	国家公務員共済組合連合会新別府病院			
	国立病院機構別府医療センター			
	大分県厚生連鶴見病院			
大分	大分県立病院			
	大分市医師会立アルメイダ病院			
	大分赤十字病院			
	大分中村病院			
	大分三愛メディカルセンター			
	大分大学医学部付属病院			
	大分岡病院			
	社会医療法人財団天心堂へつぎ病院			
	国立病院機構大分医療センター			
	佐賀関病院			
臼津	臼杵市医師会立コスモス病院			
佐伯	独立行政法人地域医療機能推進機構南海医療センター			
豊後大野	豊後大野市民病院			
竹田	竹田医師会病院		○	
	大久保病院		○	
日田玖珠	大分県済生会日田病院			
中津	中津市立中津市民病院			
宇佐豊後高田	宇佐高田医師会病院			
計		1	13	22

## 6 災害救助法の規定による医療又は助産

### (1) 医療実施の基準

#### ア 医療の実施範囲

(ア) 診察（疾病の状態を判断するもの）

(イ) 薬剤又は治療材料の支給（傷病に伴う治療のため直接又は間接に必要なほう帯、ガーゼ

等の消耗品材料及び輸血用の血液等を支給するもの）

（ウ）処置、手術、その他の治療及び施術

（エ）病院又は診療所への収容

（オ）看護

イ 医療救護の対象者

（ア）災害のため医療の途を失った者（罹災者の有無を問わない）

（イ）応急的な医療をほどこす必要のある者

ウ 医療の実施期間

医療の実施期間は、特別な事情のない限り災害発生の日から14日以内の期間とする。

エ 医療のため負担する費用の範囲

（ア）医療救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損の実費

（イ）病院又は診療所に収容した場合は、国民健康保険診療報酬の額以内

## （2）助産実施の基準

ア 助産の範囲

（ア）分べんの介助の支援（陣痛の開始から胎盤排出までの間の必要な介助をいう。）

（イ）分べん前、分べんの処置（出産前の準備及び処置並びに出産後の新生児に対するもく浴を含む事後処理をいう。）

（ウ）脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

（エ）分べんに異常があった場合は、医師等と相談の上、必要な対応をとる。

イ 助産の対象者

（ア）災害のため助産の途を失った者

（イ）災害発生の日前後7日以内に分べんした者

ウ 助産の実施期間

助産を実施する期間は、特別な事情のない限り分べんの日から7日以内の期間とする。ただし災害発生の日前に分娩した者は、分べんの日から7日以内の期間が災害発生の日から7日以内の期間と重複する期間の範囲とする。

エ 助産のための費用の負担の範囲

（ア）医療救護班による場合は、使用した材料の実費

（イ）助産所その他の医療機関による場合は、佐伯市における慣行料金の8割以内の額

## （3）災害救助法が適用された場合の医療救護措置

県の実施する医療及び助産措置について、次により協力するものとする。

ア 所属の救護班（福祉保健対策部）を出動させること。

イ 臨時救護所の設置に関すること。

ウ 所属の医療機関に傷病者を収容すること。

エ 他の機関の医療班又は救護班の受入れに関すること。

オ その他医療救護に関し、必要なこと。

## 第6節 消防活動

### 1 消防活動

市は、その市域に係る各種災害が発生した場合においては、これからの災害による被害の軽減を図るため、市の消防活動に関する計画に基づき消防隊の編成を行い、次の活動を行うものとする。

- (1) 火災警防活動
- (2) 風水害警防活動
- (3) 避難・誘導活動
- (4) 救助・救急活動

### 2 広域協力活動体制

市長は、災害が次のいずれかに該当する場合には「大分県常備消防相互応援協定」「大分県緊急消防援助隊受援計画」及び「大分県消防団相互応援協定」等に基づき、協定を締結する他の市町村等に対し応援要請を行うものとする。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。

- (1) その災害が他の市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 発災市の消防力で防ぎよが著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、他の市町村の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合

## 第7節 二次災害の防止活動

### 1 二次災害防止活動の実施体制

市及びその他の防災関係機関は、災害発生直後から、その所掌する業務又は事務の範囲で、所管施設等の点検・応急措置、危険地域のパトロール等を行い、二次災害を防止することとする。

また、二次災害の危険性の有無について迅速かつ的確に判断を行い、被害の増大や社会不安の増大を防止するため、必要に応じて防災アドバイザー制度を活用するものとする。

### 2 市における二次災害防止活動

市においては、次のような二次災害防止活動を行うものとする。

#### (1) 土砂災害等の防止活動

土砂災害等の危険箇所として指定されている箇所等の点検・パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとる。

また、その実施状況を把握するとともに、総合調整部に報告する。

なお、点検・パトロール箇所は、次のとおりとする。

- ア 砂防指定地
- イ 急傾斜地崩壊危険区域
- ウ 地すべり防止区域
- エ 土砂災害警戒区域等
- オ 保安林及び保安施設地区
- カ 山地災害危険地区
- キ 海岸危険地域
- ク 落石等危険箇所
- ケ その他二次災害の危険性があると判断される箇所

#### (2) 建築物・構造物の二次災害防止

二次災害防止のため、社会基盤対策部は次の活動を行う。また、その実施状況を把握・指導するとともに、総合調整部に報告する。

##### ア 市有施設の点検及び避難対策・応急対策

市有施設の点検を行い、危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置をとり、必要な応急措置を実施する。

イ 市所管の道路、橋梁等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止め等の措置をとる。また、必要な応急措置を実施する。

##### ウ 危険な一般建築物の応急措置等

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

#### (3) 二次的な水害の防止活動

社会基盤対策部は、重要水防区域及び水防区域の点検・パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとる。

また、その実施状況を把握するとともに、総合調整部に報告する。

（4）風倒木による被害の防止活動

社会基盤対策部は、風倒木による二次災害を防止するため、必要に応じて風倒木の除去等の応急対策を講じる。

（5）高潮、波浪等による被害の防止活動

社会基盤対策部は、高潮、波浪等による被害の危険がある箇所の点検・パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとる。

また、その実施状況を把握するとともに、総合調整部に報告する。

なお、点検・パトロール箇所は、次のとおりとする。

ア 港湾施設

イ 海岸保全施設

ウ 河川施設

エ 漁港施設

オ 農地海岸保全施設

（6）爆発物、有害物質による二次災害防止活動

爆発物、有害物質による二次災害を防止するため、社会基盤対策部及び消防対策部は、県と連携して、次に掲げる施設等を対象に、所管する危険物施設等の被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行い、その実施状況を総合調整部に報告する。

ア 危険物施設

イ 火薬保管施設

ウ ガス施設

エ 毒劇物施設

オ 放射性物質施設

カ その他二次災害の危険性があると判断される箇所

（7）二次災害防止のための市民への呼びかけ

総合調整部は、降雨等による二次災害の危険性について、市民に注意を呼びかける。

（8）被災建築物の石綿飛散防止活動

被災した建築物から石綿が飛散するおそれのあるときは「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に建築物の所有者等に対して飛散防止対策を講じるように助言・指導を行う。

また、石綿が使用されている建築物の解体・補修を行うときは、必要に応じて事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう助言・指導を行う。

## 第4章 被災者の保護・救護のための活動

第1節 避難所運営活動

第2節 避難所外被災者の支援

第3節 食料供給

第4節 給水

第5節 被服寝具その他生活必需品給与

第6節 医療活動

第7節 保健衛生活動

第8節 廃棄物処理

第9節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び捜索

第10節 住宅の供給確保

第11節 文教対策

第12節 被害調査

第13節 社会秩序の維持

第14節 被災動物対策

## 第4章 被災者の保護・救護のための活動

---

### 第1節 避難所運営活動

本節は、指定避難所が開設された場合、その適切な運営管理を行うための活動事項等を定める。

#### 1 避難所の開設

- (1) 文教・避難所対策部避難所対策班は、災害発生時に必要に応じ指定避難所を開設する。また、必要があれば指定避難所以外についても、災害に対する安全性を確認した上で避難所として開設する。
- (2) 文教・避難所対策部避難所対策班は、避難所開設後早期に、自主防災組織を中心に運営管理チームを設け、運営管理に協力を依頼する。
- (3) 文教・避難所対策部避難所対策班は、避難所を開設した場合は、速やかに被災者及び警察官、消防、防災組織等関係者にその場所等を周知し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

#### 2 避難所における感染症対策

市は、避難所の開設にあたり、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設するなど、感染症対策に必要な措置を講じるものとする。

また、市のみで十分な措置を講じることが困難な場合には、保健所に専門的支援を要請する。

##### (1) 市民への周知

市は、市民に対しハザードマップ等を活用し、災害時の避難行動を確認するとともに、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合には、親戚や友人の家等への避難を検討するよう周知する。

また、避難時に備え、非常用持出袋の防災用品について、感染症対策を念頭においた物資を追加するよう周知する。

##### (2) 避難先の検討・確保

市は、指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を検討するとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。

また、発熱や咳等の有症者や濃厚接触者の避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所以外の避難所を開設するなど、それぞれに専用の避難所を確保する。

感染症に罹患した場合に重症化しやすいとして、指定避難所から分離した方がよいと判断される者の避難先として、ホテルや旅館等の活用を検討・確保する。

##### (3) 感染症対策に必要な備蓄品の確保

市は、マスクやアルコール消毒液など、避難所内での感染症対策に必要な物資を確保する。

##### (4) 避難者の受入れ態勢の確立

市は、避難者の受入れにおいて、検温や体調確認、換気・消毒などの業務が発生するため、



部局を超えた職員の協力体制を構築するなど避難者の受入れ体制を強化する。

（5）避難所内での感染予防

市は、避難所内での感染予防策として、次のような対策を講じることとする。

ア 避難所の受付では、健康チェックを兼ねた受付名簿を作成する。なお、受付を行う職員等はマスク・ゴム手袋を着用する。

イ 避難者に対し、マスクの着用、手指消毒を呼びかける。

ウ 検温、風邪症状の有無、感染が確認されている者の濃厚接触者かどうかを確認し、その結果に応じた対応を行う。

エ 避難所内の居住スペースでは1人あたり4㎡を確保するよう努める。

オ 避難者同士の距離を十分に確保できない場合は、簡易間仕切りなどを用いて区分する。

カ アルコール消毒液を出入口やトイレなど、多くの人を使用する箇所に複数設置する。

キ ドアノブや手すり、テーブルなど不特定多数の人が触れる場所は定期的に消毒を行う。

ク 定期的に窓あるいはドアを開け、換気を行う。

ケ 避難生活開始後も、定期的に健康状態を確認し、発熱、咳等の症状が出現した場合は、職員等に報告するよう避難者に周知する。

（6）感染症対策に配慮した避難所運営訓練の実施

市は、自主防災組織が感染症対策に配慮した避難所の開設・運営が円滑にできるよう、県との共同により、職員や自主防災組織などを対象とした避難所運営訓練等を実施する。

### 3 避難所の運営管理等

避難所の運営管理は、市長の責任の下で行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。）が、スフィア・スタンダード（人道支援における国際基準）の理念を取り入れるよう努めるとともに、住民や民間の力を活かすことが望ましいため、市は各地区に配布済の「避難所運営マニュアル」（平成30年3月策定）を必要に応じて更新し、発災時の迅速な避難所の立ち上げと円滑な運営に努める。

学校その他が避難所になった場合、学校長等の施設責任者は、避難所が円滑に運営管理されるよう協力する。

（1）避難者名簿の作成及び公表

速やかに避難所ごとの避難者名簿を作成し、報道機関等を通じて公表する。避難者名簿の作成にあたっては、必要に応じて地元住民の協力を求め、迅速かつ的確な避難者名簿の作成・公表に努める。

（2）避難所開設に関する報告

避難所の開設に関する情報（日時、場所、箇所数、避難者数、ライフラインの状況、疾病別人数、ニーズ）を避難所開設後直ちに総務対策部情報収集班又は地区災害対策本部総務班に報告する。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

（3）要配慮者の避難等の措置

避難所に要配慮者用の窓口や重度障がい者等のためのスペースを確保するなどの措置を講じ

るとともに、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所を速やかに開設するものとする。

また、避難所での集団生活が困難な要配慮者のために必要に応じて、旅館・ホテル等を福祉避難所に指定する。

なお要配慮者の避難等の措置について市のみでは対応できない場合、県及び関係機関へ協力を要請し、県内外の福祉避難所の指定を受けた施設や社会福祉施設その他の適切な場所へ避難させる。

#### （4）避難所の運営

##### ア 運営管理チームの設置

避難所の開設後早期に、避難者（市民）による自主的な避難所運営を目指し、避難施設の施設責任者、避難住民代表者（町内会・区長・自治委員等）と協議して、避難所の運営管理チームを設け、運営管理への協力を依頼する。

避難を実施した居住者等は、自主防災組織等の単位で互いに協力しつつ、避難所の運営に努めるものとし、市は必要な支援を行う。

##### イ 情報伝達

避難所で生活している避難者に対する生活情報等の提供は、口頭での説明のほか、掲示板の設置、チラシの配布等により、聴覚障がいや視覚障がい等のため情報伝達に障がいのある避難者にも配慮した方法を用いる。

また、必要に応じて、テレビ、ラジオ等を避難所に設置する。

##### ウ 食料・水・生活必需品の配布

支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県及び民間事業者等の役割分担を明確化する。また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、タブレット端末を利用してスムーズな集計を行うなど、県等と連携を図りながら物資調達・輸送調整等支援システムを活用して備蓄する物資・資機材の供給・調達・輸送に関し情報共有を図る。

市は、避難所での食料、水、生活必需品の配布について、運営管理チームの協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努めるとともに、食物アレルギーを有する避難者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保・配付等に努めるものとする。

また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。

##### エ 避難所のニーズの把握

市は常に避難所のニーズを把握し、迅速かつ的確に対応するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

##### オ 避難住民の健康への配慮

県と市は協力して、避難者の健康管理のため、健康相談チームを編成し、常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

##### カ 避難所の生活環境への配慮

市は、災害に備えて簡易トイレ（洋式）の備蓄やマンホールトイレの導入など、避難所に

おけるトイレを確保するとともに、清掃等生活環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。特に避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や、暑さ寒さ対策、身体の負担軽減につながる段ボールベッド等の確保、入浴及び洗濯の機会の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

必要に応じ、避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するため、県に保健師等で構成する保健活動チームの派遣を要請するとともに、各種団体等から参集する保健活動チームが円滑に活動できるよう調整を要請する。

また、避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行うため、県に災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣を要請するとともに、災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう調整を要請する。

#### キ 避難所運営訓練

自主防災組織が円滑に避難所を開設・運営できるよう、県等関係機関と共同し、自主防災組織や関係機関を対象とした避難所運営訓練等を実施する。

#### ク 外国人に対する配慮

日本語の理解できない避難所の外国人に対し、情報や配給などが行き渡るようボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターを県に要請する等手配し配慮する。

#### ケ 女性の視点等からの配慮

避難所の運営、レイアウト等にあたっては、次のような工夫を図り、女性の特性等に配慮する。

（ア）避難所運営には、男性と女性の責任者を配置する。

（イ）一人暮らしの女性や高齢者・障がい者、乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをするなどの配慮を行い、快適な居住スペースの確保に努める。

（ウ）乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保に努める。

（エ）男女別のトイレや更衣（又は化粧）スペース及び女性用洗濯物の干場の確保に努める。

（オ）仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。また、巡回警備や防犯ブザーの配布も努める。

（カ）女性や子どもへの暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。

（キ）家事や育児などの家庭的責任は男女が共同して負担するよう努める。

## 4 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、他の市町村への受入れについて協議する。また、受入れの要請にあたっては、県と協議を行うものとする。

なお、他の都道府県の市町村への受入れが必要な場合についても、同様とする。

## 第2節 避難所外被災者の支援

避難所以外の場所で生活する被災者、あるいは、自宅の使用はできるもののライフラインの途絶等により食料や情報を得ることが困難となった被災者に対しても、避難所で生活する被災者と同様に必要な支援を行う。

### 1 避難所外被災者の状況把握

文教・避難所対策部避難所対策班は、自治会などとの連携のもと、車中泊を含む避難所外被災者の実態把握に努める。状況を調査し、指定避難所への誘導等の対応について具体的な手法を明確にし、必要な支援を行う。避難所外被災者の状況把握を迅速に行うため、市は必要に応じて県等関係機関に支援を要請する。

### 2 避難所外の要配慮者

要配慮者情報を持つ福祉保健対策部要配慮者対策班は、保健福祉班や文教・避難所対策部避難所対策班と連携し、避難所外の要配慮者についても生活支援に努める。状況の悪化が確認される場合、早期に福祉避難所や医療機関に移送するよう努めるとともに、必要に応じて県等関係機関に支援を要請する。

また、避難所外の外国人について、必要に応じてボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターを配置するなど、適切な支援を行う。

### 3 避難所外被災者への情報伝達活動

文教・避難所対策部避難所対策班は、被災者のニーズを十分把握し、風水害の被害、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確、かつ、きめ細やかな情報を適切に提供するように努める。

なお、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に対して、紙媒体で情報提供を行うなど、適切な手段により情報提供に努める。

### 4 食料・物資の供給

配備受援対策部救援物資・資機材班は、文教・避難所対策部避難所対策班と連携し、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者並びに避難所外被災者に対しては、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に努める。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

### 5 巡回健康相談の実施

市（福祉保健対策部保健福祉班）及び県は、避難所外被災者に対しても、健康管理のため、保健活動チームを派遣し、巡回して健康相談を行うとともに、保健衛生ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

### 第3節 食料供給

食料の供給、販売機能が麻痺し、又は住家の被害により自宅で炊飯等ができない被災者又は応急対策等に従事する者に対する一時的な炊出しや必要な食料品の供給に関する事項について定めるものとする。

#### 1 食料供給の責任体制

被災者及び応急対策従事者等に対する食料品の供給は、市が主体となり実施する。ただし、市による食料供給が困難な場合は、速やかに県の災害対策本部に物資の確保及び配送を要請し、直接これを配布する。

また、その他の防災関係機関は、市及び県から食料供給に関する要請があった場合には、積極的に協力する。

#### 2 食料供給活動の流れ

##### （1）被災者、応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性の判断

市は、以下の情報を収集し、被災者応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性を判断するものとする。

- ア 避難者の状況
- イ 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ウ 応急対策等への従事者の状況
- エ 電気、ガス、水道の状況

##### （2）市による食料供給の実施

市は、食料供給が必要と判断された場合、食料の供給を行う。

その際、要配慮者及び医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者に配慮する。また、県の支援が必要と判断される場合は、県に支援を要請するものとする。

食料の供給種別は次のとおりとし、それぞれ被災の状況に応じ必要な措置をとる。

- ア 炊き出しの実施
- イ 主食の供給
- ウ 野菜・魚介類・副食品・調味料等のあっせん

#### 3 政府所有米穀の緊急引渡し

市長は、手続「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例）により、災害救助用米穀の緊急引渡しの要請を行う。

##### （1）通常の手続きによる緊急引渡し等

市長は、県に対し県地区災害対策本部（南部振興局）を經由して県に対し、災害救助用米穀の緊急引渡し等の要請を行い、引渡しを受けた後、被災者に対する供給又は給食を実施するものとする。

##### （2）災害地が孤立した場合等における緊急引渡し

交通、通信の途絶等の重大な災害の発生により、災害救助用米穀の引渡しについて知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀を必要とするときは、市長は「米穀の買

入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省農政局長（以下「農政局長」という。）に対して災害救助用米穀の引渡しを要請する。

市長が農産局長に直接要請を行った場合、市長は、知事との通信体制が復旧した後、必ずその旨を連絡するものとする。

#### 4 災害救助法の規定による炊出しその他による食品の給与

災害救助法の規定に基づく炊出し、その他による食品の給与は、県に対し市から要請するものとする。

##### （1）炊出し、その他による食品の給与基準

###### ア 給与を受ける被害者の範囲

（ア）避難所に収容された者

（イ）住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水等である場合、又は社会基盤の被災により炊事のできない者

（ウ）被災市内の旅館の宿泊人及び一般家庭の来訪客で（ア）又は（イ）と同一の状態にある者

（ウエ）被災を受け、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失した者

（エオ）流通の途絶により食品が確保できない者

###### イ 炊出しその他による食品給与の実施方法

（ア）炊出しは、避難所内及びその近くの適当な場所を選んで実施し、適当な場所がないときは、飲食店又は旅館等を使用する。

（イ）食品の給与に当たっては、現に食し得る状態にある物を給すること。（原材料（小麦粉、米穀、醤油等）及び現金食券を支給することは災害救助法の趣旨に反し認められない。）

（ウ）食品の給与は、産業給食（弁当等）によっても差し支えない。

（エ）乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によっても差し支えない。

（オ）炊出しの実施に支出できる費用は、主食、副食及び燃料費の経費として1人1日あたり内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

###### ウ 炊出し及び食品の給与の期間

特別な事情がない限り、災害の発生の日から7日以内の間とする。

###### エ 費用の負担

被災者に対する炊出し、その他による食料品の供給に要する費用は、主食費、副食費及び燃料費としての1人1日あたりの費用は市長が定める。又、災害救助法の適用により、県から炊出し、その他による食品の給与を委任され、市がこれを行った場合の費用は県が負担する。

##### （2）市の措置

###### ア 県への情報提供等

知事の委任に基づく災害救助法の規定による炊出し、その他の食品の給与に着手した場合は、市長は速やかにその概要を福祉保健部福祉保健企画課に情報提供し、必要な指示を受けるものとする。

###### イ 帳簿等の備え付け等

市長が知事の委任に基づき炊出しその他の食品を給与する場合は、その責任者を指定する

とともに、炊出し等の各現場に実施責任者を定め、おおむね次の帳簿等を備え必要な事項について記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

（ア）救助実記録日計表

（イ）炊出し、その他による食品給与用物品受払簿

（ウ）炊出し給与状況

（エ）炊き出しその他による食品給与に関する証拠書類

ウ 市が独自に行う食品の給与

市が行う独自の炊き出し、その他の食品の給与（災害救助法の適用がない場合）を実施する必要がある場合においては、前（1）に掲げる給与基準、方法に準じて行うものとする。ただし、これらの費用は、市の負担とする。



## 第4節 給水

災害発生による断水等のため、飲料水及び生活用水を得ることができない者に対する給水に関し、必要な事項について定める。

### 1 給水の責任体制等

#### (1) 給水の責任体制

被災地住民に対する給水は、市が実施（災害救助法が適用された場合は、県の委任に基づき実施）するものとする。なお、市による給水が困難な場合は、県等に要請するものとする。

#### (2) 市による応急措置

ア 施設が破損したときは、破損箇所から有害物質等が混入しないように処置するとともに、とくに浸水地区等で不適水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう一般に周知する。

イ 災害発生に際しては、取水、導水及び浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくするように努める。

ウ 取水、導水及び浄水施設が破損し、給水不能または給水不足となった区域に対しては、全力をあげて給水するとともに施設の速やかな復旧を図る。

エ 配水管の幹線が破損したときは、相当広範囲にわたり給水不能となるので、給水車を出動させる等の方法により給水を確保する。

### 2 給水活動の流れ

#### (1) 被災者に対する給水の必要性の判断

市は、以下の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。なお、飲料水の衛生状況の把握は、保健所に協力を求める。

ア 被災者の状況

イ 医療機関、社会福祉施設等の状況

ウ 通水状況

エ 飲料水の衛生状況

#### (2) 給水の実施

上記(1)で給水が必要と判断した場合、次の点に留意して給水活動を行う。

ア 給水場所、給水方法、給水時間等について、防災スピーカー、防災・行政ラジオ等を用いて市民に広報する。

イ 医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編制するなどして、迅速かつ的確な対応を図る。

ウ 自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティア団体との連携を可能な限り図る。

エ 災害救助法の適用がなく、市が独自に給水を行う場合は、災害救助法が適用された場合の給水に準じて給水を行うものとする。

### 3 給水の方法

（1）飲料水

- ア 給水車（給水タンクを積載したダンプ）による給水
- イ ろ水器による給水
- ウ ペットボトル等水入り容器を運搬して行う給水

（2）生活用水

- ア 学校プールその他適当な場所への貯水
- イ 「佐伯市津波災害等緊急時の生活用水MAP」等、登録された一般開放井戸の利用
- ウ 浄水剤の支給による給水

**4 災害救助法に基づく措置**

災害救助法が適用され、県知事の委任に基づく飲料水の供給を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- （1）救助実施記録日計表
- （2）飲料水の供給簿
- （3）給水用機械器具燃料、ボトル水及び浄水用薬品資材受払簿
- （4）飲料水供給のための支払証拠書類

## 第5節 被服寝具その他生活必需品給与

被災者に対する日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の生活必需品の一時的な給与又は貸与に関する事項について定める。

### 1 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与の責任体制

被災者に対する被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、第一順位としては市が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく）。県は、市の活動状況を把握し適切な支援を行うほか、市が実施困難な場合に直接これを実施する。その他の防災関係機関は、市及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。

### 2 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与の流れ

#### （1）被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断

市は、以下の情報を収集し、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断を行う。

- ア 被災者の状況
- イ 医療機関、社会福祉施設の状況

#### （2）被災者に対する給与又は貸与の実施

市は、（1）で必要とされた被服寝具その他の生活必需品を、備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与又は貸与を実施するために以下の措置をとる。

##### ア 所要品目、量、運搬ルート等の情報管理

物資支援対策部救援物資・資機材班は、被服寝具その他の生活必需品の給与又は貸与に関する情報を集約し、必要に応じて関係対策部に協力を求めるとともにその進行管理を行う。

なお、情報の集約に当たっては、自衛隊、消防、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は関係機関で共有する。

##### イ 給与又は貸与

###### （ア）備蓄物資による給与又は貸与

市が備蓄している物資により実施する。

###### （イ）（ア）以外の物資の給与又は貸与

以下により実施するものとし、必要に応じて義援物資の受け入れ及び日本赤十字社又は民間団体が行う支援との調整を図る。

###### a 流通在庫による給与又は貸与

市があらかじめ流通業者と締結した協定等に基づき、配備受援対策部救援物資・資機材班が実施する。

###### b 県及び他市町村への応援要請

「第3部第2章第7節 応援要請」に準ずる。

##### ウ 給与又は貸与の体制（集積・輸送・交付）

救助物資の給与又は貸与活動は、おおむね次の基準により実施する。

###### （ア）配備受援対策部

- a 救助物資の給与又は貸与と活動の総合的な連絡調整及び指導を行うこと。
  - b 救助物資の配分及び輸送に関すること。
  - c 備蓄救助物資の放出と物資集積場（輸送計画による場所）までの輸送を行うこと。
  - d 調達した物資の物資集積場までの輸送を行うこと。
- (イ) 地区災害対策本部
- a 指示に基づく不足物資の調達を行うこと。
  - b 救助物資の配分及び輸送に関すること。
  - c 備蓄救助物資の放出、所管物資調達地における救助物資の調達及び物資集積場までの輸送を行うこと。
  - d 所管地区の要請により、救援物資の給与及び貸与について支援を行うこと。
- (3) 県における給与又は貸与の実施
- 市のみでは被服寝具その他の生活必需品の給与又は貸与が困難と判断される場合は、県は備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与又は貸与を実施する。

### 3 災害救助法が適用された場合の措置

#### (1) 実施体制

ア 災害救助法が適用された場合、市は県の地区災害対策本部（南部振興局）と連携して、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量を把握し、県福祉保健部福祉保健企画課に情報提供する。

イ 県福祉保健部福祉保健企画課は、3(2)に基づく給与又は貸与を実施する。

#### (2) 給与又は貸与の基準

救助物資の給与又は貸与の基準は、おおむね次のとおりとする。

##### ア 給与又は貸与の対象者

(ア) 災害により住家に被害を受けた者（住家の被害は全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水をいう。）

(イ) 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財をそう失した者

(ウ) 被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

##### イ 給与又は貸与品目

(ア) 被服、寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

(イ) 日用品

石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、女性用品、乳幼児用品等

(ウ) 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

(エ) 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

##### ウ 給与物資の配分基準

それぞれの物資の価格に応じて定めるものとする。

エ 給与又は貸与の限度額

1 世帯あたりの救助物資の給与又は貸与額は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

オ 給与又は貸与の期限

特別な事情のない限り災害発生の日から 10 日以内に給与又は貸与を終るものとする。

(3) 帳簿等の整備

罹災者に対し、救援物資を給与又は貸与した場合には、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

ア 物資購入（配分）計画表

イ 物資受払簿

ウ 物資購入及び支払証拠書類

4 その他災害時の適用による救助物資の給与又は貸与

災害救助法の適用を受けない災害の発生時においては、県は、おおむね次の基準により被災者に対し救助物資を給与する。

(1) 給与の対象者

災害により住家が全壊、全焼、流失、及び半壊、半焼及び床上浸水の被害を受けた者

(2) 給与実施基準

(1) の災害を受けた世帯が市町村の人口に応じて下表の数に達する場合であり、本市においては 26 世帯である。

市町村の人口	15,000 人未満	15,000 人以上 30,000 人未満	30,000 人以上 50,000 人未満	50,000 人以上 100,000 人未満	100,000 人以上	備考
被災世帯	10	17	20	26	33	被災市町村の実情により世帯数の増減を行うことができる。

(3) 給与の限度額

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成 25 年度内閣府告示第 228 号）第 1 章第 4 条 3 のイ及びロに定める支出できる費用の範囲内とする。

(4) その他必要な事項は、災害救助法の規定による救助物資の給与又は貸与の基準に準ずる。

5 その他の防災関係機関が実施する救助物資の給与又は貸与

(1) 日本赤十字社大分県支部は、その保管する救援物資を被災者に対して配付するものとする。

ア 保管場所

大分市千代町 2 丁目 3 番 31 号 日本赤十字社大分県支部倉庫

イ 対象者

(ア) 災害により住家が全壊・全焼・流失及び半壊・半焼・床上浸水等の被害を受けた被災者

(イ) 避難所に避難した被災者

ウ 保管品名

毛布、タオル、タオルケット（夏期）、バスタオル、救急セット、ブルーシート

（2）その他の防災関係機関においても、当該機関が保管し、管理する救助物資を積極的に放出して県又は市が実施する被災者の保護に協力するものとする。

## 第6節 医療活動

避難生活や医療機関の機能麻痺が長期化した場合、県をはじめとする防災関係機関は被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。その場合、「第3部第3章第5節救急医療活動」に基づく超急性期の医療活動から、それ以降の急性期や慢性期（おおむね発災から72時間以降）の活動にスムーズに移行できる体制を講じるとともに、以下の点に留意した対策を講じる。

### 1 被災地における医療ニーズのきめ細かな把握

福祉保健対策部医療活動支援班は、次の情報の収集に努め、医療救護活動を迅速・的確に推進する。

- (1) 避難所及び被災地域における医療ニーズ
- (2) 医療機関、薬局の状況
- (3) 電気、水道の被害状況、復旧状況（第3部第2章第5節参照）
- (4) 交通確保の状況（第3部第2章第13節参照）

### 2 医療救護活動の実施

福祉保健部医療活動支援班は、超急性期からの医療活動を必要に応じ継続させるとともに、それ以降の急性期や慢性期における医療活動にスムーズに移行させるため調整を行う。

#### (1) 災害医療対策

福祉保健対策部医療活動支援班は、超急性期からの医療活動を必要に応じ継続させる。また、急性期や慢性期における医療活動にスムーズに移行させるため、佐伯市医師会に対し、予め登録した急性期から慢性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの県庁（災害医療対策本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等））へ派遣を要請し、超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの調整業務等を引き継ぐ。なお、必要に応じて災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターから医療救護活動について助言を得る。

#### (2) 医療救護班等の派遣・調整

市が確保した医療支援チームでは十分な医療活動が実施できないと判断したときは、県日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院へ医療救護班の派遣を要請するほか、大分県看護協会、及び大分県薬剤師会及び大分災害リハビリテーション推進協議会等に対し支援チームの編成・派遣を要請する。

#### (3) 医療救護班の調整

市は、県地区対策本部保健所班、佐伯市医師会と連携して被災地内の医療救護班の調整等を行う。

#### (4) 災害派遣精神医療チームの派遣

市は必要に応じ、精神科医、看護師等からなる災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成・派遣について、県に要請する。

### 3 医療救護活動情報の集約及び広報・相談活動の実施

福祉保健対策部医療活動支援班は、以下の情報を集約の上、広報班を通じて報道機関に広報を依頼し、一般に広報する。

- (1) 医療機関の被災状況、稼働状況
- (2) 医療救護班の派遣及び医療救護拠点の設置状況
- (3) 現地での医薬品、人員等の確保状況
- (4) 医療救護活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況
- (5) 負傷者の発生状況
- (6) 移送が必要な入院患者の発生状況
- (7) 透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等難病患者への医療体制確立状況



## 第7節 保健衛生活動

災害後の生活環境等の急変・悪化による疾病予防に関する事項について定める。

### 1 保健衛生活動の責任体制

災害後の生活環境等の改善に関する活動は、市が実施するものとする。ただし、市のみではこれを実施することが困難な場合には、県に協力を求めて実施するものとする。

### 2 保健衛生活動の実施体制

#### （1）被災地での公衆衛生ニーズの把握

市は、県（災害対策本部福祉保健医療部、県地区災害対策本部保健所班等）と連携して以下の公衆衛生ニーズを把握し、関係機関へ連絡する等必要な対策をとる。

##### 【把握する公衆衛生ニーズ】

- ア 被災者及び災害業務に従事する職員等の身体的（栄養状態含む）・精神的健康状態
- イ 避難所における医療ニーズ
- ウ 避難所にいる要配慮者の数
- エ 食料や飲料水の供給状態
- オ 医薬品や衛生物品、生活必需品の供給状態
- カ 避難所における廃棄物処理、し尿処理の実施状況
- キ 飲料水や電気、ガス等のライフラインの復旧状況
- ク 有害昆虫（ハエ等）の発生状況
- ケ トイレ等の衛生状態

### 3 保健衛生活動の実施

市は、県（保健所、災害時健康危機管理支援チーム等）と連携するとともに、被災者台帳を活用し以下の保健衛生活動を実施する。

#### （1）要配慮者への保健指導及び情報提供

要配慮者に対し必要な保健・医療・福祉の情報提供や保健指導を行う。

#### （2）健康相談

被災地（仮設住宅等を含む）における健康相談を行う。

#### （3）栄養指導対策

避難所等を巡回し、栄養士とともに、食品取扱者や被災者に対し栄養管理指導及び栄養に関する相談への対応を行う。

#### （4）健康教育（普及啓発）

感染症予防、食中毒予防、口腔ケア、栄養指導、エコノミークラス症候群、生活不活発病予防等の健康教育を実施する。

#### （5）家庭訪問

被災地（仮設住宅等を含む）における家庭訪問を行う。

#### 4 防疫活動の実施

##### （1）防疫活動の実施

市は、3項で把握した情報から判断し、防疫活動が必要と認めるときは、衛生班を編成し、県（県地区災害対策本部保健所班、災害時健康危機管理支援チーム等）と協力し以下の防疫活動を実施する。

（2）保健所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条第2項に基づき、感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所について消毒を市に指導し、市において実施する。

#### 5 保健衛生活動情報の集約及び公表

市は、保健衛生活動に係る情報（以下「保健衛生活動情報」という）をそれぞれ集約した上で以下の活動を行う。

##### （1）広報

保健衛生活動情報の広報を、広報班を通じて報道機関に依頼し、一般に広報する。

##### （2）県等への報告

収集した保健衛生活動情報を、県等必要な機関へ報告する。

#### 6 市が実施する防疫及び清掃

市は、被災地域の防疫及び清掃を実施するものとする。

特にこの計画に基づき、知事が疾病のまん延予防上必要と認めて予防接種を受ける者の範囲及び期日を指定し要請した場合、緊急な臨時予防接種を実施するものとする。

## 第8節 廃棄物処理

風水害等により、大量の災害廃棄物が発生した場合や処理施設に多大の被害を受け稼働不能な場合には、特に次の措置を講じ廃棄物処理に万全を期すものとする。

### 1 塵芥処理

市は、「佐伯市災害廃棄物（ごみ）処理計画」により、ごみ処理体制の整備を図るものとする。具体的な処理については、今後策定する「災害廃棄物処理モデルマニュアル」によるものとする。

#### （1）「佐伯市災害廃棄物（ごみ）処理計画」の骨子

災害時には、通常のごみに加え、一時的に家具等の大量の粗大ごみ及び災害廃棄物が排出されるため、排出量に対応した仮置場の確保、交通途絶となった場合の収集運搬手段、ごみ収集への周知活動などのごみ処理体制の整備を図るものとする。

#### （2）災害廃棄物の種類

木くず（流木を含む。）、コンクリートがら等、金属くず、可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物、津波堆積物、廃家電、廃自動車、廃船舶、有害廃棄物、その他適正処理が困難な廃棄物、生活ごみ、避難所ごみ、し尿。

#### （3）災害廃棄物（ごみ）処理基本計画の内容

- ア 組織体制・指揮命令系統
- イ 情報収集・連絡
- ウ 協力・支援体制
- エ 災害廃棄物処理
- オ 市民等への啓発・広報

#### （4）収集運搬体制の整備

ごみの収集運搬作業にあたっては、あらかじめ防災関係機関等との連携の基に、効率的な収集ルートを検討する。ごみ収集運搬作業にあたっては、市所有の車両及び人員の不足する場合も予測されることから、災害時運搬手段の確保を図るものとする。

### 2 し尿処理

「佐伯市災害廃棄物（し尿等）処理計画」を定め、浸水家屋及び避難所等のし尿等の収集運搬、また佐伯市終末処理場又はクリーンセンターが稼働不能となった場合における処理及び体制の整備を図る。

#### （1）「佐伯市災害廃棄物（し尿等）処理計画」の骨子

災害時には、通常やし尿及び浄化槽汚泥に加え、浸水した家屋等のし尿等及び避難所における仮設トイレの収集運搬及び処理が必要になる。そのため、仮設トイレの必要数の把握、収集業者の協力体制の構築、また施設が稼働不能になった場合の対応を整備するものとする。

#### （2）災害廃棄物（し尿等）の種類

し尿、浄化槽汚泥、その他

#### （3）災害廃棄物（し尿等）処理基本計画の内容

- ア 浸水家屋のし尿等収集運搬体制の整備

- イ 仮設トイレの設置数の必要数の把握
- ウ 仮設トイレの収集体制の整備
- エ 浸水家屋の消毒作業体制の整備

（4）し尿等の収集体制の整備

災害時に浸水した家屋のし尿等の収集体制の整備、仮設トイレ、避難所のし尿収集体制の整備を図るものとする。

また、し尿等の収集運搬作業については、市内の許可業者による協力体制を構築するものとする。

3 へい獣処理

へい獣の処理は、県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者によって、焼却等適当な方法で処理する。

4 障害物の除去

市は、災害のため道路等に排出された土砂、立木等の除去及び日常生活に欠かすことのできない場所に運び込まれた障害物の除去を行う。（災害救助法適用の際は県知事からの委任に基づく）  
障害物の除去の対象は、次の各号に該当する場合で市長が必要と認めるときとする。

- ア 障害物のため、日常生活が営み得ないか、又は一時的に居住できない状態であること。
- イ 自らの資力をもってしても障害物の除去ができない者であること。
- ウ 災害により住宅が半壊又は床上浸水の被害を受けた者であること。

5 広域処理の支援要請

災害廃棄物は一般廃棄物であり、一義的な処理主体は市であるが、エコセンター番匠及びクリーンセンターにおいて廃棄物処理が長期にわたって困難となる場合には、県、関係機関及び周辺自治体に対して広域処理の支援要請を行い、衛生的かつ迅速な廃棄物処理を行うものとする。

## 第9節 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び搜索

災害により、行方不明になった者の搜索、遺体の処理及び埋・火葬について、的確に実施するため、消防、警察機関との連携のもと対策に万全を期するものとする。

### 1 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬体制の責任体制

行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬等については、県、警察機関・消防及びその他の防災関係機関が、相互に緊密な連絡と、迅速な措置によって行うものとする。

### 2 行方不明者の搜索（消防対策部、総合調整部、地区対策部）

#### （1）行方不明者の届出の受理及び市等への通報

警察官及び海上保安官は、行方不明者の届け出の受理を行ったのち、市本部及び関係機関への通報連絡にあたる。

#### （2）行方不明者の搜索

ア 行方不明者の搜索、救出活動は、消防本部・署及び消防団、警察、海上保安庁、自衛隊派遣部隊等の防災関係機関が連携を密にし、それぞれの立場から迅速に実施するものとする。

イ 各地域の責任者は（振興局長）は、行方不明者の搜索、救出活動又は後方活動を市本部に報告するとともに、必要に応じて関係機関・業者・団体等の協力を要請するものとする。

ウ 市本部長は、救急搬送の実態を踏まえ、大規模災害時に病院選定に支障をきたさないよう、関係各署と協議を行い、救急搬送体制を構築するものとする。

エ 市本部長は、所轄警察署と協議の上、あらかじめ指定した（各地域についても）公共建物等に遺体取り扱い施設を選定しておき、災害時に関係機関と協力して運営にあたるものとする。

オ 大型クレーン・バックホー等の建設機械は、人命救助等に有効であり、その活用にあたっては、効率的に機能を発揮させるよう努めるものとする。

### 3 遺体の取扱い

#### （1）遺体の安置（検視前）

発見された遺体は、警察官、海上保安官と協議して適切な場所に安置する。身元不明人については、人相、所持品、着衣等の特徴を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の発見に努めるものとする。

#### （2）遺体の検視及び検案

ア 遺体は、死体取扱規則又は検視規則等に基づき、速やかに警察官、海上保安官の検視に付すものとする。

イ 医師等により、遺体の検案を行うとともに、必要な処理を行うものとする。

ウ 検視及び検案に必要な医療関係者等の確保に努め、確保が困難な場合は、県に通報し、協力を求めるものとする。

#### （3）遺体の安置（検視後）

ア 遺体の安置所を設置するものとする。

イ 検視及び検案が終了した遺体を安置所に移送し納棺するものとする。

ウ 納棺した遺体について死体処理票及び遺留品処理票を作成するとともに、「氏名札」を貼付するものとする。

エ 生活再建支援対策部衛生廃棄物班は、引取りの申し出があったときは、死体処理票によって整理の上、引き渡すとともに、埋・火葬許可証を発行するものとする。

#### 4 遺体の埋・火葬

- (1) 遺体の埋・火葬は市（生活再建支援対策部衛生廃棄物班）が実施する。市のみで埋・火葬が困難な場合は、大分県広域火葬計画（平成27年1月策定）に基づき、県に協力を求め、広域火葬を実施する。
- (2) 保健医療対策部衛生廃棄物班は、各火葬場の稼働状況を把握し、適切・かつ速やかに埋・火葬が行えるよう対応が可能な火葬場へ搬送するものとする。
- (3) 地区災害対策本部は、各々の地域の遺体の埋・火葬に関する情報を生活再建支援対策部衛生廃棄物班に報告をする。
- (4) 生活再建支援対策部衛生廃棄物班は、被災時における速やかな埋・火葬を行うため、災害時火葬計画を策定し、安全かつ衛生的、また速やかな作業が行えるよう体制を整備する。
- (5) 災害により死亡した者で住所、氏名が不明で、遺体の引取人がない場合には、災害救助法が適用される場合を除き、「佐伯市行旅病人、行旅死亡人等の取扱いに関する規則」により処理する。

#### 5 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬に関する情報の集約・広報

- (1) 行方不明者の搜索、遺体の取扱いに関する情報の集約・広報  
総合調整部は、遺体、行方不明者に関する情報を集約し、警察本部及び県に報告をする。
- (2) 埋葬に関する情報の集約・広報  
各地区災害対策本部は、各地区における埋・火葬に関する情報を生活再建支援対策部衛生廃棄物班に報告する。生活再建支援対策部衛生廃棄物班は、埋・火葬に関する情報を集約し、総合調整部に報告する。総合調整部は、県に報告をする。
- (3) 安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表  
県や市、防災関係機関が緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針（令和5年8月29日伺定）」に基づいて行うものとする。

#### 6 災害救助法適用に関する事項

- (1) 災害救助法が適用された場合、県知事の委任に基づき福祉保健対策部が救助法手続き総合窓口となり実施するものとする。

##### ア 遺体の搜索

##### (ア) 搜索する遺体の範囲

災害により現に行方不明の状況にあり、かつ各般の事情によりすでに死亡していると推定される者（死亡した者の住家の被害状況及び死亡の原因を問わない。）

（イ）支出する費用

- a 船艇その他搜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費（直接搜索作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費が認められる。）
- b 搜索のため使用した機械器具の修繕費
- c 搜索のため機械器具を使用する場合に必要な燃料費
- d 搜索作業のため必要な照明器具等の燃料費

（ウ）支出費用の限度額

当該搜索地における実費

（エ）搜索の期間

特別な事情のない限り災害発生の日から10日以内とする。

（2）遺体の取扱い

ア 処理する遺体の範囲

災害に際し死亡した者

イ 遺体の処理内容

（ア）遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

（イ）遺体の一時保存

（ウ）遺体の検案

ウ 支出する費用の限度

（ア）遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

（イ）遺体の一時保存のための費用は、既存建物を利用する場合は当該建物の借上費の通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、毎年度、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

（ウ）検案は、一般開業医等に依頼し、費用は市が別に定めた額の範囲内とする。

エ 遺体の処理期間

遺体の処理期間は、災害発生の日から10日以内とする。

（3）遺体の埋葬

ア 埋葬を行う範囲

（ア）災害時の混乱の際に死亡した者

（イ）災害のため埋葬を行うことが困難な場合

イ 埋葬の方法

応急的な仮葬とし、土葬又は火葬の別を問わない。なお、棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給あるいは火葬、土葬又は納骨等の役務の提供により行うものとする。

ウ 埋葬費の限度額

埋葬による経費は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

エ 埋葬の期間

埋葬の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

（4）市が行う事項

消防対策部又は生活再建支援対策部は、県知事の委任に基づき遺体の搜索、取扱い及び埋葬

を実施した場合、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- ア 救助実施記録日計表
- イ 遺体の搜索状況記録簿
- ウ 搜索機械器具燃料受払簿
- エ 埋葬台帳
- オ 遺体処理台帳
- カ 遺体搜索用関係費、遺体処理費、埋葬費支出証拠書類



## 第10節 住宅の供給確保

災害により住家が滅失し、罹災者で自らの資力で住宅を確保することができない者に対する応急的な仮設住宅の建設、又は半焼、半壊の被害を受けた罹災者で自らの資力で応急修理をなし得ない者に対する応急修理の計画は、本節の定めるところによる。

### 1 住宅の供給及び居住の確保措置の実施責任体制

罹災世帯に対する住宅の供給及び居住確保措置は、第一順位としては市がこれを実施する。ただし、次の場合は主として知事が市長その他の関係機関に協力を求めてこれを実施するものとする。

- (1) 災害救助法の適用による応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理及び障害物の応急的な除去。
- (2) 次の各号に該当する場合における災害公営共住宅の建設
  - ア 被害地全域において住宅500戸以上が滅失した場合、若しくは200戸以上が焼失した場合
  - イ 本市の区域内で住宅200戸以上又は住宅戸数の1割以上が滅失した場合

### 2 住宅の供給及び居住の確保の方法

住宅の供給及び居住の応急確保措置は、おおむね次の方法により実施する。

- (1) 住宅の滅失した世帯に対する応急仮設住宅の設置及び災害公営住宅の建設
- (2) 住宅が半壊若しくは半壊又は半壊に準ずる程度の損傷（準半壊）の被害を受け、居住できない世帯に対する破損箇所の応急修理
- (3) 住宅の日常生活に欠くことのできない場所に、土石、竹材等の障害物が流入したため居住できない世帯に対する、障害物の応急的な除去
- (4) 応急仮設住宅の確保及び住宅の応急修理のため、プレハブ建築協会など応援協定の締結を推進するとともに、災害時に必要な場合には関係団体の協力を得るものとする。

### 3 市が実施する住宅の供給及び居住の確保措置

市が実施する住宅の供給及び居住確保措置は、次の方法により実施する。

- (1) 住宅ニーズの把握
  - ア 社会基盤対策部住宅確保対策班は、県と協力して住宅を失った世帯の住宅ニーズを把握する。
  - イ 社会基盤対策部住宅確保対策班は、把握した住宅ニーズへの対応方針を決定する。
- (2) 災害救助法の規定による応急仮設住宅の供給及び確保
  - ア 建設型仮設住宅の設置
    - 災害救助法が適用された場合は、市が設置箇所（公有地）の提供を行い、県が原則として設置者となる。
    - ただし、県から市に委託があった場合、下記により設置する。
  - (ア) 設置の基準
    - 構造及び規模等の概要は次のとおりとし、一戸建、長屋建又はアパート式のいずれかにより建設型仮設住宅を建設する。

- a 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、建面積 29.7 m<sup>2</sup>（9坪）を目安とする。
- b 1戸当たりの費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
- c 設置場所は事前に住環境等を考慮し、市が選択した場所とする。なお、県保有地を含め公共用地等なるべく借地料等を必要としない場所を選択する。  
また、学校の敷地を設置場所とする場合は、学校の教育活動に十分配慮するものとする。
- d 設置方法は、請負工事又は直営工事（労務借上）リースや買取などにより実施する。
- e 建設型仮設住宅の設置は、遅くとも災害発生の日から20日以内に着工するものとし、できる限り速やかに完了させるものとする。

（イ）供与する世帯の受付及び供与基準

社会基盤対策部住宅確保対策班は、建設型仮設住宅を供与する世帯の受付を行い県知事へ提出するものとする。また、供与の対象となる世帯については次のa～cのいずれも該当する世帯とする。

- a 住家が全壊、全焼又は流出した世帯
- b 居住する住家がない世帯
- c 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない世帯

（ウ）福祉仮設住宅の供与

要配慮者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合、次のように老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

- a 段差解消のためのスロープ及び手すりの設置等、高齢者、障がい者等の安全及び利便に配慮する。
- b 老人居宅介護等支援事業等による生活援助員等の支援や入居者の互助を図られ易くするため、生活援助員室や共同利用を前提とした仕様とすることができる。
- c 被災者に供給される部屋数をもって建設型仮設住宅の設置戸数とする。

イ 借上型仮設住宅

- a 借上型仮設住宅1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて建設型仮設住宅に準じるものとする。
- b 借上型仮設住宅の借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介事業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。
- c 借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。

（3）応急仮設住宅の運営管理

社会基盤対策部住宅確保対策班は、応急仮設住宅の運営管理を実施する。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、また入居者のコミュニティの場となる空間の提供を行い、その形成につなげるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

（4）応急仮設住宅の供給期間

設置工事が完了した日から2か年以内とする。ただし、激甚災害指定を受けた場合はこの限りではない。

（5）住宅の応急修理

社会基盤対策部住宅確保対策班は、災害により住家が被災し、自らの資力で応急修理を行うことができない者の住宅の応急修理を以下により実施する。

（ア）応急修理の基準

- a 応急修理の面積については特にその制限はないが、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことができない最小限の部分とする。
- b 応急修理は、大工又は技術者等による修理若しくは請負工事によって実施する。
- c 応急修理は、災害発生の日から1か月以内に完了するものとする。
- d 応急修理に要する1戸あたりの費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

（イ）応急修理を受ける世帯の受付

社会基盤対策部住宅確保対策班は、応急修理を受ける世帯の受付を行うものとする。また、応急修理を受けることのできる世帯の基準は次の各号とする。

- a 災害のため住家が半焼又は半壊した世帯
- b 当面の日常生活が営み得ない世帯
- c 自らの資力で応急修理ができない世帯

（6）住居又はその周辺の障害物の除去

社会基盤対策部住宅確保対策班は、災害救助法が適用された場合、下記により応急的な除去について必要な措置を行うものとする。

（ア）障害物の除去の基準

- a 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の応急的な除去とする。
- b 1戸あたりの除去費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
- c 除去の方法は、技術者又は人夫等による除去若しくは請負工事による除去とする。
- d 除去の実施は、災害の発生から10日以内に完了するものとする。

（イ）障害物の除去を受ける世帯の受付

社会基盤対策部住宅確保対策班は、障害物の除去を受ける世帯の受付を行うものとする。また、障害物の除去を受けることのできる世帯の基準は次の各号とする。

- a 災害のため住家が半壊又は床上浸水した世帯
- b 当面の日常生活が営み得ない世帯
- c 自らの資力で障害物の除去ができない世帯

（7）障害物除去等に伴う市の措置

社会基盤対策部住宅確保対策班は、災害救助法適用によって、住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去を実施した場合は、次の帳簿

等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。県からの委託を受けた場合も同様とする。

- (ア) 救助実施記録日計表
- (イ) 障害物除去の状況
- (ウ) 障害物除去費支出関係証拠書類

#### (8) 災害公営住宅の建設

公営住宅法第8条及び激甚法第22条第1項による災害公営住宅の建設は、社会基盤対策部住宅確保対策班が次により実施する。

##### ア 建設戸数の基準

- (ア) 公営住宅法による建設の場合は、滅失した住宅の戸数の三割に相当する戸数まで
- (イ) 激甚法による建設の場合は、滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数まで

##### イ 建設仕様等の基準

建設のための仕様等の基準は、公営住宅等整備基準（平成23年国土交通省令第103号）等による。

##### ウ 入居世帯の決定

災害公営住宅の入居世帯は、おおむね次の各号に該当する世帯のうちから市長（本部長）が関係法令に基づき決定する。

- (ア) 住宅が全壊、全焼又は流出した世帯であること。
- (イ) 居住する住家がない世帯又はあっても著しく不便、不衛生な状態にある世帯であること。
- (ウ) 自らの資力で住宅を確保することができなかった世帯であること。
- (エ) 応急仮設住宅に入居できなかった世帯であること。
- (オ) 規定の賃借料を納入できる世帯であること。

#### 4 災害時応援協定の締結

仮設住宅（みなし仮設含む）の確保及び住宅の応急修理のため、プレハブ建築協会などと応援協定の締結を推進するとともに、災害時に必要な場合には関係団体の協力を得るものとする。

#### 5 被災住宅の被害調査の対応

被災住宅の被害調査は、住宅の早期復旧・復興の観点から迅速着手し、実施していく必要がある。そのため、必要に応じて「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」に基づき応援を要請する。

また、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住家に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

## 第11節 文教対策

風水害等のため、教育施設及び設備が被災し、また避難施設として使用され、通常の学校教育を行えない場合に緊急に対応する措置は、次に定めるところ及び「佐伯市教育委員会防災計画」により実施するものとする。

### 1 文教対策の実施責任体制

教育施設及び設備の応急措置は第一順位としては学校（園）長が保護者をはじめとするPTAなど関係機関等の協力を求めて実施し、第二順位として市立の学校にあっては市教育委員会が、県立学校にあっては文教対策部学校教育班がこれにあたるものとする。

また、市及び県は、それぞれの教育委員会や私立学校設置者の実施する応急措置の実施を援助し、調整しその他必要と認める措置を講ずるものとする。

### 2 学校等が実施する応急措置

#### （1）登下校の対策

災害が発生し、又は発生が予想される場合に学校（園）長は、教育委員会と協議のうえ、必要に応じて休校措置をとるものとする。休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を児童生徒等並びにその保護者に徹底するものとする。

帰宅させる場合は、注意事項を十分児童等に徹底するとともに、保護者等と密接な連携のうえ必要な対策を講じる。

#### （2）被災状況等の連絡

学校（園）長は、災害による教育施設の被災状況、児童生徒等の被災状況、学校職員の被災状況、避難所としての使用状況等を迅速に調査把握し、適宜、教育委員会に連絡をする。

#### （3）教室の確保

学校（園）長は、必要な教室等を確保するため、次の措置を講ずるものとする。

ア 簡単な修理により使用可能な教室は、速やかに応急修理を行う。

イ 災害のため使用できない教室に代えて、特別教室、体育館等の利用を考慮する。

ウ 必要に応じて、学年や学級を合同にした授業等を実施する。

#### （4）安全確保措置

児童生徒等の安全対策について、警察署、消防署、医療機関等の関係機関及び保護者と密接な連携のうえ、次の措置をとるものとする。

ア 避難を行い、安全を確保した後、被災状況を勘案し、学校等の管理下での避難を継続するか否かの判断を行う。

イ 負傷者の確認と応急措置を行い、必要に応じ医療機関に要請し安全を図る。

ウ 通学路等の被災危険箇所の把握に努めるとともに、必要に応じて立入禁止の表示、監視員の配置、集団登下校などの措置を行う。

#### （5）保健衛生措置

児童生徒等の感染症、食中毒等の集団的な発生の防止を図るため、必要に応じて、次の措置をとるものとする。なお、学校等での実施が困難な場合は、必要に応じて保健所等に協力を求める。

- ア 保健衛生管理の実施
- イ 給食の調理従事者に対する健康診断、検便の実施及び身体、衣服の清潔保持
- ウ 校舎内外の清掃及び消毒の実施
- エ 飲料水の監視
- オ 必要に応じて、保健室におけるカウンセリング体制を確立する。

### 3 教育委員会が実施する応急措置（文教・避難所対策部、福祉保健対策部）

#### （1）教室の確保

- ア 校舎の全部又は大部分が使用不能な場合は、公民館、集会場等公共施設の利用又は隣接学校の校舎等を確保する。
- イ 広範囲にわたる激甚な被害のため、前記措置をしがたい場合は、応急仮設校舎を建設するものとする。

#### （2）教育職員の確保

教育職員に不足を生じた場合は、学校間における調整を行う。また、市内において不足を生じる場合は、県教育委員会に調整を要請するものとする。

#### （3）応急的に行う授業の実施

- ア 災害発生状況により授業が不可能な場合は、取りあえず臨時休業の措置をとる。
- イ 正規の授業が困難なときも、速やかに応急授業等を開始し、授業時間数の確保に努める。
- ウ 災害時の授業の実施にあたっては、児童生徒等の健康管理の徹底に努める。

#### （4）教材学用品の供給措置

教材学用品等の滅失、き損の状況を十分把握し、これらの負担を軽減する方法で供給措置を講ずるものとする。

災害救助法が適用された場合、市長は知事からの委任に基づき学用品の給与を行う。

その際の給与の規準及びその他必要な措置は次のとおりとする。

##### ア 給与の規準

###### （ア）給与の対象

学用品の給与は、住家の全壊・全焼・流失・半壊・半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒に対して行う。

###### （イ）給与の品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ教科書、文房具、通学用品とし、おおむね次のとおりとする。

###### a 教科書及び教材

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で市教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材。

###### b 文房具（ノート、鉛筆、画用紙、定規、消しゴム、クレヨン、絵具、筆、下敷等）

###### c 通学用品（運動靴、傘、カバン、長靴等）

###### （ウ）給与費用

学用品の給与費用は次の範囲内とする。

区 分	小 学 校	中 学 校
教科書及び教材	実 費	実 費
文房具通学用品	生徒又は児童1人当たりの学用品の給与に要する経費は、内閣総理大臣の定める規準の範囲内とする。	

(エ) 給与期間及び給与の方法

学用品の給与期間及び給与の方法は、特別な事情のないかぎり次のとおりとする。

教科書及び教材・・・災害発生の日から1箇月以内に現物を支給するものとする。

文房具通学用品・・・災害発生の日から15日以内に現物を給与するものとする。

イ その他必要な措置

市長が知事の委任に基づく学用品の給与を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

(ア) 救助実施記録日計表

(イ) 学用品の給与状況

(ウ) 学用品購入関係支払証拠書類

(エ) 備蓄物資払出証拠書類

(5) 転校・転園措置及び進路指導

ア 各学校等は、転校・転園を必要とする児童生徒等の状況を速やかに把握し、市教育委員会と協力して速やかな転校・転園措置を講ずる。

イ 各学校等は、被災児童生徒等の進級、卒業（園）認定及び進学並びに就職に関して児童生徒等の状況を十分把握し、市教育委員会と協力し、速やかな措置を講ずる。

(6) 奨学補助措置

奨学資金の貸与に関しては、市奨学金貸付制度にて特別措置を行う、また、(財)大分県奨学会に特別措置を要請する。

## 第12節 被害調査

### 1 被害状況の現地調査

災害時における被害状況の現地調査は、災害対策を行う上での基礎資料となるもので、迅速的確な対応が求められる。

調査は、災害の種別・規模等により関係機関の協力を得るなど対応は異なるが、応急対策部応急調査班及び生活再建支援対策部被害認定調査班は、災害発生後速やかに、おおむね次の区分により現地調査を行う。

#### (1) 応急被害状況調査（住家被害認定調査を除く）（応急対策部応急調査班）

- ア 死者
- イ 行方不明者
- ウ 負傷者
- エ 建物被害の有無（被害状況の写真撮影）
- オ 建物浸水被害の有無（浸水痕跡の写真撮影）
- カ その他、災害対策本部の指示によるもの

#### (2) 罹災証明書交付申請にともなう住家被害認定調査（生活再建支援対策部被害認定調査班）

- ア 住家被害状況（全壊、半壊、床上浸水など）
- イ 住家居住状況、世帯生計状況

### 2 被災現場及び災害対策本部との連絡調整に関すること

応急対策部応急調査班は、現地での目視あるいは被害写真などにより自ら調査した状況を総合調整部に報告する。

### 3 罹災証明書の発行ほか（被災者台帳システムの活用）

熊本地震の検証に基づき、大規模災害時に迅速な罹災証明書の発行、他市町村の相互支援・受援等の観点から県統一で導入される被災者台帳システムを活用し、生活再建支援対策部生活再建支援班は、罹災証明書交付申請窓口を設置し、被災者からの交付申請に対し、被害認定調査班による「住家被害認定調査」の実施に基づき速やかに罹災証明書を発行するものとする。

### 4 市税等の減免に関すること

地方税法及び市税条例に基づき、市税の減免について納税義務者に対して手続きを勧告するなど適切な措置を講ずるものとする。

### 5 市税の徴収猶予に関すること

地方税法第15条に定める市税の徴収猶予については、納税義務者の申請に基づき被災状況を考慮のうえ適切な措置を講ずるものとする。



## 第13節 社会秩序の維持

災害後の市民の生活を安定したものとするために行う社会秩序の維持に関する活動について定める。

### 1 社会秩序の維持に関する活動の責任体制

災害後の社会秩序の維持に関する活動は、警察が市その他の関係機関の協力を得て実施するものとする。

### 2 社会秩序の維持のための活動

警察署は、災害後の被災地の社会秩序を維持するため、次のような活動を実施する。

#### （1）困りごと相談所の開設

警察署に、困りごと相談所（外国人コーナーを含む。）を設置して、市民の心配や要望等の相談に応じ、事案によっては市その他関係機関との連絡調整を行う等当該事案の解決に努めるものとする。

#### （2）臨時交番等の設置

犯罪の予防その他被災地の治安を維持するため、臨時交番を設置し、又は移動交番車を配置する。

#### （3）防犯パトロールの実施

被災地域、避難所、仮設住宅、避難場所、食料倉庫、生活必需物資の貯蔵庫、金融機関、公共施設等の重点的な防犯パトロールを実施する。

#### （4）犯罪の取締り

災害の発生に伴う暴利販売、買占め、売り惜しみ等を企図する悪質業者等の経済事犯、凶悪事犯、粗暴事犯、暴力団の民事介入暴力事犯、窃盗事犯等の取締りを行い、市民の不安を軽減するとともに、社会秩序の混乱を防止する。

#### （5）地域安全情報等の広報

総務対策部情報対策班及び地区対策本部総務班を通じて、地域住民に対し地域安全情報の提供を行うとともに、流言飛語等が横行した場合は、正しい情報の伝達等を適宜行い、被災者が安心して生活できるように努める。なお、その際には、視聴覚障がい者や外国人にも適切に広報できるよう配慮するものとする。

## 第14節 被災動物対策

大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに避難所における動物同伴者への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、動物の保護や適正な飼育に関し、県（保健所等）との協力体制を構築するものとする。

### 1 被災地域における動物の保護

飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから市は、保健所、県獣医師会佐伯支部、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し、負傷又は放浪状態にある動物の保護を行うものとする。

### 2 危険動物の逸走対策

危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。

### 3 避難所における動物の保護

市は、避難所内に被災動物の飼育スペースの確保に努めるとともに、保健所に協力し、飼い主に対し避難した動物の飼育について、適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持について以下の措置を行う。

- (1) 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供等の調査、報告
- (2) 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の支援

### 4 被災動物救護対策指針

「大分県被災動物救護対策指針」に基づき、ペット同行避難訓練の実施など、県と連携しながらペット対策の取組を推進するものとする。

### 5 応急仮設住宅棟での対応

市及び県は、応急仮設住宅等における家庭動物の適正飼養の指導を行う。

## 第5章 社会基盤の応急対策

### 第1節 社会基盤の応急対策

## 第5章 社会基盤の応急対策

---

### 第1節 社会基盤の応急対策

#### 1 電気、ガス、通信、上下水道の応急対策

##### (1) 応急対策の基本方針

電気、ガス、電話に係る各事業所及び上下水道対策部は、各々の災害時対応計画に従い、早期復旧に努める。市及びその他の防災関係機関は、事業者等から要請があった場合は、その応急対策に可能な限り協力する。

##### (2) 災害発生時の連絡体制の確立

ア 九州電力送配電株式会社佐伯（三重・延岡）配電事業所、（社）大分県LPガス協会佐伯支部及び西日本電信電話株式会社大分支店等は、市が災害対策本部を設置した場合には、市との連絡担当者を指定して逐次連絡が確保できる体勢をとる。

イ 人身に係わる二次災害が発生するおそれのある場合、また発生した場合は、市のほか、警察機関、佐伯海上保安署に迅速に通報する。

##### (3) 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、ケーブルテレビ、チラシ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

##### (4) 応急対策にあたっての支援

市は、各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、市民向けの広報を行おうとする場合は、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介、あっせん並びにプレスルームの提供等を行い、迅速な応急対策を支援する。

また、以下の事項については各事業者から要請を受けた市及び関係機関は、可能な範囲で協力する。なお、各事業所は、市に紹介、あっせん等を求める場合、総合調整部に連絡する。

ア 道路に倒壊した樹木や飛来物の除去及び道路損壊箇所の仮復旧

イ 道路損壊等による孤立地区への復旧要員、資機材の輸送

ウ 復旧要員の宿泊、待機場所及び車両の駐車場としての学校等公共施設の貸与

エ 防災スピーカー、ケーブルテレビ、防災・行政ラジオ等による停電、復旧状況の広報

#### 2 道路、河川、都市公園、港湾、漁港、鉄道の応急対策

##### (1) 応急対策の基本方針

道路、河川、都市公園、港湾、漁港、鉄道に係る各管理者等は、各々の災害時対応計画にしたがい、早期復旧に努める。市及びその他の防災関係機関は、事業者等から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

##### (2) 災害発生時の連絡系統

「第3部第2章第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」に定めるところによる。

##### (3) 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各管理者等は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、ケーブルテレビ、チラシ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

（4）応急対策にあたっての支援

市は、各管理者等が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、市民向けの広報を行おうとする場合は、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介、あっせん並びにプレスルームの提供等を行い、迅速な応急対策を支援する。なお、各事業所は、市に紹介、あっせん等を求める場合、総合調整部に連絡する。

## 第4部 災害復旧・復興

第1章 公共土木施設の災害復旧

第2章 市民サポートセンターの設置

第3章 災害義援金の受入れ及び配分

第4章 被災者支援に関する各種制度の概要

第5章 財源確保の対策

第6章 激甚災害の指定

## 第1章 公共土木施設の災害復旧

---

被災公共土木施設等の災害復旧の促進並びにこれら施設の再度の災害発生防止等に関する施設の新設、又は改良事業は、この章の定めるところによって実施する。

### 1 災害復旧事業の施行の基本方針

災害復旧事業は、被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等不測の災害に備えるものとする。

### 2 公共土木施設災害復旧事業の推進

公共土木施設の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の趣旨等を踏まえ、緊要度を勘案の上災害復旧事業の促進を図るものとする。

なお、単独事業、補助事業及び直轄事業にかかる災害復旧事業についても短期間の完全復旧を実施するものとする。

また、高度な技術又は機械力を要する工事等で、工事実施体制や技術上の制約等により、これらの工事を的確に実施できない場合は、県と連携のうえ国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

市は、災害時、市が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事、かつ、河川の維持の実施体制等の地域の実情により、河川に係る維持を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

市は、港湾施設において、非常災害が発生した場合、当該非常災害の発生によりその機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

市は、海岸保全施設において、当該海岸保全施設が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、主務大臣の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

### 3 農林水産業施設災害復旧事業の促進

農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の趣旨に基づき、原則として発生年を含む3ヶ年で完了する方針のもとにそれぞれの事業主体において被災施設の災害復旧事業に努める。

### 4 その他の災害復旧事業の推進

公立学校施設をはじめ前各号に定める以外の施設の災害復旧事業についても、その緊要度を勘案のうえ、短期間での完全復旧に努める。

## 第2章 市民サポートセンターの設置

---

### 1 市民サポートセンターの設置

被災者及び被災事業者の自立を総合的に支援するため、本市では、必要に応じて、市民の災害に関する相談窓口である「市民サポートセンター」（以下「サポートセンター」という。）を設置する。

また、発災後の時間経過に応じて、申請、相談等の内容が予想されるため、被災者及び被災事業者が被災状況に応じて受けられることができる支援制度を容易に確認できるチェックリスト等を用意し、総合相談窓口において罹災証明書を発行するなど、被災者及び被災事業者が手続で混乱することがないように配慮する。

サポートセンターでは、おおむね次のような業務を行うこととするが、災害の規模や範囲に応じて業務内容の調整、下部組織の設置等運用にあたって柔軟に対応する。

#### （1）各種手続きの総合相談窓口

見舞金交付、資金貸付、税の減免等に関する手続及び相談や、中小企業者、農林漁業者への融資に関する手続及び相談を一元的に処理する。

また、被災者及び被災事業者のニーズに応じて県の相談窓口を併設することも検討する。

#### （2）各種専門分野での相談

医療、保健（精神保健を含む。）、福祉、住宅に関する相談を受ける（電話でも対応できるようにする。）。

#### （3）法律相談の実施

弁護士等の協力を得て、各種法律上の相談に応じる（電話でも対応できるようにする。）。

#### （4）情報の提供

自立を図る上での様々な情報を収集し、電話での照会及び報道機関、広報誌等を通じた広報により提供する。

### 2 被災者支援システムを活用した被災者台帳の整備及び県への情報提供の要請

#### （1）被災者の生活再建等のための被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、被災者支援システムを活用し個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

#### （2）被災者の生活再建等のための情報提供の要請

市は、県が災害救助法を適用して被災者に対して応急救助を行ったときに、被災者台帳を作成するうえで必要がある場合は、県に対して被災者に関する情報の提供を要請するものとする。



### 第3章 災害義援金の受入れ及び配分

---

義援金の受入れ及び配分については、配備受援対策部義援金品対応班が行うものとする。

#### 1 業務の体系（配備受援対策部）

義援金の受入れの準備 → 義援金受入れの周知 → 義援金の受入れ → 義援金の保管  
義援金の配分

#### 2 業務の内容

##### （1）義援金受入れの準備

- ア ゆうちょ銀行、大分銀行等、必要と思われる金融機関に義援金の受入れ口座を開設する。
- イ 各金融機関に無料送金の取扱に関する申込を行う。
- ウ 窓口での受付手順を確認する。

##### （2）義援金受入れの周知

市は、義援金の受入れを行う際は、市ホームページ及び報道機関等を通じ、次の事項を公表・周知する。

- ア 振込金融機関口座
- イ 受付窓口
- ウ 受付期間

##### （3）義援金の受入れ

- ア 本庁会計課内に受付窓口を開設し、受け付ける。
- イ 義援金受付に際しては、受付記録を作成し、寄託者には受領書を発行する。

##### （4）義援金の保管

義援金は、市会計管理者所管の歳入歳出外現金として管理する。

##### （5）義援金配分

- ア 市は、寄託された義援金について義援金配分委員会を組織し、配分計画を決定する。
- イ 義援金配分委員会は、義援金受入れ額及び被災状況を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を策定する。
- ウ 市は、義援金配分委員会で決定された義援金の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に義援金の配分を行う。

##### （6）その他

- ア 市は、義援金の受付状況を定期的に報道機関等を通じて公表するとともに、配分結果についてもすみやかに公表する。
- イ 市は、義援金の受入れ及び配分に関する受付簿ならびに配分の基礎となった資料を整備、保管しなければならない。

## 第4章 被災者支援に関する各種制度の概要

---

災害復旧に必要な資金需要を迅速に把握し、適切かつ効果的な資金の融資調達を行うための調査と融資の方法等は、この節の定めるところによって実施する。

### 1 融資の基本方針

災害復旧のための融資措置として、被災者、中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し民生の安定を計るものとする。

### 2 被災商工関係業者に対する融資

被災した中小企業者に対する災害復旧のための資金対策として、政府系金融機関等（株式会社商工組合中央金庫・株式会社日本政策金融公庫）並びに県下各金融機関からの融資の斡旋を行うとともに、これら災害融資金の利子補給金等の交付を行う等の対策を講ずるものとする。

### 3 被害農林漁業者に対する融資

被害を受けた農林漁業者に対する災害復旧のための資金対策として、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（天災融資法）、株式会社日本政策金融公庫法による災害復旧資金の斡旋を行うものとする。

### 4 生活確保に関する融資等

災害を受けた者に対する資金の融資及びあっせんは、次により行うものとする。

#### （1）生業資金の貸付け

市は、被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金その他少額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努めるものとする。

ア 生活福祉資金の災害援護資金、母子寡婦福祉資金

イ 株式会社日本政策金融公庫資金

#### （2）佐伯市災害弔慰金の支給等に関する条例による災害援護資金の貸付け

#### （3）住宅資金等のあっせん

### 5 被災者生活再建支援制度

国が事業主体となり、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、経済的な理由等により自立した生活を再建することが困難な者に対して、一定の基準に基づき「被災者生活再建支援金」を支給することによって、自立した生活の開始を支援する制度で、市は被災者からの申請及び報告書類の提出を受けるものとする。

### 6 災害被災者住宅再建支援事業

自然災害によって、著しい被害を受けた生活の基盤となる住宅の所有者に対して、市が事業主体となり、「佐伯市災害被災者住宅再建支援金支給要綱」に基づき、支援金を交付するものとする。

## 第5章 財源確保の対策

---

### 1 財政需要見込額の算定

風水害による大規模な被害が生じた場合は、復旧・復興対策を速やかに実施するため発災後できるだけ早期に正確な被災状況を把握し、必要な財政需要の見込額を算定する。

### 2 予算執行方針の決定

復旧・復興対策は、通常の予算執行に優先して実施することを基本とし、緊急に取り組むべき対策と執行を凍結すべき事業を分類し、被災後速やかに予算執行方針を定める。

### 3 復旧・復興財源の確保

被災後の復旧・復興対策を実施するための事業費は大規模になることが想定され、災害の影響による税収の減少や財政需要の増大により長期にわたる財政状況の悪化が懸念される。復旧・復興対策を円滑に実施していくため、各対策部の財政需要見込額を把握し必要な財源の確保に関する適切な措置を講ずる。

#### （1）国、県への支援策の要請

復旧・復興対策のための財政需要に対する関係法令による支援策について、国、県に対して最大限の支援要請を行うほか、市が独自で取り組むべき対策についても特別の財政支援を要請する。

#### （2）地方債の発行

大規模な復旧・復興に要する費用を賄うためには市の一般財源だけでは対応できないため地方債の発行及びその償還に対する財政上の特例措置について、県を通じて国に要望する。

#### （3）基金の活用による財源の確保

復旧・復興対策を実施するための財源が不足する場合には、市の保有する基金について、その設置目的を超えた活用が可能となるよう必要な措置を講ずる。

### 4 予算の編成及び執行

発災後、迅速な復旧・復興対策を実施するため、速やかに補正予算を編成する。

なお、復旧・復興対策が進展する中で必要な予算措置の見直しを適宜行う。

予算の執行に当たっては本節の予算執行方針に則り、円滑な復旧・復興を図ることを最優先とし、可能な限り柔軟な執行を行う。

## 第6章 激甚災害の指定

---

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」（以下、「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるように措置し、災害復旧事業費等の負担の適正化と迅速な復旧に努める。

### 1 激甚災害指定の手続

県内に大規模な災害が発生した場合、知事は市町村の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、県の関係部局に必要な調査を行わせる。

市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚被害として指定すべき災害かどうか判断する。

### 2 特別財政援助

市長は激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出するものとする。

県関係部局は、激甚法に定められた事業を実施するものとする。

## 第5部 原子力災害対策

第1章 各機関の処理すべき事務又は業務

第2章 災害想定

第3章 原子力発電所事故事前対策

第4章 原子力発電所事故応急対策

第5章 原子力災害中長期対策

## 第5部 原子力災害対策

この章は、近隣原発施設の過酷事故による原子力災害に対して、市民の安全・安心を確保するため関係機関の実施すべき施策を規定する。本章に定められていない事項については、「風水害・事故災害対策編第2部災害予防」、「同第3部災害応急対策」、「同第4部災害復旧・復興」の定めによるものとする。

本章は、本市における原子力防災の基本的事項を定めるものであり、市は、県が平成26年3月に策定し、随時改正を行っている「大分県原子力災害対策実施要領」に基づき実施要領を別途作成し、具体的な対策を推進していくものとする。

なお、放射性物質の漏洩等による多数の死傷者等が発生した、又は発生するおそれがある場合といった放射性物質事故災害については、「第6部その他の事故等災害対策」の「第1節放射性物質事故対策」において示す。

## 第1章 各機関の処理すべき事務又は業務

---

### 1 大分県

#### （1）大分県

- ア 放射性物質監視体制の整備
- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ウ 初動体制の充実
- エ ヘリコプター受援体制の充実強化
- オ 大分県高度情報ネットワークシステムの習熟
- カ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練の実施
- キ 情報の収集・連絡
- ク 活動体制等の確立
- ケ 屋内退避・一時移転体制の構築
- コ 緊急輸送活動の支援及び調整
- サ 救助・救急活動に係る応援要請等
- シ 医療救護活動（安定ヨウ素剤の服用、体表面スクリーニング、健康相談、被ばく者の受入れ等）の実施、応援要請（DMAT）等
- ス 県外避難者の受入体制の構築
- セ 食品検査体制の整備
- ソ 広報活動の実施

#### （2）警察本部（公安委員会）

- ア 情報の収集・連絡体制の強化
- イ 初動体制の充実
- ウ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- エ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- オ 活動体制等の確立
- カ 災害の拡大防止活動の実施
- キ 緊急輸送のための交通の確保
- ク 交通規制措置の実施
- ケ 救助活動の実施
- コ 犯罪予防等社会秩序の維持
- サ 広報活動の実施

### 2 佐伯市

#### （1）佐伯市

- ア 情報の収集・連絡体制の強化
- イ 初動体制の充実

- ウ 佐伯市防災情報システムの習熟
  - エ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への協力、参加
  - オ 情報の収集・連絡、避難誘導等
  - カ 活動体制等の確立
  - キ 警戒区域の設定
  - ク 屋内退避・一時移転体制の構築
  - ケ 災害の拡大防止活動の実施
  - コ 医療救護活動（安定ヨウ素剤の服用、対表面スクリーニング、健康相談等）の実施及び調整
  - サ 広報活動の実施
  - シ 市民の避難等の指示及び避難所の設置・運営
  - ス ヘリコプター受援体制の充実強化
- (2) 消防本部
- ア 情報の収集・連絡体制の強化
  - イ 初動体制の充実
  - ウ 佐伯市防災情報システムの習熟
  - エ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への協力、参加
  - オ 情報の収集・連絡、避難誘導等
  - カ 救助・救急活動の実施
  - キ 広報活動の実施

### 3 指定地方行政機関

- (1) 第七管区海上保安本部（大分海上保安部）
- ア 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
  - イ 災害時における船舶退避及び立入制限の措置
  - ウ 救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援
  - エ 海上における救助・救急活動の支援
  - オ 緊急時、海上モニタリングの支援
- (2) 大分地方気象台
- ア 気象情報の収集・分析、提供
  - イ 広報活動の実施

### 4 自衛隊

- (1) 情報の収集・連絡体制の強化
- (2) 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- (3) 部隊の災害派遣

### 5 指定公共機関及び指定地方公共機関

- (1) 日本赤十字社（大分県支部）



- ア 情報の収集・連絡体制の強化
  - イ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
  - ウ 救護班の派遣命令等
  - エ 救援物資の配布等
  - オ 関係団体への啓発
- (2) 大分県医師会、大分県薬剤師会、大分県放射線技師会、大分県看護協会
- ア 情報の収集・連絡体制の強化
  - イ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
  - ウ 医療救護活動(スクリーニング検査含む)実施への協力
  - エ 医療従事者への啓発

## 第2章 災害想定

本章の原子力災害対策の基礎とすべき災害は近隣の原子力発電所事故等により、放射性物質の拡散の影響が広範囲に及び、県内において放射性プルーム通過時の防護対策が必要となったとき又はそのおそれがあるときを想定する。

プルームとは、飛散した微細な放射性物質が大気に乗って煙のように流れていく現象

### 1 本県周辺地域に立地する原子力発電所

発電所名	伊方原子力発電所		
事業者名	四国電力株式会社		
所在地	愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ 3-40-3		
距離	約 55 k m		
設置番号	1号機	2号機	3号機
運転開始	S52.9	S57.3	H6.12
備考	H28.5 運転終了	H30.5 運転終了	運転中

発電所名	玄海原子力発電所			
事業者名	九州電力株式会社			
所在地	佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字朝湖 4112-1			
距離	約 180 k m			
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機
運転開始	S50.10	S56.3	H6.3	H9.7
備考	H27.4 運転終了	H31.4 運転終了	運転中	運転中

発電所名	川内原子力発電所	
事業者名	九州電力株式会社	
所在地	鹿児島県薩摩川内市	
距離	約 170 k m	
設置番号	1号機	2号機
運転開始	S59.7	S60.11
備考	運転中	運転中

### 2 近隣の原子力発電所事故時に予想される影響

原子力規制委員会が、平成 24 年 10 月 31 日に示した「原子力災害対策指針」の中で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておく区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲として、原子力施設から概ね半径 5 k m を目安とする予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone）及び原子力施設から概ね 30 k m を目安とする緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective action Planning Zone）が示された。

また、最寄りの原子力発電所（伊方発電所）から最短で約55kmにあり、この区域外であるが、重点区域に準じた対策の考え方を基本に、平成27年3月に国が示したUPZ外の防護対策の方針も考慮して、本市の対策のあり方や手順を検討していくものとする。

### 3 広域避難者受入れ

本市についてはPPAに含まれる場合の被害を想定するとともに、伊方原子力発電所の事故に伴う愛媛県からの広域避難者受入れについて想定するものとする。

市は、「大分県原子力災害対策実施要領」の「愛媛県からの避難者受入れ」を参考にして、市の原子力災害対策実施要領に別途定める。

### 3章 原子力発電所事故事前対策

---

本章については、風水害災害対策編「第2部災害予防」に定める計画に加えて、原子力発電所事故時の対応の特殊性に鑑み、以下に掲げる事項を定めるものとする。

#### 1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、「大分県原子力災害対策実施要領」の「原子力災害時の情報伝達・広報活動」を参考に、市の原子力災害対策実施要領に別途定める。

##### (1) 原子力災害発生時における関係機関との連携

市は、原子力災害発生時に迅速な対応を実施するため、日頃から県、警察、消防等の防災関係機関と連携し、情報の収集・連絡体制を整備するとともに、情報共有するため情報連絡体制の充実を図るものとする。

また、情報の収集と連絡に関する要領（情報の内容とその手段等）を定め、防災関係機関等に周知するものとする。

##### (2) 専門家との連携

市は、放射性物質、原子力防災等に精通する専門家との連携を密にし、日頃から本市における原子力防災に関する助言を受けられるよう努めるものとする。

##### (3) 事前情報の分析・整理

市は、県及び防災関係機関と連携して応急対策の実施に資するため、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新すると共に、適切に管理するものとする。

整理すべき資料の例

- ・人口、世帯数（原発施設との距離別、方位別、要配慮者の概要、季節的な人口移動に関する資料等）
- ・一般道路、高速道路、鉄道、空港及び港湾等交通手段に関する資料
- ・避難所及び屋内避難に適するコンクリート建物に関する資料
- ・配慮すべき施設（幼稚園、学校、病院、老人福祉施設等の資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む））
- ・周辺地域の気象資料
- ・平常時環境放射線モニタリング資料
- ・水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
- ・防護資機材の備蓄状況等

#### 2 モニタリング体制の整備

緊急事態においては、国の原子力規制委員会の統括の下、関係省庁、立地県、原子力事業者等が緊急時モニタリングを実施するものとされている。

県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質の放出による県内の影響へを評価するため、平常時から大気中の環境モニタリングを実施し、緊急時における影響評価に用いるための比

較データの収集、備蓄をするとともに、モニタリング設備・機器の維持、整備に努めることとなっており、市はその実施に協力するものとする。

県内におけるモニタリングポスト設置状況は以下のとおりであり、測定値はリアルタイムで平常時から自動的にWebに表示されている。

<http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/>

- ・大分市立佐賀関小学校（大分市大字佐賀関 1104 番地）
- ・大分県立国東高等学校（国東市国東町鶴川 1974）
- ・大分県立佐伯豊南高等学校（佐伯市大字鶴望 2851 1）
- ・大分県日田総合庁舎（日田市城町 1 1 10）
- ・衛生環境研究センター（大分市高江西 2 丁目 8 番）

また、今後示される原子力災害対策指針の検討結果と隣接県の設置状況を踏まえて、配置状況を含め、その整備のあり方等を検討していく。

### 3 市民の屋内退避・避難体制の整備

市は、「大分県原子力災害対策実施要領」の「屋内退避、一時移転・避難」を参考にして、市の原子力災害対策実施要領に別途定める。

#### （1）屋内退避・避難体制の構築

市は、防災関係機関等と連携して、原子力委員会が示す原子力災害対策指針等を踏まえて、市民の屋内退避及び避難体制の構築に努める。

県は、市に対して必要な支援を行うとともに、市町村の区域を越えた避難については、市町村間の調整等必要な支援を行うものとする。

#### （2）避難所等の確保・整備

市は、気密性の高い、遮蔽性の高い造りの公共的施設等の指定により避難所の確保及び必要な整備に努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、市民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

県は、市に対して避難所の設置、避難所に整備すべき資機材等について助言する。

#### （3）市民等への情報伝達・周知体制

ア 市は、ホームページや報道機関の協力を得たテレビ、ラジオ等の広報媒体の活用による住民への広報体制の整備を行う。

イ 市は、避難の迅速な実施のため屋内退避の方法等市民に提供する情報について、事前に整理し、消防機関、自主防災組織等と連携して緊急時の市民への伝達・周知体制を確保する

### 4 医療及び健康相談体制の整備

住民の健康を保持し、心理的な動揺・混乱を軽減し又は拡大を予防するため、健康相談体制及び初期被ばく医療を中心とした医療体制や、医療関係資機材の整備に努める。

- (1) 市は、今後の原子力規制委員会における検討状況を十分に踏まえ、医療機関等の協力を得て避難退域時検査及び簡易除染の実施及び健康相談の実施の体制整備に努めるものとする。
- (2) 市は、県等から整備すべき資機材の情報提供を受け、県や関係機関と協力し、除染用資機材、安定ヨウ素剤及び放射線測定資機材等の医療資機材、防護服等の確保に努めるものとする。
- また、原子力災害医療が可能な医療機関の把握を行い、協力体制の構築に努めるものとする。
- (3) 医療機関は、原子力災害医療の実施に必要な要員及び医薬品等資機材の整備、提供に協力するものとする。
- (4) 市は、今後示される原子力規制委員会の指針を踏まえ、国の指示があった場合に、市民等が迅速かつ適正に安定ヨウ素剤を服用できるよう、あらかじめ配布・服用の体制の構築に努める。

## 5 原子力災害に関する市民等への知識の普及・啓発

市は、県と協力して、市民等に対し原子力防災に関する知識の普及・啓発のため、次に掲げる事項について啓発・広報活動を実施する。

また、県は、市が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及・啓発に関し、必要な助言等を行うものとする。

- ア 近隣原子力発電所施設の概要に関すること。
- イ 原子力災害とその特性に関すること。
- ウ 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- オ 緊急時に国、立地県、県及び市町村等が講じる対策の内容に関すること。
- カ 屋内退避など緊急時にとるべき行動に関すること。
- キ その他原子力防災に関すること。

## 第4章 原子力発電所事故応急対策

本章については、風水害災害対策編「第3部災害応急対策」に定める計画に加えて、原子力発電所事故時の対応の特殊性に鑑み、以下に掲げる事項を定めるものとする。

### 1 情報の収集・連絡活動

#### (1) 緊急事態通報後の情報の収集、連絡

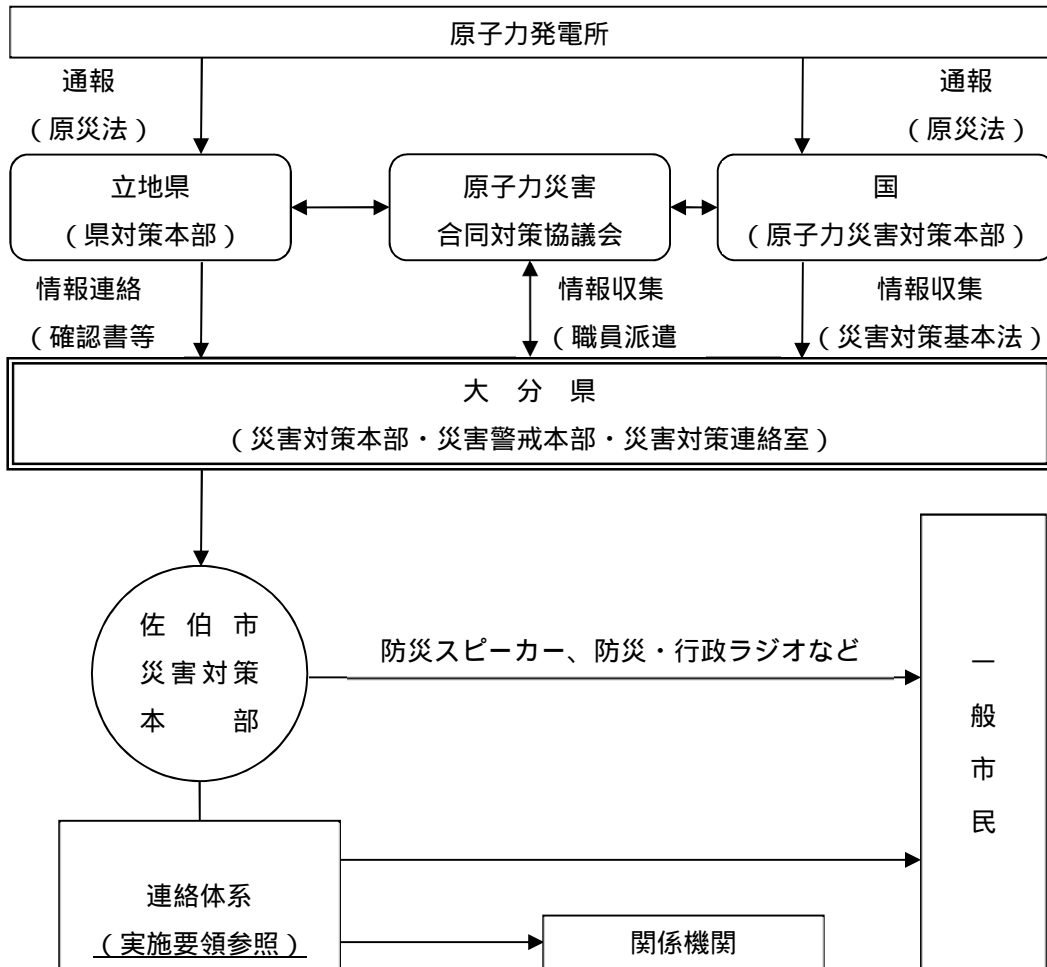
原子力発電所の原子力防災管理者は、原子力施設の周辺に放射線の異常な放出またはそのおそれがある場合には、施設の状況等に基づき該当する緊急事態区分を判断し、国や立地県等に速やかに緊急事態の通報を行うことになっている。

緊急事態区分	事態の内容
警戒事態	立地県において震度6弱以上の地震、大津波警報が発令等
施設敷地緊急事態	原災法第10条に基づき通報を要する事態 ・原子炉冷却材の漏えい ・給水機能の喪失 ・非常用炉心冷却装置の不作動 ・全交流電源喪失（30分以上） ・原子炉冷却機能の喪失 等
全面緊急事態	原災法第15条に基づき通報を要する事態 ・原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が停止 ・炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知 ・敷地境界の空間放射線量率が5 $\mu$ Sv/h が10分以上継続等

市は、県との通報・連絡体制等に基づき、原子力発電所事故等の通報・連絡を受けた時は、次図の通報連絡系統により、速やかに市関係機関へ情報提供を行い、相互の連携を密にし、対応に備えるものとする。

なお、県と相互の連絡を密にし、通報以降も環境放射線モニタリング情報、事故情報、避難状況、医療活動等の応急対策活動の状況等について、継続的に情報収集を行うものとする。

情報連絡系統



- ・原災法：「原子力災害対策特別措置法」
- ・確認書等：「愛媛県と大分県との確認事項について」等

2 市民等への情報伝達

市は、「大分県原子力災害対策実施要領」の「住民等への情報伝達・広報活動」を参考にし、市の原子力災害対策実施要領に別途定める。

(1) 市民等への情報伝達活動

市は、放射性物質の影響が五感に感じられないと言う原子力災害の特殊性に鑑み、市民の心理的動揺や混乱を未然に防止し、又は軽減するため、正確かつわかりやすい情報の速やかな伝達と公表、広報活動を行う。

ア 情報伝達等にあたっては、住民のニーズを十分に把握し市民に役立つ正確かつきめ細やかな対応を心掛けるものとする。

なお、その際、民心の安定及び要配慮者、一時滞在者等に配慮した伝達等を行うものとする。

イ 公表内容や時期については、県と連絡を密にし、協議のうえ他市の防災関係機関と相互に



連携を図り実施する。

（2）情報伝達の内容

- ア 事故、災害等の概況
- イ 災害応急対策の状況（県及び市が講じている施策の状況、モニタリングの結果、SPEEDIネットワークシステムによる放射能影響予測、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況等）
- ウ 災害対策本部等の設置
- エ 災害応急対策において市民が実施すべき事項
- オ 不安解消のための市民への呼びかけ
- カ 屋内退避や一時移転を円滑に行うための協力呼びかけ

（3）情報伝達系統・伝達手段

原子力災害時における市民等への情報の連絡・伝達は、次の情報伝達系統に従い実施する。  
 また、情報伝達にあたっては、第3部第2章第5節1（2）のとおりとする。

（4）市民問い合わせ窓口の設置

市は、近隣の原子力施設に緊急事態が発生した場合、市民の不安解消と拡大防止のため、防災関係機関等と連携し、市民等からの問い合わせに対応する窓口の設置を検討するものとする。

なお、放射性物資が放出されその拡散の影響が市に及んだ場合、または、そのおそれのある場合は、健康相談を含む市民相談窓口または総合相談窓口を設置する。

3 活動体制の確立

（1）災害対策本部等の設置

市は、下表の設置基準により、災害対策連絡室、災害警戒本部又は災害対策本部を設置するものとする。また、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小することができるものとする。

（2）地区災害対策本部の設置

災害対策本部が設置されたときには、地震津波対策編及び風水害・事故災害対策編に準じて、地区災害対策本部を設置する。ただし、災害対策本部長の指定する地区災害対策本部のみ置くことができる。

体制区分	設置基準	体制の概要
災害対策連絡室	近隣県における原子力発電所において事故等が発生し、異常事態の連絡を受けた場合で、情報収集・連絡体制をとる必要があるとき。 （警戒事態発生時）	・情報収集及び応急対策の準備を行う体制
災害警戒本部	・近隣県における原子力発電所において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める通報事象が発生し、大分県に放射性物質の拡散のおそれがあるとき。 ・その他、特に必要と認めるとき。 （施設内敷地緊急事態発生時）	・災害の拡大を防止するため、必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制
災害対策本部	・近隣県における原子力発電所において、原子力災害対策特別措置法第15条第1項に定める通報事象が	・災害応急対策を実施し、災害の拡大を最小限

	発生し、大分県に放射性物質の拡散のおそれがあるとき。 ・その他、特に必要と認めるとき。 （全面緊急事態発生時）	に止める体制
--	---	--------

（3）市の活動体制

市は、警戒事態発生（災害対策連絡室設置）後は、速やかに職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるとともに、職員の県災害対策本部への派遣等必要な体制を確保するものとする。

4 緊急時モニタリングの実施

原子力災害が発生した場合に、国（原子力規制委員会）は緊急時モニタリング計画を定め、立地県、原子力事業者等とともに原子力施設周辺及びU P Z（概ね 30km）圏域内において、緊急時モニタリングを実施するとしている。

県は、放射性物質の県内への影響を評価するためあらかじめ定めた環境放射線モニタリング実施要領に従い、環境放射線モニタリングを実施する。また、市はその実施に協力するものとする。

5 屋内退避等の防護活動

市は、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき国の原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の指示等に基づき、屋内退避又は一時移転等の措置を実施する。

市は、「大分県原子力災害対策実施要領」の「屋内退避、一時移転・避難」を参考にするものとする。

（1）屋内退避・一時移転の要請

原子力発電所から 30 km を超える区域においても、原子力発電所の事故状況に応じては、屋内退避を行う場合がある。このため内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合、市は、屋内退避のための注意喚起を行う。

（2）屋内退避、避難指示

市は、原子力災害対策本部長の指示があった場合、指示のあった区域内の市民に対して屋内退避、若しくは一時移転のための立ち退きの指示を行うものとする。

（3）屋内退避及び避難・一時移転の基準

原子力災害対策指針で示された、屋内退避及び避難・一時移転に関する指標は、次のとおり。

（屋内退避及び避難に関する指標）

基準値	基準の概要	避難等の概要
500 $\mu$ Sv/h	地上 1 m での空間放射線量率	数時間を目途に区域を特定し市民等の避難等を実施。（避難が困難な者についての一時屋内退避を含む）
20 $\mu$ Sv/h	地上 1 m での空間放射線量率	市民を一週間程度以内に一時移転させる。併せて、1 日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限する。

緊急時当初に用いる値であり、場合に応じて改訂される。

（4）屋内退避等の実施

屋内退避等の防護措置を実施する場合は、市のほか県、警察、消防、自衛隊等防災関係機関の支援、協力を得て実施する。市は、退避等措置を市民が動揺、混乱しないよう速やかに実施する。

（5）避難所の開設及び運営

市は、必要に応じて避難所及び福祉避難所を開設し、市民に対して周知を図るものとする。

県は、市に対して必要な支援を行うとともに、市の区域を越えて避難所の設置が必要な場合は、関係市町村間の調整を行うものとする。

（6）要配慮者等への配慮

市は、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮する。

（7）立地県等からの避難者の受け入れ

市は、避難者の受け入れの要請があった場合、大分県と連携して速やかに受け入れ体制を確保するものとする。

6 健康相談及び医療救護活動の実施

市は、近隣の原子力発電所の事故により放出された放射性物質の拡散の影響が県内に及んだ場合、またはそのおそれがある場合は、必要に応じて住民の心身の健康保持の確保のため、市民等に対して健康相談や医療救護活動を実施する。

（1）健康相談及び医療救護活動

市は、県や国の助言・指導及び協力を得ながら、県内の医療機関等の支援のもと、避難所等で健康相談を実施するとともに、避難所等の巡回相談を実施し避難生活者の心身の健康を確保するものとする。

また、避難基準に基づき避難した避難者等に対して、関係機関の協力を得て避難退域時検査を実施し、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施する。

（除染を講じるための基準）

基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	線：40,000cpm （皮膚から数 cm での検出器の計数率）	避難者等を避難退域時検査して、基準を超える際は迅速に除染
	線：13,000cpm【1か月後の値】 （皮膚から数 cm での検出器の計数率）	

（2）総合相談窓口の設置

市は、市民の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置し、関係機関との協力のもとに対応するものとする。

（3）安定ヨウ素剤の服用

安定ヨウ素剤の服用について、県は、国の原子力災害対策本部から安定ヨウ素剤の投与指示があった場合に、市と連携し、あらかじめ定めた配布計画に基づき、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時期及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### ア 服用のための準備

県は、原子力発電所が「施設敷地緊急事態」の状況に至った場合には、速やかに安定ヨウ素剤の服用ができるための準備を行ふものとする。

安定ヨウ素剤の避難所等への搬送は県が行うものとする。この場合、緊急を要する場合は、県防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等により搬送を行うものとする。

#### イ 服用の決定

県の災害対策本部長は、国の指導・助言又は指示に基づき、住民及び防災業務従事者に対する安定ヨウ素剤の服用を決定し、市に指示するとともに関係機関に連絡するものとする。なお、服用の決定にあたっては、防護対策の実効性を高めるため屋内退避、一時移転についても留意するなど、総合的な検討を行うものとする。

#### ウ 安定ヨウ素剤の配布

市は、県の災害対策本部長から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合は、保健所及び関係団体の協力を得て、市民に対して避難所等集合した場所において、安定ヨウ素剤を配布し、その服用を指示するものとする。

また、防災業務従事者に対しては、県災害対策本部長が配布し、服用を指示する。

安定ヨウ素剤の配布にあたっては、対象者に対して服用方法、注意事項等を記載したパンフレット等を添付のうえ説明を行う。

#### エ 安定ヨウ素剤の服用

##### （ア）服用者

原則として服用不適切者、慎重投与対象者及び自らの意思で服用をしない者を除く40歳未満の者を対象とする。ただし、40歳以上の者であって、安定ヨウ素剤服用に係る年齢と副作用のリスクとの関係を理解したうえで服用を希望する者については服用可能とする。また、特に新生児、乳幼児や妊婦の服用を優先する。

##### （イ）服用回数

服用回数は、副作用を考慮し、原則1回とし、その後は避難等の防護措置を優先させる。

##### （ウ）服用量及び服用方法

対象者	ヨウ化カリウム量 (mg)	ヨウ化カリウム丸 1丸 50mg	ヨウ化カリウム 液剤(1ml 16.3mg)
新生児	16.3mg		1ml
生後1ヶ月以上3歳未満	32.5mg		2ml
3歳以上13歳未満	50mg	1丸	3ml
13歳以上	100mg	2丸	6ml

（注1）液剤は、医薬品ヨウ化カリウムの粉末剤を注射用水に溶解したものをを用いる。

## 第5章 原子力災害中長期対策

---

原子力発電所事故の特殊性に鑑み、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策について、以下に掲げる事項を定めるものとする。

### 1 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

市は、原子力緊急事態解除宣言後、県及び関係機関と協力して継続的に環境放射線モニタリング及び農林水産物等の放射性物質モニタリング検査を行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後、平常時の環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

### 2 風評被害等の影響の軽減

市は、県及び国と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通の確保及び観光客の減少防止のための広報活動を行うものとする。

### 3 健康相談体制の整備

市は、県及び関係機関と連携し、専門家等の助言・指導を得ながら、市民等に対する心身の健康相談に関する体制を整備するものとする。

## 第6部 その他の事故対策

第1章 放射性物質事故対策

第2章 突発性重大事故対策

## 第6部 その他の事故対策

この章は、茨城県東海村の臨界事故のように、放射性物質の漏洩等による多数の死傷者等が発生した、又は発生するおそれがある場合といった放射性物質事故災害に対し、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

本章に定められていない事項については、「風水害・事故災害対策編 第2部 災害予防」、「同 第3部 災害応急対策」、「同 第4部 災害復旧・復興」の定めによるものとする。

## 第1章 放射性物質事故対策

---

放射性物質等に関する所掌事務は国であり、本市は規制に関しての法的権限を有していないが、市内では医療機関等で放射性物質を取り扱っており、万一の事故の場合、その影響の甚大性を鑑み、放射性物質事故に関する対策について定める。

### 1 市の処理すべき事務又は業務

#### (1) 市

- ア 情報の収集・連絡体制の強化
- イ 初動体制の充実
- ウ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練の実施
- エ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- オ 活動体制等の確立
- カ 災害の拡大防止活動の実施
- キ 医療救護活動の実施及び調整
- ク 広報活動の実施

#### (2) 消防本部

- ア 情報の収集・連絡体制の強化
- イ 初動体制の充実
- ウ 佐伯市防災情報システムの習熟
- エ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練の実施
- オ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- カ 活動体制等の確立
- キ 災害の拡大防止活動の実施
- ク 救助・救急活動の実施
- ケ 消火活動の実施
- コ 広報活動の実施

### 2 事故の想定

本計画で対象とする放射性物質事故は、市内において多数の被ばく者もしくは避難者が発生又は発生するおそれが生じた場合や、災害応急対策が避難生活を大規模化・長期化させるなど、社会的影響が大きいと判断される次のような事故を想定する。

- (1) 放射性物質等を取り扱う医療機関等における放射性物質等の漏洩、火災等
- (2) 市内輸送中の放射性物質等の漏洩・火災等

### 3 放射性物質事故予防

#### (1) 放射性物質の安全性の確保

- ア 放射性物質に対する保安対策



放射性物質を使用する建築物等において、地震、火災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、当該施設の関係者は直ちにその旨を消防本部、又は消防署、若しくは消防法第24条の規定により、市長の指定した場所に通報する。

なお、特に必要がある場合、通報を受けた者は県に報告する。

また、地震、火災その他の災害のため放射性物質を他の場所に移した場合には、その周辺に、なわ張り、標識等を設け、かつ見張り人をつけ関係者以外の者が立入ることを禁止する。

#### イ 放射性物質使用施設の安全性の確保

放射性物質の貯蔵・取扱を行う事業者（以下、この章において「事業者」という。）は、何らかの要因により放射線の漏洩等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行なうため、あらかじめ消防機関、警察、市、県、国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

#### ウ 放射性物質取扱施設の把握

市は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ確に行なうため、放射性物質扱い施設の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

#### エ 避難訓練の実施

市は、放射性物質事故を想定し、県、市、防災関係機関、事業者、自衛消防組織及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

#### オ 防災知識の普及・啓発

市は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、市民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

#### カ 要配慮者対策

市は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

### （2）迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

#### ア 防災情報通信網等の整備

市は、防災スピーカー、防災ラジオ等を利用した迅速かつ的確な情報の収集伝達及び衛星通信を利用した携帯電話の導入等により不感地帯に対応した通信機器の整備、充実に努めるとともに、必要に応じてその他通信連絡網の整備・活用を図るものとする。

#### イ 応援協力体制の整備

（ア）事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努めるものとする。

（イ）市は、放射性物質事故災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結推進により、応援協定体制の整備を図るとともに、必要な措置を講ずるものとする。

（ウ）市は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、

連絡調整窓口、連絡方法について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

ウ 救助・救急及び医療救護

（ア）市は、あらかじめ市内の医療機関に対して、放射線被爆による障害の専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握するものとする。また、必要に応じて市外のこれらの施設

・設備を備える医療機関との連携を図っておくものとする。

（イ）市は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定して、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（ウ）市は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

（エ）~~また~~事業者は、消防機関、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図るものとする。

エ 消防力の強化

（ア）事業者の取るべき措置

事業者は、放射性物質事故災害による被害の拡大を最小限に留めるため、消防活動等について、平常時から消防機関等との連携を強化しておくものとする。

（イ）市のとるべき措置

市の消防機関においては、事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消防活動方法を決定するとともに、安全性の確保に努め迅速に消防活動を行なうものとする。

#### 4 放射性物質事故応急対策

（1）災害情報の収集伝達

ア 放射性降下物に対する一般的な周知

放射性降下物は、空気中に浮遊して、人体に付着したり、直接又は間接に人間の口などを通じて体内に進入し、各臓器に沈着して放射線を出し、人体に悪影響を与える。従って被害を最小限に止めるため次のことの周知を図る。

（ア）放射性降下物が雨等に混入し皮膚に付着したときは、比較的簡単に洗い落とせるので、入浴等によって身体を清潔にする。

（イ）果物類、葉菜類等は主として表面に放射性降下物が付着しているからよく水洗い（中性洗剤等で洗うのが望ましい）する。

（ウ）飲料水に対する対策としては、天水飲用者は特に降り始めの雨水を用いないこと。また、天水を飲用に使用する場合は、ろ過（30cm以上の砂の層、又は活性炭の層）することが望ましい。なお、ふたのない井戸や河川の水を飲料水として使用する場合は、井戸には蓋をし、河川水はろ過して使用する。

イ 事業者のとるべき措置

事業者は、放射性物質事故が発生した場合、速やかに被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

ウ 県及び県警察本部のとるべき措置

（ア）県は、放射性物質事故災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に伝達するとともに、災害情報・被害情報の収集・伝達について必要な措置を講ずるものとする。

（イ）放射性降下物を測定する資機材を有する機関（以下「測定機関」という）から、人体等に影響があると思われる放射性降下物（雨及び塵中）の降下量に関する通報があった場合、県（福祉保健部）又は警察機関は必要に応じ、報道機関を通じて一般に周知する。

（ウ）放射性降下物の量がさらに増大し、その危険性が大きいと思われる場合、県は測定機関等と共同して積極的に報道機関等を通じて一般に周知する。

この場合、県は測定機関の依頼に基づく飲食物の生産流通の管理、指導並びに助成等の措置を講ずる。

（エ）県は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市及び関係機関との連絡調整に当たるものとする。

（オ）県は、国や国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の専門家の指示、指導または助言を得て、緊急時のモニタリング活動を行なうなど、放射性物質による環境への影響について把握するものとする。

（カ）県警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、災害情報の収集にあたるものとする。

（キ）県及び県警察本部は、必要に応じて、大分県防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる上空からの被害状況の把握を行なうものとする。

## エ 市及び防災関係機関のとりべき措置

（ア）市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達を実施するものとする。

（イ）市及び消防本部から県への危険物等災害の緊急連絡を行うものとする。

（ウ）測定機関が放射性降下物（雨及び塵中）の降下量を測定した結果、人体等に影響があると思われる場合、必要があれば県（福祉保健部）又は警察機関に通報するものとする。

（エ）大分地方气象台は、災害時における気象状態の把握及びその気象情報を提供する。

## （2）活動体制の確立

### ア 事業者の活動体制

事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立等必要な体制をとり、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、流出防止活動等災害の拡大防止のための必要な措置を講ずるものとする。

### イ 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立および災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣および状況報告、また、状況に応じ県防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

### ウ 相互応援協力

（ア）県は、大規模な放射性物質事故災害が発生し、市から応援要請があり、必要があると認めるときには、応援の要請先に対して応援要請等を行うものとする。

（イ）県は、放射性物質事故災害の状況によっては、消火活動等において放射線の専門的な知識を必要とする場合もあるため、必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国その他の

関係機関との連携を図るものとする。

（ウ）市は、放射性物質事故災害の規模が本市の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、知事または他の市町村長の応援または応援の斡旋を求めるものとする。

（エ）消防本部は、放射性物質事故災害の規模が本市の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、被災市町村との調整のうえ、県内消防本部による「大分県常備消防相互応援協定」により、他の消防本部に対して応援を要請するものとする。

（オ）事業者は、事業者団体相互の応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

#### エ 自衛隊の災害派遣

市長は、大規模な放射性物質事故災害が発生し、必要があると認めるときは、第3部第2章第8節により、自衛隊の派遣要請を行うものとする。

#### オ 災害広報

市は、県、防災関係機関および事業者と、相互に協力して、放射性物質事故災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際には、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

### （3）災害の拡大防止

#### ア 事業者のとりべき措置

事業者は、放射性物質事故時において消防機関等の関係機関と連携を密にし、関係法の定めにより、的確な応急点検および応急措置を講ずるものとする。

#### イ 県、市、消防機関のとりべき措置

県、市、消防機関等は、関係法の定めにより、環境放射線モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、放射性物質等関係施設の緊急使用停止命令などの適切な応急対策を講ずるものとする。

### （4）捜索、救助・救急、医療救護および消火活動

#### ア 捜索、救助・救急、医療救護活動

（ア）市は、市地域防災の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等速やかに行い、救助・救急および医療救護活動を実施するものとする。

（イ）消防機関は、保有する資機材を活用し、市、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

（ウ）県警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うとともに、避難誘導及び危険箇所の警戒等を行う。

#### イ 消火活動

（ア）消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、当該建築物への延焼防止の対策を講ずるとともに、注水消火に当たっては、放射性物質による汚染拡大防止の措置を講ずる。

（イ）市は、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を必要とするときは県に要請するものとする。

（ウ）被災地以外の市町村は、被災市からの要請または相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

（5）交通規制措置

県警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、県内の交通事情を収集し、その状況を一般に公表する等の必要な措置を講ずるものとする。

（6）避難誘導

市は、放射性物質事故により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、市民等に対し避難の指示等の必要な措置を講ずるものとする。

また、市は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

## 5 放射性物質事故復旧

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「風水害・事故災害対策編 第4部 災害復旧・復興」の定めによるものとする。

## 第2章 突発性重大事故対策

---

本章は、突発的に発生する道路災害、鉄道災害、航空機災害、海上災害、大規模な火災、林野火災、危険物等災害、その他の災害に対して、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。

各災害は次の災害を対象とする。

### 1. 道路災害

自然災害による道路構造物の被災、道路事故、多重衝突やトンネル内での車両火災等の道路事故等による多数の死傷者等が発生する災害。

### 2. 鉄道災害

列車の衝突や脱線、自然災害による鉄軌道構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害。

### 3. 航空機災害

本市の区域には空港はないが、航空機の墜落等の大規模な航空事故による乗客や市民の多数の死傷者等の発生といった航空災害。

### 4. 海上災害対策

海上における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶や陸上施設、海上施設からの危険物・積荷等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災等といった海上災害。

地震・津波その他の災害によって同様の対策が必要となった場合も含む。

### 5. 大規模な火災対策

木造家屋密集地域、雑居ビル、高層住宅等における大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火災。

### 6. 林野火災

火災による広範囲にわたる林野の消失、住宅等への延焼等といった林野火災。

### 7. 危険物等災害

危険物及び高圧ガスの漏洩、流出、火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合といった危険物等災害。

### 8. その他の災害

1.～7.以外の、鉱山施設等の災害、自然公園施設の災害、がけ地近接危険住宅の災害等の突発的に発生した大規模な事故等。

## 1 市及び消防本部の処理すべき事務又は業務

### (1) 市

ア 情報の収集・連絡体制の強化

- イ 初動体制の充実
  - ウ 災害を想定した総合的な防災訓練の実施
  - エ 情報の収集・連絡、避難誘導等
  - オ 活動体制等の確立
  - カ 医療救護活動の実施及び調整
  - キ 広報活動の実施
  - ク 鉄道災害に係る処理すべき事務又は業務
    - （ア）鉄軌道交通の安全のための情報の充実（鉄軌道事業者への協力）
    - （イ）鉄軌道の安全対策の推進（主要な交通網が集中している地域の土砂災害及び海岸保全対策）
  - ケ 海上災害に係る処理すべき事務又は業務
    - （ア）被災した公共施設の復旧
  - コ 大規模な火災に係る処理すべき事務又は業務
    - （ア）火災に強いまちづくりの推進
    - （イ）防災空間の整備
    - （ウ）出火予防対策の推進
    - （エ）延焼予防対策の推進
    - （オ）施設及び設備の応急復旧
  - サ 林野火災に係る処理すべき事務又は業務
    - （ア）被災施設の復旧等
    - （イ）防火思想の普及
    - （ウ）監視体制の強化
    - （エ）予防施設及び林野火災対策用資機材の整備
    - （オ）消防体制の整備
    - （カ）二次災害の防止
  - シ 危険物等災害に係る処理すべき事務又は業務
    - （ア）被災した公共施設の復旧
- （2）消防本部
- ア 情報の収集・連絡体制の強化
  - イ 初動体制の充実
  - ウ 佐伯市防災情報システムの習熟
  - エ 災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
  - オ 情報の収集・連絡、避難誘導等
  - カ 活動体制等の確立
  - キ 救助・救急活動の実施
  - ク 消防活動の実施
  - ケ 広報活動の実施
  - サ 道路災害及び鉄道災害に係る処理すべき事務又は業務
    - （ア）危険物等の防除等

シ 航空機災害及び海上災害に係る処理すべき事務又は業務

（ア）搜索活動の実施

ス 大規模な火災に係る処理すべき事務又は業務

（ア）出火予防対策の推進

（イ）延焼予防対策の推進

セ 林野火災に係る処理すべき事務又は業務

（ア）防火思想の普及

（イ）監視体制の強化

（ウ）予防施設および林野火災対策用資機材の整備

（エ）消防体制の整備

ソ 危険物等災害に係る処理すべき事務又は業務

（ア）危険物保安予防対策の推進

（イ）火薬類保安対策の推進

（ウ）危険物等の輸送保安対策の推進

（エ）災害の拡大防止活動の実施

（オ）危険物等の防除等

## 2 突発性事故災害予防対策

### （1）災害に強いまちづくり

#### ア 道路災害

交通量の増大に対処した道路の拡充整備を図るとともに、警察、教育委員会等を中心に関係機関が協力し交通安全教育の徹底、交通安全施設の充実に努め、全市民をあげた事故防止を確立するものとする。

#### イ 鉄道災害

##### （ア）鉄道交通の安全のための情報の充実

鉄軌道事業者は、鉄軌道交通の安全のため、気象庁等と連携して、気象、地象、水象に関する予報及び特別警報、警報の伝達、情報の収集等に必要な気象観測設備、通信連絡設備等の整備充実に努めるものとする。

##### （イ）鉄軌道の安全のための施設、設備等の整備充実

a 鉄軌道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講じ、被害の拡大を防止するため、異常時における列車防護及び列車防護用具の整備、運行管理体制の充実、乗務員及び保安要員の教育訓練に努め、安全な運行の確保を図るとともに、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の点検、整備に努めるものとする。

b 県、市、道路管理者、鉄軌道事業者等は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

##### （ウ）鉄軌道車両災害防止対策（九州旅客鉄道株）

###### a 防災設備の設置

鉄軌道車両の災害を防止するため機関車、電車、気動車の全機にA T S - S型車内警報



装置を、ディーゼルエンジン機関に消火器を、動力運転台に特殊信号機を搭載する。なお、客車に消火器を備えつけるとともに車内放送を完備するものとする。

b 防災管理方針

車両の防災管理のため管理責任者を置き、常に整備状況を把握し、補充整備に支障をきたさぬように努めるとともに、定期的に動力試験を行い、また、動力車乗務員を対象に定期的に訓練を行うものとする。

ウ 海上災害

(ア) 海上交通の安全のための情報の充実

佐伯海上保安署は、海図、水路書誌等水路図誌の整備を図るとともに、水路情報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図るものとする。

(イ) 船舶の安全な運行の確保

佐伯海上保安署は、船舶に対し、船舶安全法、港則法、海洋汚染及び海上災害等の防止に関する法律等船舶の安全及び海上災害の予防に関する法令の遵守について指導監督するものとする。

エ 大規模な火災

(ア) 災害に強いまちの形成

県及び市町村は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進するものとする。

(イ) 火災に対する建築物の安全化

a 市は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進するものとする。

b 市街地の整備

市は、老朽木造住宅密集市街地等防災上の危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上安全な市街地の形成を促進するものとする。

c 防災空間の整備

市は、幹線道路や河川等との連携を図りつつ、大規模な火災の発生時に避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点等となる都市公園の計画的配置を行うとともに、難路及び消防活動困難区域の解消のため、十分に幅員を持った道路の整備を推進するものとする。

(ウ) 建築物の不燃化の促進

市は、防火地域及び準防火地域の指定による防災に考慮した土地利用を図り、建築物の不燃化を推進するものとする。

オ 林野火災

森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理運動を推進するよう努めるものとする。

県及び市は、警報発令等林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応、消防機関の警戒体制の強化等を行うものとする。

県及び市は、林野火災防止のため、大分県高度情報ネットワークシステム、本市の防災スピーカー等を利用し、大分地方气象台と連携のうえ、特別警報、注意報の発表等気象に関

する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずるものとする。

#### カ 危険物等災害

危険物等の製造・貯蔵・取扱を行う事業者は、法令で定める技術基準を遵守し、また、県および市は、危険物等の製造所、貯蔵所及び取扱所に対する立入検査の徹底により、施設の安全性の確保に努めるものとする。

#### (2) 災害に強い人づくり

防災訓練の実施、防災知識の普及・啓発、要配慮者対策等により、災害に強い人づくりを図る。

#### (3) 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

道路管理者、鉄軌道事業者、航空輸送事業者等及び、市、関係機関は、防災情報の収集・連絡体制の強化、応援協力体制の整備、救助・救急及び医療（助産）救護体制の整備、消防力の強化等の迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置を実施する。

また、大規模な火災対策、林野火災対策及び危険物等災害予防も同等の対策を行うものとする。

### 3 突発性事故災害応急対策

#### (1) 災害情報の収集伝達

##### ア 道路管理者のとりべき措置

道路管理者は、災害が発生した場合、速やかに、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

イ 市及び防災関係機関は、災害情報の・被害情報の迅速・的確な収集及び県への伝達に関する措置を実施するものとする。

ウ 市及び消防本部から県への災害の緊急連絡を行うものとする。

エ 県への報告手段が途絶した場合の国（総務省消防庁）への伝達に関する措置を実施するものとする。

#### (2) 活動体制の確立

##### ア 道路管理者の活動体制

道路管理者は、道路災害の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール、道路モニター等による情報収集を行い、被害の拡大を防ぐため、迂回路の設定、道路利用者等への情報の提供等を行うものとする。

また、海上災害が発生した場合、発災後速やかに初期消火、延焼防止活動、流出防止等災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるとともに、大分海上保安署、県警察本部、消防機関等に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について連絡し、緊密な連携の確保に努めるものとする。

##### イ 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ大

分県防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

#### ウ 相互応援協力

（ア）道路管理者は、建設業者等との応援協定に基づき、障害物の除去、応急復旧に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

（イ）市は、災害の規模が本市の消防体制では十分な応急措置の実施が困難であると認められる場合には、広域的な応援要請により知事又は他の市町村長の応援又は応援の斡旋を求めることができる。

（ウ）消防本部は、災害の規模が本市の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、調整のうえ、県内消防本部による「大分県常備消防相互応援協定」により、他の消防本部に対して応援を要請するものとする。

#### エ 災害広報

県、市、防災関係機関等は、相互に協力して、災害の状況、安否情報、復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

海上災害が発生し、流出油等が漂着又は漂着するおそれのある場合、防災関係機関は相互に協力して、沿岸住民に対し、流出油等海上災害の状況、安否情報、交通規制、火気使用の制限又は火気使用の禁止等危険防止措置等の正確かつきめ細やかな情報を周知させる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

#### オ 要配慮者対策

市は、「風水害等対策編 第2部 第3章 第5節 要配慮者の安全確保」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分に配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

### （3）捜索、救助・救急、医療救護及び消火活動

#### ア 捜索、救助・救急及び医療救護活動

（ア）市は、市地域防災計画の定めるところにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療救護活動を実施するものとする。

また、海上災害が発生した場合、佐伯海上保安署等関係機関と協力し、水難救護法に基づき、遭難船舶の救護を行うものとする。

さらに、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によっては常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動にあたっては、消防機関等と連携のうえ、次の事項を検討して最善の方策を講ずるものとする。

- a 出動部隊の出動区域
- b 携行する消防機材及びその他の器具
- c 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- d 応援部隊の終結場所及び誘導方法
- e 応急防火線の設定

- f 食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給
- g 交代要員の確保
- h 救急救護対策
- i 市民等の避難
- j 空中消火の要請
- k 空中消火資機材の手配及び消火体制

(イ) 消防機関は、保有する資機材を活用し、市、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

(ウ) 県警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、積極的な救出救助活動を行うものとする。

また、海上災害が発生し、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が生じた場合には、佐伯海上保安署と連携し、航空機、警備艇等により迅速な搜索活動及び救出救助活動を行うものとする。

(エ) 道路管理者、鉄軌道事業者、航空輸送事業者は、消防機関、県警察本部等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力するとともに、救助に関する措置、乗客の救援、救護を実施するものとする。

(オ) 佐伯海上保安署は、船舶の遭難、人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機等により、搜索活動及び救助活動を行うものとする。さらに、状況によっては関係機関に対して陸上での救助活動を要請する。

#### イ 消防活動

(ア) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(イ) 道路管理者、鉄軌道事業者、航空輸送事業者は、消防機関等による迅速かつ的確な消火活動が行われるよう協力するとともに、消防に関する措置を実施するものとする。

(ウ) 佐伯海上保安署又は消防機関は、船舶の火災を知った場合、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

(エ) 消防機関は、海上災害が発生したときは、船舶又は流出油火災の発生に対処するため、必要に応じ消防ポンプ自動車等を出動させる。

火災が発生した場合、「海上保安庁の機関と消防機関の業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき、佐伯海上保安署と密接に連携して消火活動を行うものとする。

なお、陸上の施設に延焼するおそれがある場合は、延焼防止の措置を講じるものとする。

#### (4) 交通規制措置

県警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、県内の交通事情を収集し、その状況を一般に公表する等の必要な措置を講ずるものとする。

また、佐伯海上保安署は海上災害が発生した場合は、次の措置により、海上交通の確保を図るものとする。

#### ア 航行の安全確保

海上災害の現場付近における船舶の航行の安全確保に努める。必要があるときは、巡視船又は曳船等により遭難船を遭難海域から他の安全海域へ移動させる。

イ 危険物の保安措置

危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行うものとする。

ウ 警戒区域の設定

生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

(5) 危険物の流出に対する応急対策

災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合、消防機関、県警察本部、道路管理者等は、相互に協力して、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(6) 避難誘導

鉄軌道事業者は、旅客及び公衆等の避難・誘導を行うものとする。

市は、大規模な火災、林野火災、危険物災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、地域住民等に対し避難の勧告又は指示等の必要な措置を講ずるものとする。

また、林野火災発生 of 通報を受けた場合には、直ちに広報車等により広報を行うとともに、登山者、森林内での作業者等の滞在者に速やかに退去するよう呼びかけるものとする。

(7) 二次災害の防止

ア 海上災害

大分海上保安部は、海上災害により船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行うものとする。

また、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じるよう指導するものとする。

イ 林野火災

市は、国及び県と協力し、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努め、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り、応急対策を行うものとする。

ウ 危険物等災害

(ア) 事業者は、危険物等災害時において消防機関等の関係機関と連携を密にし、関係法の定めにより、的確な応急点検および応急措置を講ずるものとする。

(イ) 市及び消防機関等は、関係法の定めにより、事故現場への担当者派遣等による危険物等災害時の危険物等流出・拡散防止および除去、環境放射線モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令などの適切な応急対策を講ずるものとする。

#### 4 突発性事故災害復旧

##### （1）災害復旧の方針

道路管理者、鉄軌道事業者、航空輸送事業者は、県、市及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行うものとする。道路管理者、鉄軌道事業者、航空輸送事業者は、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

また、海上災害、林野火災、危険物等災害、その他の災害において、復旧対策は、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「風水害・事故災害対策編 第4部 災害復旧・復興」の定めによるものとする。

##### （2）復旧対策の実施

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「風水害・事故災害対策編 第4部 災害復旧・復興」の定めによるものとする。

林野火災について、市は、必要に応じ国及び県と連携し、造林補助事業等により、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりに努めるものとする。

## 佐伯市地域防災計画（風水害・事故災害対策編）修正の経過

平成19年 2月 制定

佐伯市地域防災計画（本編）として制定

平成28年 2月17日 全部修正

地震・津波以外の災害に対する計画として、新たに「風水害・事故災害対策編」として全面改訂した。改訂にあたっては平成19年以降に修正された関連法、上位計画等の内容を反映した。（災害対策基本法をはじめとした災害関連法、防災基本計画の内容を反映している大分県地域防災計画（H26.6版）（H27年度修正）を反映した。）

平成31年 3月27日 一部修正

一部改訂。改訂にあたっては平成28年以降に修正された関連法、上位計画等の内容を反映した。（災害対策基本法をはじめとした災害関連法、防災基本計画の内容を反映している大分県地域防災計画（H30.6月修正版）を反映した。）

令和3年 2月18日 一部修正

一部改訂。改訂にあたっては令和元年以降に修正された関連法、上位計画等の内容を反映した。（災害対策基本法をはじめとした災害関連法、防災基本計画の内容を反映している大分県地域防災計画（R2.8月修正版等）を反映した。）

令和5年 3月22日 一部修正

一部改訂。改訂にあたっては令和2年以降に修正された関連法、上位計画等の内容を反映した。（災害対策基本法をはじめとした災害関連法、防災基本計画の内容を反映している大分県地域防災計画（R4.9月修正版等）を反映した。）

令和6年 3月18日 一部修正

一部改訂。改訂にあたっては令和4年以降に修正された関連法、上位計画等の内容を反映した。（災害対策基本法をはじめとした災害関連法、防災基本計画の内容を反映している大分県地域防災計画（R5.8月修正版等）を反映した。）

佐伯市地域防災計画  
(風水害・事故災害対策編)  
令和6年3月

佐伯市防災会議

事務局 佐伯市防災局防災危機管理課

〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号

TEL(0972)22-4567(直通) FAX(0972)22-3124

ホームページアドレス <http://www.city.saiki.oita.jp/>